

自己点検・評価報告書

三重短期大学

目 次

序章	1
本章	
第1章 理念・目的	3
第2章 教育研究組織	10
第3章 教員・教員組織	14
第4章 教育内容・方法・成果	
第1節 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	24
第2節 教育課程・教育内容	32
第3節 教育方法	40
第4節 成果	45
第5章 学生の受け入れ	51
第6章 学生支援	64
第7章 教育研究等環境	76
第8章 社会連携・社会貢献	88
第9章 管理運営・財務	
第1節 管理運営	97
第2節 財務	102
第10章 内部質保証	105
終章	111

序 章

本学は、戦後の復興はまず学校からという方針の下、勤労学生と女子に高等教育を提供する目的を掲げて、1952年に法経科第2部（定員100名）と家政科（40名）からなる短期大学として、津市によって設置された。翌年には、教職課程設置や学生定員の増員の認可を受け（法経科第2部定員180名、家政科60名）、さらに1954年には、被服専攻科（定員20名）が設置された。その後1969年に、家政科の専攻が食物栄養専攻科と被服専攻科に分離され、加えて法経科第2部の増員（150名）が行なわれた。また、時期を同じくして法経科第1部（定員60名）が増設された。1973年には、家政専攻（定員100名）、食物栄養専攻（50名）とする家政科の入学定員と名称の変更が行われた。平成3年に、従来の「調理と被服」中心の家政科から「生活を総合的に捉える」という目的の下、家政科を生活科学科に改編している（食物栄養学専攻定員50名、生活科学専攻定員100名）。

そして、平成9年に法経科第1部及び第2部を法律コース、経商コース、行政コースの3コース制に、生活科学科生活科学専攻を生活システムコース、居住環境コースの2コース制に改編したが、平成19年に法経科一部を2コース制にし、法経科二部はコース制度を廃止、生活科学専攻では生活福祉・心理コースと居住環境コースに改編した。

このように時代のニーズに即した学科等の改編を通じて教育の現代的再編に努める一方、定員数は全国の公立短期大学のなかでも最大規模という特徴を有するに至る。また同時に、地域に開かれた大学づくりを目指し、地域問題総合調査研究室による地域問題研究の蓄積や公開講座、施設の地域開放などを通じて、常に時代や地域の要請に応じて自己革新を行なってきた。

現在、本学は法経科（第1部・第2部）及び生活科学科（食物栄養学専攻・生活科学専攻）の二学科であり、学生定員800名からなり、これまで約20,000名もの卒業生を社会に輩出しており、いずれの卒業生も、政界・官界・実務界をはじめ地域で活躍をしている。

法経科第1部法律コースは、公立短期大学唯一の法律専門コースであり、憲法、民法、刑法などの基幹科目に加え、行政法、労働法、行政学、地方財政論など現代社会に適応したカリキュラムと少人数制のゼミにより、法律学の基礎から応用まで学ぶことができ、卒業後は公務員や民間企業への就職のほか、国公立大学を中心とした四年制大学への編入者を多く輩出している。同科経商コースは、経済学の基礎や経営学の理論、実践的科目である会計学を学ぶことができ、習得した経済知識を活かし金融、保険、製造業、サービス業など県内外の企業に就職するものが多い。法経科第2部は、法律分野、経済・経営分野といった社会科学全般を幅広く学ぶことができ、高校新卒者から働きながらキャリアアップを目指す中高年層、仕事や子育てが一段落した熟年層まで様々な学生が学んでおり、年代を超えた交流も本学の特色の一つである。

生活科学科食物栄養学専攻は、「食」と「健康」に関する専門家の養成を目指し、栄養士免許取得のためのカリキュラムを用意している。約45年にわたり病院や福祉施設、自治体などで活躍する栄養士を輩出し、県下屈指の栄養士養成施設として高い評価を受けている。最近では、スポーツ栄養士や栄養教諭、食品開発分野への就職、あるいは四年制大学へ編入することにより、高度な専門知識を身に付ける学生が多い。所要の実務経験を経た後、管理栄養士国家試験受験資格を得られる。同科生活福祉・心理コースは、福祉についての基礎的・実践的理論を学びつつ、同時に心理学的素養を身につけ、生活者の一員として、主体的に行動できる人材の育成を目指し設置された。所要の実務経験などを経た後、

序 章

社会福祉士基礎資格や中学校教諭二種免許「家庭」などの資格が得られる。同科居住環境コースは、平成 22 年度から従来の家づくり、まちづくりを主体とした学習分野に加え、自然環境と人間との調和としての「環境共生」を目指す分野を新設するとともに、建築士法の改正に則り、一級及び二級建築士試験指定科目に適合するカリキュラムになっている。

本学は、知の創造と継承を理念として、社会の変化に的確に対応できる人材の育成に努めるべく、社会のニーズに則し組織などの改変を行ってきたのであるが、他方で高等教育機関としての意義を問い、更なる大学改革を目指し、平成 13 年度、同 21 年度、同 22 年度に自己点検評価を行い報告書の作成を行ってきた。同 22 年度の自己点検評価については、客観的な評価として独立行政法人大学評価・学位授与機構による機関別認証評価を受け、各基準について適格の評価を受けた。そこでは、優れた点が少なからず挙げられる一方(① 2 年次の最低履修単位の制限の設定による 2 学年 4 セメスターを通じた体系的な履修を実現している、②法経科第 1 部・生活科学科と法経科第 2 部の間で同一科目の受講を認める「相互乗り入れ制度」を実施して、学生のニーズに対応している、③法経科第 2 部の年間授業料は 15 万円であり、学生への経済的負担が低く抑えられている、④高い割合の学生が授業料減免措置を受けており、経済的に厳しい環境にある学生の修学を支援できている、⑤全教員が学習・就職相談に応じるなど、きめ細やかな学生支援が行われている、⑥自己評価を適切に実施し、当該短期大学として更なる改善に向けて必要な事項を的確に把握している)、改善を要する点として、①短期大学士課程の一つの学科(法経科第 2 部)においては、入学定員充足率が低い、②入学者受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が不十分である、③施設・設備の改修及び更新が進んでいない、④バリアフリー化に対応した建物等の整備が進んでいない、点が指摘された。

このような認証評価の指摘に基づき、定期的な点検が必要であることを認識し、平成 25 年度に中間的な自己点検を行い、自己点検評価報告書を作成し、学内外に公表をしている。

本学は、平成 29 年度に大学基準協会による認証評価を受けることとなった。今回、認証評価を受けるにあたっての報告書の作成は、これまで自己点検評価報告書や年報の作成に携わってきた評価小委員会を中心に、章ごとに関係する各担当者に執筆の依頼やデータの提供を求め、これに基づき評価小委員会が「点検・評価」および「将来に向けた発展方策」の部分を記述するという形で行われた。その後、作成された報告書を上部組織である評価委員会に提出し、評価小委員会が期間を設け各委員会から意見を徴収し完成となった。

定期的な自己点検評価は、長所を伸ばし、短所を改善する動機になるものと位置づけており、改めて積極的に取り組んで行くことが学内において確認された。今回の認証評価を受けることで、平成 22 年度の認証評価の指摘が改善され、また同 25 年度の自己点検評価の効果が現れることを期待し、今後の大学を取り巻く社会状況などを踏まえながら、さらなる本学の発展を考えていきたい。

第1章 理念・目的

1. 現状の説明

(1) 短期大学・学科・専攻科等の理念・目的を適切に設定しているか。

< 1 > 短期大学全体

三重短期大学（以下、「本学」という）は、戦災を被った津市の「市の復興はまず学校から」という方針のもと、勤労青年に大学教育を受ける機会を与えるために1952年4月に開学された（資料1-1 p.55）。設立当初の本学の目的は「本学は教育基本法に則って広く教養を与えると共に深く専門の学術技能を教授研究し、有為の人材を育成するを以て目的とし文化の進展に寄与することを以て使命とする」とされた。その後、平成18年の市町村合併により新津市が誕生した際に、本学の学則も改めて制定された。その学則の第1条において、本学の目的を「教育基本法に則り、広く教養を与えるとともに深く専門の学術技能を教授研究し、有為の人材を育成して文化の進展に寄与することを目的とする」と定めている（資料1-2 第1条）。

また、平成20年3月には、これまで公表してきた大学の理念をもとに、本学が達成しようとする基本的な成果を「大学の理念」として整理した。そこでは、真理の探究（知の創造・継承・発展）とそれに基づいた教育による優れた人材の育成を教育研究理念として掲げるとともに、地域における知の拠点として、広く市民と連携、協働することを通じて地域の文化の向上及び豊かな地域社会の実現に寄与することを目指している。

大学の理念（資料1-3より作成）

1. 教育研究の理念

①真理の探究（知の創造・継承・発展）

教育・研究活動を通じて、人類普遍の真理と真実を追究し、世界の平和と人類の福祉の向上、文化の批判的継承と創造に貢献する。

②優れた人材の育成

広い分野の総合的な知識と深い専門の学術を教授研究し、豊かな人間性と高い知性を備え、論理的で自主的な判断能力に加え、応用力や実践力に富む有為な人材を育成する。

高い公共性・倫理性を備え、民主的で文化的な社会の形成に主体的に参画する市民を育成する。

2. 地域貢献の理念

津市の設置する公立短期大学として、地域の諸問題や社会の要請に対応した特色ある研究の推進を図り、その成果を積極的に地域に還元するとともに、高等教育に対する地域のニーズに的確に応え、生涯学習の振興に寄与することを通じて、地域社会に貢献する。

3. 大学運営の理念

真理の探究と知の創造にかかわる、自律性と自発性に基づく教育研究活動を尊重し、促進する。

大学の自治とは、大学がいかなる利害からも自由に知の創造と発展を行うことを通じ

第1章 理念・目的

て広く人類社会に貢献することができるよう、国民から特に付託されたものであることを常に自覚し、教育研究及び管理運営に関して、主体的に点検と評価を進めるとともに、他者からの批判的評価を積極的に求め、その付託に伴う責務を自立的に果たすべく努める。

< 2 > 法経科

法経科第1部では、本学の目的・理念を踏まえ、「法律・行政・経済・経営など社会科学の基幹分野に関する基本的な知識の修得の上に、最新の学問的到達について一定の理解」をもち、「机上の学問にとどまらず、修得した学識を職業生活上の実践的課題に適用することのできる人材」の育成を目指している（資料 1-3）。また、このような教育を通じて「社会に対する学問的見識と文化や自然についての幅広い教養を基礎として、広い視野と寛容さを身につけ、地域社会に貢献しうる見識ある職業人・市民」を育成し、社会に送り出すことを目的としている（資料 1-3）。

法経科第2部では、本学の目的・理念を踏まえ、高校を卒業したばかりの学生から生涯教育として入学している幅広い年齢層の学生が持つ「学ぶことで自らの人生をより豊かなものにしたい」という願いを支援し、「社会科学についての基本的な素養を身につけた市民の育成」をめざしている（資料 1-3）。また、このような教育を通じて「社会のみならず文化や自然についての幅広い教養の上に、広い視野と寛容さを身につけた、地域社会に貢献しうる見識ある市民」を育成し、社会に送り出すことを目的としている（資料 1-3）。

< 3 > 生活科学科

生活科学科では、本学の理念を踏まえて、専攻・コース別に教育目標を定めている。

生活科学科食物栄養学専攻では、「①食を通じた豊かな人間形成と、食に関する知識と技能を融和させて実践することができる専門性の高い教育を行う。② 科学的根拠に基づいた多面的・総合的な理解や対処ができる栄養士や栄養教諭などの食のスペシャリストを育成する。③ 個人の食や健康問題に 対応した栄養教育を実践できる能力を養い、地域社会の食や健康問題に貢献できる人材を育成する。」を教育目標と定めている（資料 1-3）。

生活科学科生活科学専攻生活福祉・心理コースでは、「①社会福祉学や心理学を中心に「理論」と「実践」を学び、現場で生きる知識と技術を備えた人材を育成する。② 学生の持つ個性や能力を最大限に引き出し、豊かな人間関係を築くことができる人材を育成する。③人々や地域が抱える様々な課題を広い視野で総合的に考察・分析した上で、地域における生活者の一員として主体的に行動できる人材を育成する。」を教育目標と定めている（資料 1-3）。

生活科学科生活科学専攻居住環境コースでは、「①住まいやまちの環境を快適にする力を育成する。②環境問題を認識し、環境共生のために住まいとまちの持ち味を生かす力を育成する。③住まい・まちと福祉をつなぐ力を育成する。④住まいとまちをつくる専門的な力を育成する。」を教育目標と定めている（資料 1-3）。

（2）短期大学・学科・専攻科等の理念・目的を短期大学構成員（教職員及び学生等）に周知し、社会に公表しているか。

第1章 理念・目的

< 1 > 短期大学全体

本学の設立目的は、「三重短期大学諸規程集」中の「学則」（資料1-2）及び「学生便覧」（資料1-4 p. 3）に記載されている。また、「キャンパスガイド」においても、受験生に分かりやすいような表現で本学の理念や目的を伝えるように努めている（資料1-5 p. 2）。「キャンパスガイド」は毎年4,000部を作成し、受験希望者だけでなく、高等学校、関係諸機関に配布するとともに、本学ホームページで公表することにより、広く社会に公表している。

教職員に対しては、主に本学の諸規程集によって周知しているほか、学科会議や教授会において、高等教育機関としての短期大学の目的に沿うものであるかどうかを確認することを通して、本学についての理解を深めている。

一方、学生に対しては、学則が記載された「学生便覧」は入学時に全学生に配布し、周知を図っている（資料1-4 p. 25）。同時に、入学時のガイダンスにおいて学科・専攻ごとにその教育目標を丁寧に説明することにより、学生の理解の深化を図っている。また、学長は毎年入学式の訓辞の中で本学の教育目標について言及し、新入生への周知に努めている（資料1-6）。

さらに、本学は津市立であることから、本学の目的、教育目標などは、設置者はもちろん、市議会においても必要な理解を得るように努めており、市民や地域社会に対してはWebサイトを活用して広報を行っている（資料1-7）。企業に対しても、本学が企業を訪問する際や、企業が求人のために来学された機会を捉えて、本学の説明を行うようにしている。

< 2 > 法経科

法経科第1部及び第2部の教育目標については、本学のホームページで公表しているほか（資料1-3）、広報委員会が作成するキャンパスガイドの各部を紹介するページにおいて教育目標の概要を記述し、受験を検討している学生がいると思われる高校等に同冊子を配付している（資料1-5 pp. 4-9）。法経科では、過去受験生が多い高校を重点校に指定し（指定する高校は実績に応じて、学科会議において毎年見直しを行っている）、それらの高校には法経科教員が直接訪問し、同冊子を直接進路指導担当教員に届けると同時に、学科の理念・目的を口頭で説明している。また、夏季に実施される法経科のオープンキャンパスでは、学科長が参加者に対しパワーポイント等を活用し、学科の概要を丁寧に説明することを心がけている。同時に、学内に相談ブースを設けて法経科教員が参加者の個別の疑問に直接答えるようにしている。さらに、入学後のオリエンテーションにおいても、法経科第1部では学科長及びコース主任から、第2部では学科長から、学科やコースについて説明し、学生間の認識の共有を図るようにしている。

< 3 > 生活科学科

生活科学科の教育目標については、本学のホームページで公表しているほか（資料1-3）、その概要をキャンパスガイドの各専攻・コース紹介ページにおいて記述している（資料1-5 pp. 10-15）。また、オープンキャンパスは専攻ごとに日を分けて開催しているため、参加者にはパワーポイント等を活用し、丁寧な説明を心がけている。

(3) 短期大学・学科・専攻科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

< 1 > 短期大学全体

平成19年に大幅な学科改編を行い、その後、平成27年度のカリキュラムにおいても教養科目を中心に改編を実施した。また、平成28年度においては、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーの体系的見直しを行っているが、その過程では短期大学・学科・専攻の理念や目的についての検証も行っている。このように、理念や目的については度々確認作業を行い、必要があれば修正を行っている。

平成22年度には独立行政法人大学評価・学位授与機構による「短期大学機関別認証評価」の評価報告を受け、一方、平成21年度と平成25年度には自己点検評価報告書の作成や、毎年発行している「三重短期大学年報」により（資料1-8）、定期的な検証を行うことができていると考える。さらには、毎年、有識者懇話会を開催し、外部からの意見聴取にも努めている。

今後も、社会環境の変化やステークホルダーの動向にも注視しながら、本学全体あるいは学科・専攻の目的の適切性について検証していく必要がある。

< 2 > 法経科

法経科ではカリキュラム改定が行われる際に、第1部及び第2部の教育目標が反映された改定になっているかを学科会議で検討すると同時に、その適切性に関しても検証している。しかし、定期的なカリキュラム改定が行われるわけではなく、また教育目標は頻繁に変更する性格のものではないとの認識から、例えば年に一度というような定期的な検証は行われていない。

< 3 > 生活科学科

生活科学科では、平成19年に生活科学科生活科学専攻を「生活福祉・心理コース」「居住環境コース」の2コース制にし、その後、平成22年度には生活科学科居住環境コースに環境共生分野を新設するなどの改編を実施した。また、平成28年度には、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーの体系的見直しを行っている。こうした学科改編やカリキュラム改編、3つのポリシーの見直し等の際に、大学や学科・専攻の理念・目的の適切性について、学科会議や専攻会議等において度々確認作業を行うなど、検証を行っている。

2. 点検・評価

●基準1の充足状況

本学では、学則第1条に短期大学の目的が明文化されているとともに、本学が達成しようとする基本的な成果を整理した「大学の理念」や学科・専攻部門ごとの「教育目標」も創設されている。こうした大学の目的は、「学生便覧」（資料1-4 p.3）、や大学ホームページ（資料1-3）等の各種媒体や関係諸機関を通じて広く学内外に公表されている。

本学では、教職員及び学生に配布する「学生便覧」（資料1-4 p.3）や「三重短期大学諸規程集」に大学の目的が明記されている（資料1-2）。また、「大学の理念」と「教育

第1章 理念・目的

目標」についてはホームページで公表されている（資料 1-7）。さらに、「大学の理念」と「教育目標」の概要はキャンパスガイドに掲載され、受験生や関係諸機関に広く配布されている（資料 1-5 p. 2）。加えて、入学式の学長訓辞において新入生に対して教育目標を周知している（資料 1-6）。このように、本学においては、大学の目的が構成員や社会に広く周知・公表されているといえる。

また、原則月 1 回開催される学長を中心とした教授会および各学科長を中心とした学科会議等において、カリキュラム改編等のときに、大学や学科・専攻の理念・目的についての検証を行っている。

以上のことから、同基準を満たしている。

①効果が上がっている事項

< 1 > 短期大学全体

学則第 1 条において短期大学の目標が明確化されており（資料 1-2、1-4 p. 25）、短期大学の目的に基づいて「大学の理念」が明確にされ、学科・専攻ごとの「教育目的」も明文化されている（資料 1-3）。また、短期大学の目的や理念は学校教育法 108 条に規定される短期大学一般に求められる目的に合致している。さらには、短期大学の目的を「三重短期大学学則」（資料 1-2）及び「学生便覧」に記載し（資料 1-4 p. 3）、「大学の理念」及び「教育目標」を本学ホームページに掲載し（資料 1-3）、学内外に周知・公表するための体制が整っている。

②改善すべき事項

< 1 > 短期大学全体

本学の理念・目的が構成員のみならず社会に広く周知されているかを確認するため、学生や教職員に対する聞き取り調査や、高校ならびに企業に対する調査の実施等、担当の委員会等の設置を前提に、積極的な検証方法についての改善が必要である。

< 2 > 法経科

学科としての理念・目的は明確であり、たびたび学科として確認作業は行われているが、定期的な検証は行っておらず、また常設の委員会等もないため、委員会等の設置による定期的な検証が必要である。

< 3 > 生活科学科

学科・専攻としての理念・目的を必要に応じて確認はしているが、常設の委員会等が設置されておらず、定期的な検証がなされていない。この点、改善を要する。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

< 1 > 短期大学全体

大学や学科・専攻の理念・目的の発信のみならず、外部からの意見等を取り込み、定期的な検証を行う目的から、毎年作成している「三重短期大学年報」をもとに（資料 1-8）、

第1章 理念・目的

2015年度に「平成25年度自己点検評価報告書」を作成しホームページに公開した（資料1-9）。今後も同様の目的から、「三重短期大学年報」を毎年作成するとともに、これをもとに数年ごとに定期的に「自己点検評価報告書」を作成する方針である。また、平成28年度においてはディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーの体系的見直しを行っており、大学の理念・目的の確認作業および修正を行っている。

<2> 法経科

平成28年度は、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーを体系的に見直し、学科の理念・目的の確認・修正をすることになっている。

<3> 生活科学科

平成28年度においては、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーの体系的見直しを行っており、学科・専攻の理念・目的の確認・修正をすることになっている。

① 改善すべき事項

<1> 短期大学全体

常設の委員会等を設け、大学の理念・目的を定期的に検証する体制作りや、毎年有識者懇話会を開催し、外部からの意見の聴取を行っているが、さらに広報委員会等による積極的な外部意見等の聴取や調査などを行うシステムの構築を検討したい。

<2> 法経科

学科として、不定期な理念・目的の確認・修正作業ではなく、定期的で積極的な検証および外部意見等の聴取を行うための委員会等の設置を検討したい。

<3> 生活科学科

学科として、必要に応じた理念・目的の確認・修正ではなく、より積極的に定期的な検証および外部意見等の聴取を行うための委員会等の設置を検討したい。

4. 根拠資料

資料1-1 開学50周年記念誌

資料1-2 三重短期大学学則

資料1-3 本学Webサイト 教育情報の公開 学科・専攻の教育目標

http://www.tsu-cc.ac.jp/houkeika/houl/mokuhyo_admission.html

資料1-4 『平成28年度学生便覧』

資料1-5 『2017年度キャンパスガイド』

資料1-6 本学Webサイト 入学式2015.4 学長訓辞

<http://www.tsu-cc.ac.jp/daigakugaiyo/201504entrance/201504entrance.html>

資料1-7 本学Webサイト 教育情報の公開 理念・教育目標

第1章 理念・目的

http://www.tsu-cc.ac.jp/daigakugaiyo/kyoikujoyoho_kokai/toppage.html

資料 1-8 三重短期大学年報 2011 年度～2015 年度

資料 1-9 平成 25 年度自己点検評価報告書

第2章 教育研究組織

1. 現状の説明

(1) 短期大学の学科・専攻科等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

本学法経科第1部及び第2部は、現代社会の総合的把握のために必要な社会科学の基幹分野に関する基本的知識の修得を目的に編成されている。法経科第1部では、社会科学の二つの柱である「法律・政策系」分野と「経済・経営系」分野に対応させて「法律コース」と「経商コース」の二つのコースを設置し、セメスター制をとることで、2年間で4年制大学の法学部や経済学部匹敵する系統的な学習を可能にしている。また、法経科第2部では、夜間高等教育の場として幅広い知識の修得を目指し、コース制を採用せず、法律・政策系及び経済・経営系の2分野を中心に様々な分野に属する科目を学ぶことができるようにしている。

生活科学科は、われわれの「生活」を総合的に理解することを目指し、新しい時代にふさわしい知性に富んだ教養豊かな社会の指導者を育成するという目的で設立され、食物栄養学専攻と生活科学専攻の二つの専攻が置かれている。食物栄養学専攻は、地域の食育の拠点を目指しており、また生活科学専攻は近年の社会的ニーズに応えるために、平成19年より福祉と心理を融合させて地域ケアの担い手を育てる生活福祉・心理コースと、住環境の総合的な把握をめざす居住環境コースの二つのコースを設置している（資料2-1 第3条、資料2-2）。

また、本学に対する地域社会からの要請と本学の理念・目的との適合性についての現状を述べると、大学は「大学の理念」の中の「地域貢献の理念」を実現するため、地域貢献を担う組織として、地域連携センターと地域問題研究所を設置している。前者は平成20年4月に設立され、「生涯学習機会の提供」として公開講座や出前講座の実施等、「高等学校との連携」として県内5校との高大連携協定締結等、「産学官の連携」として地元食材を活用したメニューの作成等、「地域の大学との連携」として三重大学生物資源学部との連携協定の締結等、「市政との連携」として政策研究・研修等、「学生ボランティア活動の支援」として津市消防団学生機能別団や地域清掃活動等の事業を展開している（資料2-3、資料2-4）。

ちなみに、津市消防団学生機能別団の団員数の年次推移は下表のとおりである（表2-1）。また、学生機能別団の主な活動内容としては、訓練礼式、普通救命講習、救急フェア、消防・防災フェスティバル、津市総合防災訓練、津市消防出初式などへの参加が挙げられる。

表2-1 津市消防団学生機能別団の団員数（資料2-5より作成） (人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1年生	22	43	22	22
2年生	—	22	42	23
合計	22	65	64	45

一方、地域問題研究所は、1984年に設立された地域問題総合調査研究室を前身とし、全

第2章 教育研究組織

教員が所員として所属し、行財政、産業、福祉、健康、教育、環境など地域に様々な領域にわたる問題の研究を行い（資料2-6）、年3～4回発行の「地研年報」（資料2-7）や毎年開催の「研究交流集会」（資料2-8）等を通じて研究成果を地域に還元している。

特に本学教員による地域研究への取り組みは授業内容の豊富化につながっており、地域の短期大学で学ぶ本学生に対する教育にも生かされている（表2-2）。

表2-2 地域問題研究所における地域研究と講義の関係（資料2-7より作成）

担当講義	学科・専攻	研究成果	掲載誌
経済史	法経・経商	『大蔵省記録抜粋』（二）	『地研年報』第19号、2014年
栄養教育論	生活・食栄	若年層における野菜料理の嗜好型官能評価－地域連携をめざした野菜レシピの開発を目指して－	『地研年報』第19号、2014年
社会保障論	生活・福祉心理	社会保障制度改革と自治体病院－地域住民と専門職が展開する地域医療に向けて－	『地研年報』第19号、2014年
経営学	法経・経商	東海地区におけるコミュニティ・ユニオンの組織と活動	『地研年報』第20号、2015年
障がい者福祉論	生活・福祉心理	ユニバーサルデザインのまちづくりと公共交通－津市の現状と課題－	『地研年報』第20号、2015年

（2）教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

教育研究組織の適切性の検証については、毎年刊行される三重短期大学年報、3～4年毎に実施される自己点検評価報告書によって行われており（資料2-9 第7条）、平成21年度、25年度には自己点検評価報告書を公表している（資料2-10、資料2-11）。対外的には、平成22年度には独立行政法人大学評価・学位授与機構による「短期大学機関別認証評価」の評価報告を受けた（資料2-12）。これらは評価委員会及びFD委員会が連携し委員を通じて実施し検証を行うものである。

社会的ニーズや学生の状況に応じて必要な組織構成の改編に際しては、自己点検評価を踏まえた、各学科からの提起と学務委員会での調整をへて、発展計画委員会・教授会の審議によって決定される（資料2-13 第4条）。学科・専攻部門の変更については、さらに学長の上申を経て津市の条例事項として設置者により変更が行われる（資料2-14 第6条）。平成27年4月に行われた法経科第2部の改編では法律・経商・行政分野の区分を法律・政策分野と経済・経営分野の2分野区分とした。こうしたコース再編やカリキュラム改編を含む教育研究組織の改編においては、その都度、ワーキンググループを立ち上げて原案を作成し、両学科や学務委員会、発展計画委員会、教授会の審議を経て実施している。

第2章 教育研究組織

両学科ともに学科における意思決定は学科会議においてなされるが、学科会議の下部組織として、法経科においてはコース会議、生活科学科においては専攻会議と生活科学専攻においてはコース会議が随時開催され、必要な事項について協議し、その結果を学科会議へもち上げるようにしている。この中には、教育研究組織のあり方に関する事項も含まれ、その適切性の検証が行われている。

また、教養教育科目については、「教養教育に関する自己点検評価及び改善をはじめとする教養教育の運営にあたる」目的で（資料2-15 第1条）、教授会の下に教養教育委員会が設置されており、必要に応じて会議を開催している。

以上のように定期的に教育研究組織の検証を行うシステムが確立している。

2. 点検・評価

●基準2の充足状況

本学は大学の理念・目的に基づき、諸ポリシーの策定等を適切に行い、地域のニーズや時代の要請に応えつつ、これらの教育目標を実現するために2学科4専攻部門すべてに共通する共通教育と、それぞれに高い専門性を修得するための学科・専攻での専修教育を両立させる教育研究組織を適切に備えているといえる。

本学では「大学の理念」の一環として地域貢献の理念を掲げており、「地域連携センター」と「地域問題研究所」を中心に地域連携事業と地域問題研究が組織的に実施されている。このことにより、地域住民への生涯学習機会の提供や産学官連携に基づく地域貢献が図られているとともに、地域研究の成果の還元も積極的に行われている。また、自己評価制度による教育研究組織の検証を踏まえて、必要な改組改編の筋道がシステム化されており、基準2を概ね充足している。

①効果が上がっている事項

2学科4専攻部門から構成されている本学では、各学科・専攻（コース）ごとに具体的に教育目標と3つのポリシーを定め、それに即した教育活動が行われている。全体としての共通性を持たせるために、教養系の科目が共通化されており、その上に専攻部門教育を行う体制になっている。

②改善すべき事項

教育研究組織の適切性の検証の定期化について、自己点検評価が3～4年毎に実施されているが毎年の評価・検証にはなっていないことからこの点について組織的な改善が必要だと思われる。

3. 将来に向けた発展方策

①効果があがっている事項

法経科第1部・第2部間の乗り入れ受講制度を拡充して、生活科学科・法経科間の相互乗り入れをより広範囲まで拡充することができれば、教育内容の充実につながると思われる。

第2章 教育研究組織

②改善すべき事項

両学科においては原則月1回の学科会議でカリキュラム等について話し合いがもたれているものの、研究に関して横断的な検証が行われていないため全学的な組織が必要である。

4. 根拠資料

- 資料 2-1 三重短期大学学則 (既出 1-2)
- 資料 2-2 本学 Web サイト 教育情報の公開 学科・専攻の教育目標 (既出 1-3)
http://www.tsu-cc.ac.jp/daigakugaiyo/kyoikujoyoho_kokai/toppage.html
- 資料 2-3 三重短期大学地域連携センター設置規則
- 資料 2-4 本学 Web サイト 地域連携センター
<http://www.tsu-cc.ac.jp/centerhp/index.html>
- 資料 2-5 本学大学総務課保存津市消防団学生機能別団名簿
- 資料 2-6 三重短期大学地域問題研究所規程
- 資料 2-7 本学 Web サイト 地域問題研究所ホームページ地研年報
<http://www.tsu-cc.ac.jp/chiken/nenpo.html>
- 資料 2-8 本学 Web サイト 地域問題研究所ホームページ地研研究交流集会
<http://www.tsu-cc.ac.jp/chiken/kenkyukoryushukai.html>
- 資料 2-9 三重短期大学評価委員会規程
- 資料 2-10 平成 21 年度自己点検評価報告書
- 資料 2-11 平成 25 年度自己点検評価報告書 (既出 1-9)
- 資料 2-12 平成 22 年度実施短期大学機関別認証評価評価報告書
- 資料 2-13 三重短期大学教授会規程
- 資料 2-14 三重短期大学の設置および管理に関する条例
- 資料 2-15 三重短期大学教養教育委員会規程

第3章 教員・教員組織

1. 現状の説明

(1) 短期大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか。

< 1 > 短期大学全体

本学は、教育公務員特例法に則り、学則において、学長—教授—准教授—講師・助教—助手からなる教員組織編成と各職位の職掌について明確に定めている（資料3-1 第39条～第44条）。また、「三重短期大学の組織に関する規則」第12条においては、学科長が「学長を補佐して科務を掌理」し、教授、准教授、講師及び助教が「学生を教授し、その研究を指導するとともに、専門学術の研究に従事する」と、それぞれの職掌を定めている（資料3-2 第12条）。さらに、教員組織編制についても「運営組織図」（資料3-3）にみるように、役割分担と連携体制が確保されている。

本学が求める教員像及び教員組織の編成については、平成19年度の学科改編の際にまとめた「三重短期大学在り方研究会資料」と平成23年度にとりまとめた「三重短期大学将来構想」の中で示されている（資料3-4、資料3-5）。具体的には、生活科学科における社会福祉系科目の充実、居住環境コースの強化、法経科における経営系科目の充実などが挙げられ、その方針に基づき、社会福祉分野の教員の採用、環境系科目を担当しうる法経科教員の生活科学科への異動などが行われてきている。

また、人事については、教授会規程第7条において「教授会の決議は、出席会員の過半数によって成立する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。ただし、人事に関する決議は、出席会員の3分の2以上によって成立する。」と定められている（資料3-6）。

平成28年度から人材評価制度を実施し、半期ごとに行われる評価では「研究」「教育」「大学運営」「地域貢献」の4項目が評価項目となっている。すなわち、短大教員は4項目のそれぞれの分野でバランスよく活躍することが求められていることが明示され、各教員も評価項目に応じて自覚的に努力する気風が生まれつつある。

< 2 > 法経科

法経科では、「法律・行政・経済・経営など社会科学の基幹分野に関する基本的な知識の修得の上に、最新の学問的到達について一定の理解」（法経科第1部教育理念）を持った人材や「社会科学についての基本的な素養」（法経科第2部教育理念）を持つ人材、「文化や自然についての幅広い教養」（法経科第1部第2部共通の教育理念）をもつ人材を育成するために、法律・行政・経済・経営・語学・一般教養の各分野で研究能力の高い人材を重視して教員採用している。採用の際には、法経科全体で責任ある決定を行うため、人事を一部の担当に任せるのではなく、全員で査読、面接に当たっている。自分の専門と異なる分野の人事でも、研究内容の理解に努めるとともに、教育歴の確認や人柄などの多面的評価に積極的に参加することで、好ましい人材の採用に繋がっている。

また、法律・行政系教員と経済・経営系教員は、基礎科目として位置づけられている4単位科目を専門分野にしている教員を採用するようにしている。これらの専任教員は演習を受け持つことになるが、本学が短大ということもあって、できるだけ基礎科目で演習を開講するようにしている。教員定数が限られていて応用発展系科目の教員まで専任で揃え

第3章 教員・教員組織

ることができないのが現状である。そのため、教員人事の際には、いかなる科目を担当する教員が学科として必要であるかをコース、学科でよく検討した上で、公募を実施している。例えば平成28年度の法経科の人事においては、経済学より経営学に学生の人気がシフトしている傾向が続いていることから、経済史の後任人事においてマーケティング論を担当できる教員を募集することにした。

現在、法経科の専任教員は13名であり、教授8名、准教授5名（平成28年10月より6名）となっている。このうち語学・一般教養の専任教員を2名、法律・行政系教員を6名、経済・経営系教員を6名とすることが学科の方針となっている。

< 3 > 生活科学科

生活科学科では、「食や健康に強い関心と探究心をもち、専門性を高めるに十分な基礎学力を有し、栄養士や栄養教諭などの食のスペシャリストとして、地域社会に貢献する意欲」（食物栄養学専攻）を持った人材や、「社会福祉学や心理学をはじめとする幅広い学問の基礎的知識を修得し、地域貢献する意欲」および「社会的弱者のための住まいやまちの環境創造に向けて学び、地球規模の環境問題を認識し、環境共生型の地域社会に専門家として貢献する意欲」（生活科学専攻）を持った人材を育成するために、生化学・食品学・福祉・心理・環境・建築・情報・教育等の各分野で研究能力の高い人材を重視して教員採用している。採用時の手順は、法経科と同様であり、教員人事の際には、いかなる科目を担当する教員が学科として必要であるかをコース、専攻、学科でよく検討した上で、公募を実施している。

現在、生活科学科の専任教員は16名であり、教授6名、准教授7名、助教2名、助手1名となっている。このうち情報・教職の専任教員を2名、食物栄養学専攻教員を7名、生活科学専攻教員を7名とすることが学科の方針となっている。（本学では学長が生活科学専攻教授を兼務している。）

（2）学科・専攻科等の教育課程に相応しい教育組織を整備しているか。

< 1 > 短期大学全体

本学は、教育公務員特例法に則り、学則第39条から第44条において、学長、教授、准教授、講師、助教、助手からなる教員組織の編成と各職位の職掌について明確に定めている（資料3-1）。また、「三重短期大学の組織に関する規則」第12条においては、学科長が「学長を補佐して科務を掌理」し、教授、准教授、講師及び助教が「学生を教授し、その研究を指導するとともに、専門学術の研究に従事する」と、それぞれの職掌を定めている（資料3-2）。さらに、教員組織編制についても、「三重短期大学運営組織図」（資料3-3）にみるように、役割分担と連携体制が確保されている。なお、本学ではすべて公募制による採用人事を行っており、応募の際には専門分野に関わる学術論文の提出に加え、本学での担当予定科目のシラバス（15回または30回分）を作成してその提出を求め、当該学科の専任教員全員が採用面接に出席しており、担当科目にかかわる専門分野において優れた研究・教育能力を有する人材を広く募集する工夫をしている。

各学科・専攻における専門教育を実施するために必要な教員の配置は、学則第39条に規定する専任教員の組織編成と職掌に基づいて行われており、教授14名、准教授12名、

第3章 教員・教員組織

助教2名、助手1名で教員組織を構成している（表3-1）。また、専門教育、教養教育を充実させるために、「三重短期大学非常勤講師選考基準」（資料3-8第9号）に基づいて非常勤講師を選考、配置しており、175名の非常勤講師が本学の教育に従事している。

< 2 > 法経科

法経科では、主要科目を担当する専任教員のうち13名が教授または准教授であり、専修第一分野（法律・政策系）に6名が配置され、「行政学」、「刑法」、「日本国憲法」、「民法」、「行政法」、「労働法」などの専修科目を担当し、また専修第二分野（経済・経営系）に6名が配置され、「金融論」、「経営学」、「会計学」、「経済原論」、「財政学」、「経済史」などの専修科目を担当している。法経科第1部では、約半数の学生が法律コースに所属し、残りの半数が経商コースに所属しているため、演習に所属する学生数を均等化し、それぞれの学生に十分な教育・研究上の指導を行うためにも、上記の配置となっている。また、両コースにはそれぞれコース主任を置き、コース主任が中心になってコース内の教育課程に相応しい人員配置になっているかの検討を、後任人事の際や、中期計画を策定する際に行い、コースの意見を更に学科全体で検討するようにしている。

法経科第2部では、コース分けは行わず社会科学全般を学べるカリキュラムとなっており、第1部と同じ専任教員が「行政学」、「刑法」、「日本国憲法」、「民法」、「行政法」、「労働法」、「金融論」、「経営学」、「会計学」、「経済原論」、「財政学」、「経済史」などの社会科学の基礎的分野の専修科目を担当している。第2部の学生も2年次にそれぞれの興味関心のある科目の教員のもとで指導を受けるために社会科学演習に所属する。ただし、少人数制を前提に所属学生を配属している。社会科学演習は上記の専修科目を担当する専任教員が担当し、教育・研究上の指導を行っている。第2部ではコースがないためコース主任は置かず、学科長が中心になって教育課程に相応しい人員配置になっているか等を学科会議にて検討している。

< 3 > 生活科学科

生活科学科食物栄養学専攻では、4名の教授または准教授が、「人体の構造と機能」、「食品と衛生」、「栄養と健康」、「栄養と指導」、「給食の運営」などの専門領域を分担している。また生活科学科生活科学専攻では、主要科目を担当する専任教員のうち9名が教授または准教授であり、専修第一分野（生活福祉・心理コース）に5名、専修第二分野（居住環境コース）に4名が配置され、福祉学、心理学、住居学、都市計画、環境共生学、情報科学などの基幹科目を担当している。

教職課程・栄養士養成課程・社会福祉基礎資格課程に関する教員配置状況は、次のとおりである。教職課程にかかわる専任教員は、「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」のいずれにおいても教職課程認定基準の必要教員数を専任教員により配置しており、後者の「教職に関する科目」については、教授1名と准教授1名が担当している（資料3-8）。

栄養士養成課程にかかわる教員配置状況ならびに必要な資格については、「人体の構造と機能」を非常勤講師の医師1名が担当している。また、「栄養の指導」、「給食の運営」を担当する専任教員はいずれも管理栄養士である。助教および助手についても3名全員が管理栄養士である。

第3章 教員・教員組織

法経科および生活科学科の開設授業科目のうち、専門教育科目における兼任担当科目数に対する専任担当科目数の割合（専兼比率）は、2016年度は生活科学専攻では39.8%とやや低い、その他の学科・専攻では、法経科第1部51.8%、法経科第2部57.1%、食物栄養学専攻46.5%で、ほぼ半数が専任教員によって担当されている（表3-2）。

短期大学設置基準の必要教員数に対する専任教員数、教授数、教授の割合をみると、法経科（第1部及び第2部）では、必要教員数10名に対して13名が配置されており、必要教員数に占める教授の割合は70%となっている。また生活科学科においては、食物栄養学専攻において必要教員数4名に対して専任教員数が6名、生活科学専攻においては必要教員数4名に対して専任教員数が8名であり、必要教員数に占める教授の割合はそれぞれ50%、100%となっている。また、大学全体では必要教員数18名に対して専任教員28名、必要教員数に占める教授の割合は78.8%であり、短期大学設置基準に照らした場合も必要な教員が十分に確保されている（表3-1）。

本学教員組織の構成を性別および年齢の観点から見ると、法経科における男性教員と女性教員の比率は9：4となっている。一方、生活科学科教員の男女比は3：2である。年齢別については、30歳未満の教員は在籍しておらず、30代以上の年代において、教員数に大きな偏りはみられない（表3-3、表3-4）。

表3-1 専任教員組織表（2016年度）（資料3-7より作成）

学科・専攻等	専任教員数										助手	設置基準上 必要専任 教員数 うち 教授数	専任教員1人 あたりの 在籍学生数 (表4(A)/計(A))	兼任 教員 数		
	教授		准教授		講師		助教		計(A)							
	特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)							
法経科第1部	3	0	1	0	0	0	0	0	0	5	0	0	3	4	29.4	46
法経科第1部 計	3	0	1	0	0	0	0	0	0	4	0	0	3			46
法経科第2部	5	0	4	0	0	0	0	0	0	9	0	0	7			22
法経科第2部 計	5	0	4	0	0	0	0	0	0	9	0	0	7			22
学科 計	8	0	5	0	0	0	0	0	0	13	0	0	10		68	
生活科学科	食物栄養学専攻	2	0	2	0	0	0	2	0	6	0	1	4	2	17.5	46
	生活科学専攻	4	0	5	0	0	0	0	0	9	0	0	4	2	23.1	61
生活科学科 計	6	0	7	0	0	0	2	0	0	15	0	1	8	4	107	
合 計	14	0	12	0	0	0	2	0	0	28	0	1	18	8	175	

第3章 教員・教員組織

表3-2 学科の開設授業科目における専兼比率（2016年度）
（資料3-9より作成）

学 科			必修科目	選択必修科目	全開設授業科目	
法経科	第1部	専門教育	専任担当科目数 (A)	1	28.5	29.5
			兼任担当科目数 (B)	0	27.5	27.5
			専兼比率 % (A / (A+B) *100)	100.00	50.89	51.75
		教養教育	専任担当科目数 (A)	1.75	12.84	14.59
			兼任担当科目数 (B)	4.25	19.16	23.41
			専兼比率 % (A / (A+B) *100)	29.17	40.13	38.39
	第2部	専門教育	専任担当科目数 (A)	1	19	20
			兼任担当科目数 (B)	0	15	15
		専兼比率 % (A / (A+B) *100)	100.00	55.88	57.14	
		教養教育	専任担当科目数 (A)	1.5	13.5	15
兼任担当科目数 (B)	2.5		18.5	21		
専兼比率 % (A / (A+B) *100)	37.50	42.19	41.67			
生活科学科	食物栄養学 専攻	専門教育	専任担当科目数 (A)	4	16	20
			兼任担当科目数 (B)	3	20	23
			専兼比率 % (A / (A+B) *100)	57.14	44.44	46.51
		教養教育	専任担当科目数 (A)	1.75	12.84	14.59
			兼任担当科目数 (B)	3.25	19.16	22.41
			専兼比率 % (A / (A+B) *100)	35.00	40.13	39.43
	生活科学 専攻	専門教育	専任担当科目数 (A)	2	31	33
			兼任担当科目数 (B)	0	50	50
		専兼比率 % (A / (A+B) *100)	100.00	38.27	39.76	
		教養教育	専任担当科目数 (A)	1.75	12.84	14.59
兼任担当科目数 (B)	3.25		19.16	22.41		
専兼比率 % (A / (A+B) *100)	35.00	40.13	39.43			

[注] 1 「全開設授業科目」とは、必須科目と選択必須科目をあわせたものである。

2 専任担当科目数には、他学科の専任教員による兼担科目も含む。

第3章 教員・教員組織

表3-3 専任教員年齢構成表（2016年度）（資料3-10より作成）

学科・専攻科	職位	61歳～	56歳～	51歳～	46歳～	41歳～	36歳～	31歳～	26歳～	計
		65歳	60歳	55歳	50歳	45歳	40歳	35歳	30歳	
法経科	教授	1 16.7%	1 16.7%	0 0.0%	1 16.7%	3 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 100.0%
	准教授	0 0.0%	2 40.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 40.0%	1 20.0%	0 0.0%	5 100.0%
	講師	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %
	助教	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %
合計		1 9.1%	3 27.3%	0 0.0%	1 9.1%	3 27.3%	2 18.2%	1 9.1%	0 0.0%	11 100.0%
定年 65歳										

学科・専攻科	職位	61歳～	56歳～	51歳～	46歳～	41歳～	36歳～	31歳～	26歳～	計
		65歳	60歳	55歳	50歳	45歳	40歳	35歳	30歳	
生活科学科	教授	2 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	3 50.0%	0 0.0%	1 16.7%	0 0.0%	0 0.0%	6 100.0%
	准教授	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 80.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 100.0%
	講師	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 0.0%
	助教	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%
合計		2 15.4%	0 0.0%	1 7.7%	4 30.8%	0 0.0%	6 46.2%	0 0.0%	0 0.0%	13 100.0%
定年 65歳										

学科・専攻科	職位	61歳～	56歳～	51歳～	46歳～	41歳～	36歳～	31歳～	26歳～	計
		65歳	60歳	55歳	50歳	45歳	40歳	35歳	30歳	
教養教育担当	教授	1 50.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%
	准教授	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%
	講師	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 0.0%
	助教	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %
合計		1 25.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
定年 65歳										

全学科・専攻科	職位	61歳～	56歳～	51歳～	46歳～	41歳～	36歳～	31歳～	26歳～	計
		65歳	60歳	55歳	50歳	45歳	40歳	35歳	30歳	
	教授	4 28.6%	1 7.1%	1 7.1%	4 28.6%	3 21.4%	1 7.1%	0 0.0%	0 0.0%	14 100.0%
	准教授	0 0.0%	2 16.7%	1 8.3%	0 0.0%	1 8.3%	7 58.3%	1 8.3%	0 0.0%	12 100.0%
	講師	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 0.0%
	助教	0 %	0 %	0 %	1 50.0%	0 %	1 %	0 0.0%	0 %	2 50.0%
合計		4 14.3%	3 10.7%	2 7.1%	5 17.9%	4 14.3%	9 32.1%	1 3.6%	0 0.0%	28 100.0%
定年 65歳										

表3-4 教員の学科別・男女年代別構成（資料3-10より作成）

	60代		50代		40代		30代		20代		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
法経科	1	1	2	2	4	0	2	1	0	0	9	4
生活科学科	1	1	3	1	3	2	2	2	0	0	9	6
計	2	2	5	3	7	2	4	3	0	0	18	10

（3）教員の募集・任免・昇格等を適切に行っているか。

< 1 > 短期大学全体

教員の採用及び昇任は、「三重短期大学教員選考基準」（資料3-11）及び「三重短期大学教員選考基準運用規程」（資料3-12）に定められた、職位ごとの研究歴、研究業績、教育歴及び教育業績等の規準に基づいて行われている。

教員採用については、本学ではすべて公募制による採用人事を行っており、優れた研究・

第3章 教員・教員組織

教育能力を持つ人材を広く募集している。募集に際しては、まず「専任教員の新規採用に関する教授会申し合わせ」（資料3-13）及び「教員の任用に関する手順について（申し合わせ）」（資料3-14）に従い教授会の審議を経て募集要項が決定される。その後、配属学科による第一次選考（書類審査）、第二次選考（面接）を行い、選考結果を教授会で審議することで教員候補者を決定する。教員候補者の職位は教員資格審査委員会により決定される。以上の諸決定を基に、学長によって必要な手続きがなされる。

昇任人事については、昇任を希望する教員自らが、昇任申請書及び定められた審査書類を学長宛てに申請し、学長はその適否を教員審査委員長宛てに諮問する。教員資格審査委員会では、上掲の「三重短期大学教員選考基準」及び「三重短期大学教員選考基準運用規程」に照らして厳正な審査を行い、適格と判断された場合には、学長が昇任人事を教授会に提案する。そして教授会では「昇任人事に関する教授会の申し合わせ」（資料3-15）に従って審議を行った上で承認する。

候補者の教育上の指導能力の評価については、採用候補者に対しては、担当授業科目等の教育経験に加え、面接を実施することで学術的説明能力と質問に対する回答の的確さなどを評価している。また昇任候補者に対しては、教育研究業績書の提出を求め、そのなかで担当授業科目とそのシラバス、指導した卒業研究の題目、教材の開発と作成、教育方法の工夫や改善、FD活動など授業改善活動への参加経験、公開講座など正規課程以外の教育活動、編入学などの学生支援等から評価している。

< 2 > 法経科

教員募集は本学の「三重短期大学教員選考基準」（資料 3-11）及び「三重短期大学教員選考基準運用規程」（資料 3-12）に基づき、公募制によって採用人事を行っている。公募に当たっては、法律・行政系科目の人事については法律コースで、経済・経営系科目の人事については経商コースで採用科目、採用条件等の原案を作成し、語学・一般教養科目については教養委員会の意向を参考にしながら、最終的にはどちらも学科会議において公募要領案を確定し、発展計画委員会の承認を経て、教授会で公募要領を決定する。採用審査においては、応募者の一次審査（書類）、二次審査（面接）を法経科に所属する全教員が参加して行い、学科会議において審査結果を決定する。学科会議の結論は、それぞれの審査の段階で教授会での審議・承認を受け、最終的には市長決済によって任用が確定する。

< 3 > 生活科学科

生活科学科では、教員の採用及び昇任は、「三重短期大学教員選考基準」（資料3-11）及び「三重短期大学教員選考基準運用規程」（資料3-12）に基づいて行われている。

教員採用については、すべて公募制による採用人事を行っており、選考は、学科において第一次選考（書類審査）、第二次選考（面接）を行い、教授会での審議を経て教員候補者を決定している。候補者の教育上の指導能力の評価については、担当授業科目等の教育経験に加え、面接を実施することで学術的説明能力と質問に対する回答の的確さなどを評価している。

昇任人事については、昇任を希望する教員自らが、昇任申請書及び定められた審査書類（教育研究業績書など）を学長宛てに申請し、学長より諮問された教員資格審査委員会の

厳正な審査を経て、学長が昇任人事を教授会に提案し、審議の上、承認している。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

教員の資質の向上については、本学においては小規模な短期大学であることから学科ごとに対応するのではなく両学科共通の形態で行っている。そのため、以下、学科ごとではなく、大学全体として説明を行うこととする。

ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会が、前期・後期にそれぞれ「学生による授業評価アンケート」を実施している。アンケート結果は授業担当教員にフィードバックされ、各教員に対しては、アンケート結果を参考に授業改善案等を中心とするコメントを作成することを求めている。教員のコメントの大多数には、今後の授業改善の方策が記述され報告書としてまとめている（資料3-16、資料3-17）。この報告書は教職員だけでなく学生も閲覧可能となっている。

さらに本学では、授業改善に資する活動も行っている。公開授業やFD活動交流集会を開催し、学科・専攻を超えた教員の情報交換や意見交流の場を設定し、相互の研鑽を図っている。また、昇任人事の際に提出する教育研究業績書においては、担当科目のシラバスや指導した卒業研究題目のみならず、教育方法に関する工夫や改善についての記述を求めている。

なお、専任教員の過去5年分の教員・教育研究に関する業績は、三重短期大学年報の教員研究・教育業績にまとめられている（資料3-18）。

2. 点検・評価

●基準3の充足状況

本学では明確な教員組織編成の基本方針が掲げられ、各教員はそれに則り職務に服しており、全学的に、また学科別に各教員の役割や責任の所在が明確にされている。

教員の配置については、主要科目に教授・准教授を配置しており、また必要教員数に占める教授の割合も全学的には7割を超えているなど教育上の必要教員数が確保され、各種養成課程でも基本的に専任教員を中心に構成されている。教員構成は法経科では女性教員について前回より改善がみられ、年代別には全学的にバランスがとれている。さらに、公募人事や在外研修制度の導入によって教育研究活動を持続的かつ活発に行っていく措置を講じている。

本学の教員は、教育目標を達成するための基礎として、教育内容に関連した研究活動を展開している。教員の採用及び昇任などの教員人事については、選考基準とその運用規程が明確に定められ公正に行われている。また、研究能力と教育上の指導能力の双方を重視し、教員人事においては「教育研究業績書」等を基に教育能力の審査が適正に行われている。さらに、「学生による授業評価アンケート」結果を踏まえた授業改善に向けてのコメント作成や「教育研究業績書」における教育方法の工夫・改善点の記述など、教育活動の定期的評価と活用が進められている。以上より、本学は基準を充足している。

基準3で述べた教員・教員組織にかかわる方針や意思決定あるいは検証については、関係する学科からの発議や素案に基づき発展計画委員会で協議し、教授会の議を経て学

第3章 教員・教員組織

長が決定する手続きを取っている。

①効果が上がっている事項

教育組織編成の基本方針が定められ各教員はその規程の職務に従事し、また主要科目の多くを専任の教授・准教授が担当し、かつ短期大学設置基準に定める必要教員数に占める教授の割合が全学平均で7割を超え、専任教員の年代別の構成もバランスが取れているなど、教育課程を遂行する上で必要な教員が確保されている。教員の人事については、研究能力に加え教育上の指導能力が評価されている。

教育目的を達成するための基礎として研究活動が展開されており、また教育課程の遂行を担う教員の教育活動を活性化するための仕組みが整備されている。

②改善すべき事項

法経科では平成22年度自己点検評価時より女性教員比率が改善されているが、なお検討を進める必要がある。

定期的な教育活動に関する自己点検評価を行うことの必要性や方法について検討を継続する必要がある。

教授職の教育研究活動に対する定期評価について検証する機関がないことから検討を進める必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

教員組織編成のための基本方針を有しており、それに基づいた組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確になっている。また、教員の採用基準や昇格基準も明確で定期的な評価も行われていることから、今後も適切に運営していく。

②改善すべき事項

FD活動をさらに活性化させ、教員の教育能力を向上させることが大切である。

4. 根拠資料

資料3-1 三重短期大学学則（既出1-2）

資料3-2 三重短期大学の組織に関する規則

資料3-3 本学Webサイト 教育情報の公開 運営組織図

http://www.tsu-cc.ac.jp/daigakugaiyo/kyoikujyoho_kokai/toppage.html

資料3-4 三重短期大学在り方研究会資料

資料3-5 三重短期大学将来構想

資料3-6 三重短期大学教授会規程（既出2-13）

資料3-7 2017（平成29）年度「短期大学認証評価」申請用短期大学基礎データ

資料3-8 三重短期大学非常勤講師選考基準

資料3-9 『履修要項（シラバス）2016法経科編』『履修要項（シラバス）2016生活科学科編』

第3章 教員・教員組織

- 資料 3-10 本学大学総務課保存教員情報一覧
- 資料 3-11 三重短期大学教員選考基準
- 資料 3-12 三重短期大学教員選考基準運用規程
- 資料 3-13 専任教員の新規採用に関する教授会申し合わせ
- 資料 3-14 教員の任用に関する手順について（申し合わせ）
- 資料 3-15 昇任人事に関する教授会の申し合わせ
- 資料 3-16 『FD 活動報告書 2015』
- 資料 3-17 三重短期大学 FD 委員会規程
- 資料 3-18 三重短期大学年報 2011 年度～2015 年度 教員研究・教育業績（既出 1-8）

第4章 教育内容・方法・成果

第1節 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 現状の説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

<1>短期大学全体

本学は、「知の創造と継承を理念として、真理の探究とそれに基づく教育により優れた人材を育成するとともに、地域における知の拠点として、広く市民と連携し、協働することを通じて、地域の文化の向上及び豊かな地域社会の実現に寄与する」という大学理念のもと、「教育基本法にのっとり、広く教養を与えるとともに深く専門の学術技能を教授研究し、有為の人材を育成して文化の進展に寄与すること」（資料4-1-1 第1条）を目的としている。法経科第1部、法経科第2部、生活科学科・食物栄養学専攻、生活科学科・生活科学専攻それぞれが、この本学の理念と目的に基づいて教育目標を掲げ、各学科・専攻ごとに定めた教育目標に達したものに学位を授与する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めている（資料4-1-2）。本学ではこのディプロマ・ポリシーを、本学の理念、目的、教育目標とともに「教育情報の公開」という形でホームページで広く公表している（資料4-1-2）。

<2>法経科

法経科では、本学の教育目的（資料4-1-1 第1条）として示される「広く教養を与える」、「深く専門の学術技能を教授研究」、「有為の人材を育成して文化の進展に寄与」の理念に基づき、「法律・政治・経済・経営など社会科学の基幹分野に関する基本的な知識の修得の上に、最新の学問的到達について一定の理解をもった人材」、「机上の学問にとどまらず、修得した学識を職業生活上の実践的課題に適用することのできる人材」の育成を教育目標とする第1部と、「社会科学についての基本的な素養を身につけた市民の育成」、「『学ぶことで自らの人生をより豊かなものにしたい』という願いを支援」することを教育目標とする第2部（夜間部）を設け、それぞれの課程を通じて「社会に対する学問的見識と文化や自然についての幅広い教養を基礎として、広い視野と寛容さを身につけ、地域社会に貢献しうる見識ある職業人・市民」の育成をめざしている（資料4-1-3）。

法経科第1部では法律・行政分野を中心に学ぶ法律コースと、経済・経営分野を中心に学ぶ経商コースが設置され、それぞれの学問領域を体系的に学べるよう科目を配置するとともに、入学時のオリエンテーションにおいて基礎から応用発展科目を順に履修するよう学生に指導を行っている。そして、「本学に2年以上在学し、法経科第1部所定の単位を修得した学生は、法律・政治・経済・経営など社会科学の基幹分野に関する基本的な知識の修得の上に、最新の学問的到達について一定の理解をもつという法経科第1部の教育目標に達したものと認定し、「短期大学士」（法経）の学位を授与している」を学位授与方針として示している（資料4-1-2）。法経科第2部ではコースを設けず、基礎的な科目を広く開設し、学生が教員のアドバイスを得ながら興味関心に応じて学びを広げていけるようにしている。そして、「本学に2年以上在学し、法経科第2部所定の単位を修得した学生は、社会科学についての基本的な素養を身につけた市民の育成をめざす」という法経科第2部の

教育目標に達したものと認定し、「短期大学士」（法経）の学位を授与している」を学位授与方針として示している（資料4-1-2）。

<3>生活科学科

生活科学科では、本学の理念と教育目標に基づき、各専攻・コースの教育目標を以下の通り掲げている（資料4-1-3）。

食物栄養学専攻では、「①食を通じた豊かな人間形成と、食に関する知識と技能を融和させて実践することができる専門性の高い教育を行う。」「②科学的根拠に基づいた多面的・総合的な理解や対処ができる栄養士や栄養教諭などの食のスペシャリストを育成する。」「③個人の食や健康問題に対応した栄養教育を実践できる能力を養い、地域社会の食や健康問題に貢献できる人材を育成する。」を教育目標としている（資料4-1-3）。

生活科学専攻生活福祉・心理コースでは、「①社会福祉学や心理学を中心に「理論」と「実践」を学び、現場で生きる知識と技術を備えた人材を育成する。」「②学生の持つ個性や能力を最大限に引き出し、豊かな人間関係を築くことができる人材を育成する。」「③人々や地域が抱える様々な課題を広い視野で総合的に考察・分析した上で、地域における生活者の一員として主体的に行動できる人材を育成する。」を教育目標としている。

生活科学専攻居住環境コースでは、「①住まいやまちの環境を快適にする力を育成する。」「②環境問題を認識し、環境共生のために住まいとまちの持ち味を生かす力を育成する。」「③住まい・まちと福祉をつなぐ力を育成する。」「④住まいとまちをつくる専門的な力を育成する。」を教育目標としている（資料4-1-3）。

これらの理念と教育目標を踏まえ、生活科学科では、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果として、各専攻の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を以下の通り定めている（資料4-1-2）。

食物栄養学専攻では、「本学に2年以上在学し、生活科学科食物栄養学専攻所定の単位を修得した学生は、科学的根拠に基づいた多面的・総合的な理解や対処ができる食のスペシャリストの育成をめざすという生活科学科食物栄養学専攻の教育目標に達したと認定し、「短期大学士」（食物栄養学）の学位を授与する。」を学位授与方針として示している（資料4-1-2）。

生活科学専攻では、「本学に2年以上在学し、生活科学科生活科学専攻所定の単位を修得した学生は、社会福祉、心理、住生活、環境といった分野を柱に、「いのち」と「暮らし」にかかわる学問を習得するという生活科学科生活科学専攻の教育目標に達したものと認定し、「短期大学士」（生活科学）の学位を授与する。」を学位授与方針として示している（資料4-1-2）。

（2）教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

<1>短期大学全体

本学は、「広い分野の総合的な知識と深い専門的学術を教授研究し、豊かな人間性と高い知性を備え、論理的で自主的な判断能力に加え、応用力や実践力に富む有為な人材の育成」を全学的教育目標として掲げ、「創造性豊かな人間性と優れた専門性を備えた人材の育成」、「実社会で活躍できる知的・人間的資質を備えた人材の育成」、「地域社会を主体的に

第4章 教育内容・方法・成果

担う市民の育成」、「国際社会に対する理解とコミュニケーション能力や情報社会に対応できる能力の養成」という4つの目標を踏まえて、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を法経科第1部、法経科第2部、生活科学科・食物栄養学専攻、生活科学科・生活科学専攻それぞれが定めている（資料4-1-2、4-1-4）。さらにこのディプロマ・ポリシーに基づいて、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を各学科・専攻で定めている。このカリキュラム・ポリシーは、本学の理念、目的、教育目標とともに「教育情報の公開」という形でホームページで広く公表されている（資料4-1-3、4-1-5）。

本学の授業科目は、基礎科目、共通科目、専修科目、教職科目及び社会福祉発展科目で構成され、さらにそれぞれの授業科目が、必修科目、選択必修科目及び選択科目に分けられている（資料4-1-1 第6条）。授業科目の開設状況と、各授業の概要と授業計画、成績評価などについては、『シラバス』に明示されている。基礎科目は、語学科目と各学科・専攻の入門講義にあたる専修基礎からなっており、語学科目と共通科目を各学科・専攻で共通にすることで、短大としての統一性を保ちながら、広い教養をもつ有為の人材を育成することを目指すカリキュラム構成になっている。主として第1学年に基礎科目及び共通科目を、第2学年に専修科目を置き、教職科目及び社会福祉発展科目は、各学年に適宜配分されている（資料4-1-1 第8条）。

卒業必要単位は法経科第1部で66単位、法経科第2部・生活科学科で64単位であるが（資料4-1-1 第10条）、基礎科目・共通科目・専修科目の必要単位数はバランスがとれており、体系的な科目配置を実現している（資料4-1-6 pp.8~9、4-1-7 pp.7~8）。

本学では「語学基礎」と「共通科目」がいわゆる教養科目に該当する。「語学基礎」は、基礎的な語学能力とコミュニケーション能力を向上させ、異文化に対する理解を深めることを目指しており、卒業必修科目（2単位）として配置されている。「共通科目」は、環境・情報・生命・身体などの自然科学系分野から、教育・人権・ジェンダーといった社会科学系分野、歴史・文学といった人文系分野、さらには外国語科目で構成され、広範な学問に触れることを目指している。また地域や人生設計について考えるリレー式講義も用意されており、学生が様々な学術分野に接し、知識の裾野を広げ、地域の諸問題に触れ、様々な角度から創造的に考える力を培っていくことができるよう、所属学科・専攻にかかわらず受講できる仕組みの中で12単位を修得することになっている（資料4-1-6 p.7、4-1-7 p.6）。

<2>法経科

法経科第1部の教育目標は、「法律・行政・経済・経営など社会科学の基幹分野に関する基本的な知識の修得の上に、最新の学問的到達について一定の理解をもった人材」、「机上の学問にとどまらず、修得した学識を職業生活上の実践的課題に適用することのできる人材」の育成であり、もって「社会に対する学問的見識と文化や自然についての幅広い教養を基礎として、広い視野と寛容さを身につけ、地域社会に貢献しうる見識ある職業人・市民」を育成することである。法経科では平成27年に第1部法律コース及び経商コース、第2部のそれぞれについてカリキュラム・ポリシーを策定し、教育目標と教育課程の編成・実施方針の関係を明示した（資料4-1-5）。

法経科第1部のカリキュラム・ポリシーでは、開設されている専修科目を基礎・基本的

な科目及びリテラシー科目と応用・発展的な科目に区分し、法律・行政・経済・経営を体系的に学ぶことを目指す学生に対し、学問の階層性、科目相互の関連性を明確にしている。学生は1年次に基礎・基本的な科目及びリテラシー科目を中心に履修し、2年次に応用・発展的な科目を中心に履修することで、「基幹分野に関する基本的な知識の修得の上に、最新の学問的到達について一定の理解をもった人材」を育成する方針を明示している。また、2年次には演習に参加し、指導教員の下、関心のあるテーマを掘り下げ、仲間とのディスカッションを通じて、「職業生活上の実践的課題に適用しうる人材」を育成する方針である。さらに、共通科目を通じて一般教養を広く身につけることで、「社会に対する学問的見識と文化や自然についての幅広い教養を基礎として、広い視野と寛容さを身につけ、地域社会に貢献しうる見識ある職業人・市民」の育成を目指す方針である。こうした教育方針は、入門講義や履修指導を通じて学生に徹底されている。

法経科第2部では専修科目として、法律・政策分野の基礎的科目と経済・経営分野の基礎的科目を広く開設している。在学期間を通じて両者をバランス良く選択履修し、2年次には社会科学演習に参加し、指導教員の下、関心のあるテーマを掘り下げ、仲間とディスカッションすることで、「社会科学についての基本的な素養を身につけた市民」を育成する方針である。また、生涯学習を目的に入学する学生のなかには、あらかじめ明確な勉学上の課題を持っている者が少なくない。第2部は、学生の興味関心に応じて比較的自由に履修計画が立てられるようになっているため、「学ぶことで自らの人生をより豊かなものにした」という願いをもつ学生を支援する仕組みとしても適格的である。最後に、第1部と同様、共通科目を通じて一般教養を広く身につけることで、「社会に対する学問的見識と文化や自然についての幅広い教養を基礎として、広い視野と寛容さを身につけ、地域社会に貢献しうる見識ある職業人・市民」を育成する方針である。こうした方針は、1年次はクラス担任、2年次は演習での指導教員による指導を通じて学生に徹底されている。

<3>生活科学科

生活科学科では、教育目標及び学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を各専攻・コースごとに以下の通り示している（資料4-1-5）。

食物栄養学専攻では、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、「食に関する知識と技術を修得し、科学的根拠に基づいた総合的な理解や対処ができる食のスペシャリストを育成するため、専修科目を設置する。」と定めている。

生活科学専攻では、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、「社会福祉、心理、住生活、環境といった分野を柱に、「いのち」と「くらし」にかかわる学問を修得するため、専修科目を設置する」と定めている。

（3）教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を短期大学構成員（教職員及び学生等）に周知し、社会に公表しているか。

<1>短期大学全体

学則や学生便覧を通じて、本学構成員に対して教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を周知し（資料4-1-1、4-1-8 p.11）、ホームページ上に掲載している

第4章 教育内容・方法・成果

教育情報や大学案内の各所への配布により、社会に公表している(資料 4-1-5)。とりわけ高校や企業に対しては、訪問した際に、担当者が直接伝えるように心がけている。さらに、学長は入学式の訓示において毎回教育目標を述べることにより、新入生や参加している保護者への周知を図っている。

また、オープンキャンパス(8月に3日間開催)、受験相談会(10月と2月に1回ずつ開催)においては、教育課程の編成や実施方針について学科・専攻の代表者が詳しく説明している(資料 4-1-9)。

<2>法経科

教育目標・学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針については、ホームページにおいて教職員および学生に周知し、社会に発信している(資料 4-1-2, 4-1-3, 4-1-5)。また、学科会議や教授会などにおいても教育目標・学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえて議論を進めている。新入生や在学生に対しては、オリエンテーション時に周知している。受験生や保護者に対してはオープンキャンパスや受験相談会を通して周知に努めている(資料 4-1-9)。

<3>生活科学科

法経科と同様に、教育目標・学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針については、ホームページにおいて教職員および学生に周知し、社会に発信している(資料 4-1-2, 4-1-3, 4-1-5)。生活科学科では独自のホームページを作成し社会に発信している。また、学科会議や教授会などにおいても教育目標・学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえて議論を進めている。新入生や在学生に対しては、オリエンテーション時に周知している。受験生や保護者に対してはオープンキャンパスや受験相談会を通して周知に努めている(資料 4-1-9)。

(4) 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

<1>短期大学全体

全学的な教育目標や、各学科・専攻それぞれの教育目標及びディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの策定とその適切性についての議論は、原則月1回開催される両学科会議及び各コース・専攻会議が基本となる。これと並行して、カリキュラムの編成や開講形態については学務委員会で、各授業内容や評価方法の適切性及び目標の達成度などについてはFD委員会で定期的に検証が行われている。さらにFD委員会では年度初めに非常勤講師との懇談会を開催し、カリキュラムの編成や実施方針の適切性について聴き取った意見をもとに学内で検証を行っている。また専任教員による公開授業や、専任教員が少人数に分かれてカリキュラムや授業内容について検証し、全体会議でさらに議論を深める学習会を年1回開催している(資料 4-1-10 pp. 5~13)。このような会議・委員会での議論を経た上で、改善が必要と判断される場合には、さらに発展計画委員会での議論を経て、原則月1回開催される教授会での審議となる。

教養教育委員会では、教養科目の編成や実施方針の適切性について検証を行っている。

定期的に教養教育委員会を開催し、開設科目についての検証を行った結果、平成27年度には全学共通開講という特性を踏まえてカリキュラム改編を行った。これまで同様に多分野の科目を開講して履修の機会を担保しつつ、興味関心のある分野をより深く、多様に追及し、総合的な視野を獲得させるため、共通科目から分野の必修枠を外した。

<2>法経科

法経科では、教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーは学科内のコース会議、学科会議を経て策定され、学内の学務委員会、発展計画委員会での討議を経て、最終的に教授会で承認されたものである。これらは大学のおかれた社会環境や学問動向に応じて適宜検証し、必要な改変を加えていく必要がある。本学では三重短期大学評価委員会による『自己点検評価報告書』『三重短期大学年報』の作成を通じて自己点検を行うとともに、FD活動の一環としてそれらを通じて必要な改善点が生じた場合には、法経科でも方針の適切性、運用実態の妥当性について適宜検証を行っていくことになっている（資料4-1-10 pp.5~13）。

<3>生活科学科

生活科学科では、学科会議、専攻会議等において教育実践の実態を検証しつつ、学生のニーズの変化に対応したカリキュラムの見直しなどを適宜行い、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性についての検証を行っている。平成21年度には、学生の資格取得希望の高まりに対応する形で、社会福祉士国家試験受験資格や一級及び二級建築士受験資格が得られるようにカリキュラム改革を行い、平成22年度からは従来の家づくり、まちづくりを主体とした学習分野に加え、環境共生について学ぶ「環境政策論」「環境倫理学」などを新たに開講してきたことは、検証がなされてきたことの成果でもある（資料4-1-7 p.163）。

2. 点検・評価

●基準4（1）の充足状況

本学では、教育目標を学則に定め、これに基づいた学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を各学科・専攻で定めている（資料4-1-2）。さらにディプロマ・ポリシーに基づいて、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を各学科専攻で定めている（資料4-1-5）。このディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは、理念や目的や教育目標とともに「教育情報の公開」というかたちで、ホームページにおいて広く公開されている（資料4-1-3）。これらの情報は、入学式やオープンキャンパス、受験相談会においても説明がなされている。教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの検証については、原則月1回開催される両学科会議やコース専攻会議を基本として行われている。以上のことから、同基準を満たしている。

①効果が上がっている事項

法経科では平成27年度に教育目標やディプロマ・ポリシーを踏まえ、第1部法律コース及び経商コース、第2部のそれぞれについてカリキュラム・ポリシーを策定し、教育目

標と教育課程の編成・実施方針の関係を明示した（資料4-1-2、4-1-5）。

生活科学科では、定期的な検証の結果、学生のニーズの変化に対応したカリキュラムの見直しなどを適宜行なう過程において、平成21年度に、学生の資格取得希望の高まりに対応する形で、社会福祉士国家試験受験資格や一級及び二級建築士受験資格が得られるようにカリキュラム改革を行った（資料4-1-7 p.159）。また、平成22年度からは従来の家づくり、まちづくりを主体とした学習分野に加え、環境共生について学ぶ「環境政策論」「環境倫理学」などを新たに開講した（資料4-1-7 p.159）。

②改善すべき事項

ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーは、理念や目的や教育目標とともに本学トップページの「教育情報の公開」というかたちで、ホームページにおいて広く公開されているが、大学概要のページに明示されておらず、ホームページを閲覧した者の目に触れにくい（資料4-1-5）。ホームページ上の情報を整理する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

将来に向けた発展方策としては、各学科専攻において、教育目標に基づきディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーをある程度の媒体で明示し整備した点である（資料4-1-2、4-1-5）。また、これらのカリキュラム・ポリシーに基づき、原則月1回の学科および専攻会議においてカリキュラムを検証することで、学生のニーズの変化に対応した改編が行われている。

②改善すべき事項

教育目標やディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーをわかりやすく明示するために、ホームページでの公開の仕方を工夫する必要がある（資料4-1-5）。

4. 根拠資料

資料4-1-1 三重短期大学学則（既出1-2）

資料4-1-2 本学 Web サイト 教育情報の公開 ディプロマ・ポリシー

http://www.tsu-cc.ac.jp/daigakugaiyo/kyoikujoyoho_kokai/toppage.html

資料4-1-3 本学 Web サイト 教育情報の公開 学科・専攻の教育目標（既出1-3）

http://www.tsu-cc.ac.jp/houkeika/hou1/mokuhyo_admission.html

資料4-1-4 本学 Web サイト 教育情報の公開 理念・教育目標（既出1-7）

http://www.tsu-cc.ac.jp/daigakugaiyo/kyoikujoyoho_kokai/toppage.html

資料4-1-5 本学 Web サイト 教育情報の公開 カリキュラム・ポリシー

http://www.tsu-cc.ac.jp/daigakugaiyo/kyoikujoyoho_kokai/toppage.html

資料4-1-6 『履修要項（シラバス）2016法経科編』（既出3-9）

第4章 教育内容・方法・成果

資料 4-1-7 『履修要項（シラバス）2016 生活科学科編』（既出 3-9）

資料 4-1-8 『平成 28 年度学生便覧』（既出 1-4）

資料 4-1-9 『2017 年度キャンパスガイド』（既出 1-5）

資料 4-1-10 『FD 活動報告書 2015』（既出 3-16）

第2節 教育課程・教育内容

1. 現状の説明

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

< 1 > 大学全体

本学の授業科目の配置は、各学科・専攻共通して、基礎科目－共通科目－専修科目という構成を取っている。基礎科目は語学科目と各学科・専攻の入門講義にあたる専修基礎からなり、語学科目と共通科目を各学科専攻共通にすることで短大としての統一性を保ちながら、広い教養をもつ有為の人材を育成することをめざすカリキュラム構成になっている。卒業必要単位は法経科第1部で66単位、法経科第2部・生活科学科で64単位である(資料4-2-1 第10条)。そのうち基礎科目・共通科目は16単位以上、専修科目は48単位以上を修得することになっており、基礎科目・共通科目と専修科目の割合は1:3である。教養科目を重視する一方、2年間という在籍期間で教育目標を達成するための知識や技能を修得させるためにバランスが取れており、体系的な科目配置を実現している(資料4-2-2 pp. 22~23、4-2-3 p. 8)。

基礎科目の「語学基礎」は、基礎的な語学能力の向上を目指しているが、異文化に対する広い関心を損なわないよう4つの外国語科目(英語Ⅰ・独語Ⅰ・仏語Ⅰ・中国語Ⅰ)を用意している。「語学基礎」については複数クラスが開講されており、原則として学生の希望通りのクラスに配属するよう心がけている。しかし、適切な受講生数(約30名)を大きく上まわった場合は第2希望のクラスに配分する。「語学基礎」を修得した後さらに当該科目の学びを深めたいと希望する学生のために、「共通科目」に英語講読、総合英語、英会話、独語Ⅱ、仏語Ⅱ、中国語Ⅱを開講している。その中にはネイティブスピーカーの教員が担当する科目もある。

情報リテラシーを身に付けたい学生のためには「共通科目」として情報処理実習Ⅰ・Ⅱが用意されており、基礎的なコンピュータ操作能力を養成している。また、情報そのものを考え、さらに社会との関わりを追求する科目(情報と社会、情報と科学)も用意されている。

一方で教養の諸科目は、人類の歴史や思想を考察し、生命や地球を俯瞰し、生きている人間の感情に寄りそい、社会のあり方や現象に踏み込むことも担当する。それらを多くの人文系科目、社会系科目、自然系科目で分担し、学生が自らの志向を見極める場を提供するとともに、人生や人間への深い洞察力を養い、専門分野への思索に向かう道筋を用意している。

< 2 > 法経科

法経科については、本学全体及び学科のカリキュラム・ポリシーに基づき、授業科目は基礎科目、共通科目、専修科目に大別して編成されている(資料4-2-1 第6条)。

法経科第1部では、基礎科目、共通科目、専修科目で、それぞれの分野における卒業に必要な最低単位を修得した上で、合計66単位以上の単位修得が卒業要件になっている(資料4-2-1 第10条)。

基礎科目には語学基礎と専修基礎がある。専修基礎(語学基礎については共通科目のと

第4章 教育内容・方法・成果

ここで触れる)は法律コース、経商コースの入門講義である「法学入門」「経済学入門」(卒業要件として各2単位が必要、以下同じ)が開講され、学生は1年次前期にそれぞれのコースに応じた入門科目を修得しなければならない。これらは、初学者である学生が専門分野の学修に向けて最初に身につけるべき知識を修得すると同時に、2年間で体系的に学修を進めていくためには、どのような時期にどの科目を履修するのが望ましいのかという見取図を学生が認識できるようにすることを目的としている。

基礎科目の語学基礎と共通科目は本学の教養教育科目に該当し、全学共通となっている。語学基礎では4つの外国語から1以上の外国語を履修し、単位修得することを卒業必修としている(2単位以上)。共通科目は一般教養科目であり、人文系、自然科学系、実習系等の各分野の科目が配置されている。専攻する分野に特化した知識だけを修得するのではなく、全学生が専門以外の分野でも知的好奇心をもって広く深い知識を身につけ、豊かな人間性を養うことを目的としている(語学基礎を含め14単位以上)。

専修科目は、法律・政策分野の専修科目である専修第一分野と経済・経営分野の専修科目である専修第二分野に分かれ、各コースの「基幹分野に関する基本的な知識」、「最新の学問的到達」を学べるよう、法律・政策、経済・経営の基幹的科目はもちろんのこと、4年制大学の法学部や経済学部にも匹敵するような科目も開講し、短期間でも専門的素養を修得できるよう科目配置されている。また、多面的に現代社会を見る目を養うことを目的として、学生は専攻するコースの専修科目群から38単位以上を修得するだけでなく、専攻しないコースの専修科目群からも8単位を修得し、合計46単位以上を修得することが卒業要件になっている(資料4-2-2 p.8)。

最後に、学生は興味を持った分野の専任教員の演習に所属することが必修となっている(4単位)。演習は少人数で行われ、選んだ分野における最新の専門知識の習得、コミュニケーションやプレゼンテーション能力、ディスカッション能力の向上、卒業論文作成を通じた文章力、分析力、論理的思考力、課題解決能力等の涵養を行っている。こうして「修得した学識を職業生活上の実践的課題に適用」できる人材の育成を目指している。最後にこのことの一環として、法経科では日商簿記検定に対応した、一連の会計系科目を開講し、事務・経理系の職業を目指す学生のスキル向上を支援している(資料4-2-4 p.2)。

法経科第2部でも、授業科目は基礎科目、共通科目、専修科目から成り、それぞれの分野で卒業に必要な最低単位を取得した上で、合計64単位以上の単位修得が卒業要件になっている(資料4-2-2 p.9)。第2部の教育課程は多くの点で第1部の教育課程と同様であるため、以下では異なる部分に限定して説明する。

まず、基礎科目において第1部のようにコース制を設けていないため、専修基礎となる科目も開設していない(第2部の卒業必要単位が第1部より2単位少ないのはこのためである)。これは、第2部においては、体系的に学問を究めることよりも、基礎的な科目を広く学ぶことで幅広い知識を修得したり、社会に対する様々な疑問や興味関心をもつ人に学びの場を提供したりすることを教育目標としているからである。また、同様の理由から、専修科目の履修(46単位以上)においても法律・政策分野(第1部の専修第一分野に相当)及び経済・経営分野(同じく専修第二分野に相当)のそれぞれから8単位以上を単位修得することが卒業要件として定められているだけであり、比較的自由な履修選択が可能になっている。

< 3 > 生活科学科

生活科学科では、学科及び専攻のカリキュラム・ポリシーに基づき、授業科目は、「基礎科目」、「共通科目」、「専修科目」に大別して体系的に編成している。「専修科目」は、生活基礎科目と各専攻の専門性に対応した科目により構成されている。生活基礎科目は、「被服学」「食生活論」「住生活論」「日本国憲法」「生活経営」など、生活の根源にかかわる科目として配置し、生活基礎科目以外の専修科目は、各専攻・コースの専門性に応じて、以下の通り配置している（資料 4-2-3 p.8）。

食物栄養学専攻では、栄養士免許に関わる科目として、栄養士法施行規則（平成 14 年度に改正）に基づき、「社会生活と健康」「人体の構造と機能」「食品と衛生」「栄養と健康」「栄養の指導」「給食の運営」の 6 分野から編成している。また、講義と実験・実習科目をバランスよく開講するとともに、基礎的な知識の習得から専門的な内容へと段階的に学習できるよう科目の配置に配慮している。

生活科学専攻では、各コースの専門性を考慮して、授業科目は「専修第 1 分野（生活福祉・心理コース）」、「専修第 2 分野（居住環境コース）」の 2 分野により構成されている。生活福祉・心理コースでは、社会福祉関連の科目と心理学関連の科目を配置し、さらに、福祉関連領域と心理学関連領域をつなぐ役割を果たす科目として「福祉心理基礎演習」や「福祉心理演習」を設けている。居住環境コースでは、身近なインテリアから、住宅や建築、都市計画やまちづくり、地球規模の環境問題まで幅広い分野の専修科目を配置し、生活環境全般について総合的に学べるように配慮している。また、2 年次には、各自が探求したいテーマに従って指導教員を選び、卒業論文や卒業制作に取り組む「居住環境特別演習」を設けている。なお、生活科学専攻では、各コースの専門性を担保しつつ、他コースの分野も履修できるようにすることで、より幅広い専門知識の修得が可能になるとともに、生活科学専攻としての一体性を確保している。

（2）教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

< 1 > 短期大学全体

各学科・専攻ごとに定めたカリキュラム・ポリシーに則り、基礎科目・共通科目と専修科目が 1 : 3 の割合でバランスよく配置されており、本学の教育目標を達成しうる教育内容が提供できているかなどに関する検証は、原則月 1 回開催される両学科会議及び各コース・専攻会議が基本となる。これと並行して、カリキュラムの編成や開講形態については学務委員会で、各授業内容や評価方法の適切性及び目標の達成度などについては FD 委員会で定期的に検証が行われている（資料 4-2-5 pp.13~17）。さらに FD 委員会では年度初めに非常勤講師との懇談会を開催し、カリキュラムの編成や実施方針の適切性について聴き取った意見をもとに学内で検証を行っている（資料 4-2-5 pp.5~8）。また専任教員による公開授業や、専任教員が少人数に分かれてカリキュラムや授業内容について検討し、全体会議でさらに議論を深める学習会を年 1 回開催している（資料 4-2-5 pp.8~12）。

さらに、専任教員担当の授業については毎年、非常勤講師担当の授業については 2 年サイクルで、学生による授業評価アンケートを実施し、その結果をもとに、教員一人一人が毎年度それぞれの担当科目の授業内容について見直しを行っている（資料 4-2-5 pp.13

～17)。このような会議・委員会などでの議論と検証を経た上で、改善が必要と判断される場合には、さらに発展計画での協議を経て、原則月1回開催される教授会での審議となる。

「語学基礎」および「共通科目」の外国語修得については、英語については基礎的な文献を読解し、基礎的なコミュニケーション能力、自己表現能力の習得を目指している。一方、未修外国語である「語学基礎」、「独語Ⅰ」、「仏語Ⅰ」、「中国語Ⅰ」については基礎的な語学力（発音、発話、文法）の修得が目標となる。その語学力をさらに応用に結びつけるためには「共通科目」のⅡを履修するよう指導している。ⅠとⅡを学んで総合的な語学力が身に付くよう設定されている。

その他の共通科目はさまざまな分野を学ぶことで、人類や自然、人間や社会のありようを深く考察する姿勢を養う。また「地域史」「自治体行政特論」といった科目では地域を成り立たせてきた歴史を知ると同時に、自治体職員との直接交流を通じて現在の地域への視野を養うことで、市民としての未来を志向することを目指している。教養科目の編成や実施方針の適切性については、定期的に教養教育委員会を開催し、開設科目についての検証を行っており、平成28年度には全学共通開講という特性を踏まえてカリキュラム改編を行った。これまで同様に多分野の科目を開講して履修の機会を担保しつつ、興味関心のある分野をより深く、多様に追及し、総合的な視野を獲得させるため、共通科目から分野の必修枠を外した。

本学ではキャリア教育の一環として、平成24年度から1年生の就職希望者を対象に、共通科目として前期に「キャリア形成セミナー」を開講している。この講義は、学生一人一人に人生をいかにとらえ、いかに生きていくのかについて考えさせ、自らの人生を選びつつ、ゆく力をつけ、職業観、勤労観を獲得し、卒業後の進路選択に役立てることを目的としている。毎週様々な分野の専門家1名を招くりレー方式を採用し、1時間程度の講義の後、30分程度でレポートを作成させている。各講師の体験談や人生観を披露していただき、昨今の学生に目立つ、就業意欲の低さ、活動的な人生を選択しようとする目的意識の曖昧さ、社会に自らの力を還元してゆこうとする志向の欠如などの弱点を克服することを目指している。毎年200名前後の受講者があり、回を追うごとにレポート内容も充実し、昼間部学生の就職率は96%以上の高い水準を維持している（表4-2-1）。

第4章 教育内容・方法・成果

表 4-2-1 卒業後の進路状況（資料 4-2-6、4-2-7 より作成）

平成26年度									
学科	部・専攻	卒業生数	進 学		就 職			活動継続	その他
			大学	専門学校	公務員	企業等	就職率		
法経科	第一部	95	23	0	7	51	94.0%	7	7
	第二部	53	15	0	2	15	89.5%	8	13
生活科学科	食物栄養学専攻	54	7	2	0	42	100.0%	0	3
	生活科学専攻	99	14	3	1	73	94.8%	4	4
合 計		301	59	5	10	181	94.6% (96.3%)	19	27

平成27年度									
学科	部・専攻	卒業生数	進 学		就 職			活動継続	その他
			大学	専門学校	公務員	企業等	就職率		
法経科	第一部	91	21	2	8	55	96.8%	3	2
	第二部	58	15	1	3	18	87.5%	11	10
生活科学科	食物栄養学専攻	50	3	0	2	45	100.0%	0	0
	生活科学専攻	105	10	6	5	72	93.1%	6	6
合 計		304	49	9	18	190	94.4% (96.6%)	20	18

※（ ）は法経科第2部をのぞいた比率である。

< 2 > 法経科

法経科第1部では、カリキュラム・ポリシーに基づき、基礎・基本的科目から応用・発展的な科目、演習を配置し、学生が学びたい学問領域とその関連科目を基礎から順に学んでいけるようにしている。基礎・基本的科目の多くは4単位科目として開講され、初学者でも講義内容をしっかりと学べるよう時間を十分保証している。応用・発展的な科目の多くは2単位であり、特定の分野を集中して学べるようになっている。ただし、どの科目が基礎・基本的な科目でどれが応用・発展的な科目なのかは『履修要項（シラバス）』では明示されておらず、入学時のオリエンテーションやクラス担任や演習指導教員からの履修指導によって学生に徹底される（単位数で概ね判断できるので、学生にも理解しやすい）。初学者対策としては、1年次前期には、法律コースの学生には「法学入門」、経商コースの学生には「経済学入門」を必修科目として開講し、それぞれの分野を学ぶために必要な知識の習得と同時に、どの時期にどの科目を履修すれば、学問的理解を深めやすいのかを理解させるよう努めている。

法律コースでは、2年次の演習だけでは「基幹分野に関する基本的な知識の修得の上に、最新の学問的到達」に至るに十分な学習時間とはいえないとの観点から、法律を学ぶ演習においてのみ1年次後期に「法学基礎演習」を開講し、実質的に1年半の演習期間を設けている。こうして1年の前期の「法学入門」からシームレスで法律の学修が保証されている。

経商コースでは、入学時のオリエンテーションで2年に上がるときの演習選択を意識しながら1年次の履修選択をする必要性を、モデル履修図を呈示しながら学生に指導している。モデル履修図は、特定の演習に参加するために学んでおくべき科目を明示したものである。同時に、どの演習に進むにせよ、基礎的知識として学んでおくべき科目として「経済原論」と「統計学」の履修を強く推奨している（資料 4-2-4 p.2）。

法経科第2部では、カリキュラム・ポリシーに基づき、社会科学の基本的な素養を身につけた学生を育成するという観点から、基礎・基本的な科目が多く開設され、応用・発展

第4章 教育内容・方法・成果

的な科目の開設は少ない（資料 4-2-2 p.161）。初年次教育を意識した科目配置もなく、第1部に比べると履修指導も学問的階層性を意識したものというより、学生の興味関心や学習意欲に即して、履修計画をアドバイスすることが中心である。

以上のように、法経科ではカリキュラム・ポリシーに基づきながら、各部、各コースの学問的特色に応じたカリキュラム、履修指導を充実させることによって学科の教育目標達成を図っている。

<3>生活科学科

生活科学科では、学科及び専攻のカリキュラム・ポリシーに基づいた教育内容を提供している。

学科全体では、知識と技能を学び実践力を備えた人材育成に向けて、資格取得に関わる実験・実習科目を多く配置しているのが特徴的であり、その比率は、講義科目が約8割、実験・実習科目が約2割となっている。また、初年次教育では、1年次に生活科学の入門講義として、学科の専任教員が毎週交替で各自の専門分野について講義を行う「生活科学概論」（学科共通の必修科目）を開講し、生活科学に関する幅広い学問領域の全体像をおおまかに把握できるように配慮している。

食物栄養学専攻では、栄養士資格取得に必要な講義や実験・実習科目の他、将来管理栄養士として働く希望のある学生を対象に「管理栄養特殊講義」を平成28年度から開講している（資料 4-2-3 p.41）。また、一次予防の重要性に鑑み、健康増進や疾病予防対策に必要な知識を享受するために「健康管理概論」「ヘルスカウンセリング論」といった授業科目を配置し内容の充実を図っている。さらに、学習意欲のある学生を対象に「特別演習」を自由選択科目として設け、卒業論文や研究活動に取り組めるようにしている。

生活福祉・心理コースでは、社会福祉関連の科目に関して、「社会福祉論」「地域福祉論」などの福祉の基幹的な科目の他、社会福祉士国家試験の指定科目（「社会福祉士発展科目」）を開講し、社会福祉士を目指す学生を支援している（資料 4-2-3 p.163）。また、心理学関連の科目に関しては、「カウンセリング論」や「人間関係論」など直接的に福祉と関係する科目の他、心理学を主に学習する学生に向けて、「心理学概論」「心理学研究法」など、心理学の基幹的な科目を配置している。講義の中には、グループワークを通じて現場との接点を探る「老人福祉論」など、講義と演習を組み合わせたような工夫が試みられている科目もある。

居住環境コースでは、一級建築士及び二級建築士資格取得のために必要な建築士指定科目の他、福祉分野との連携を意識した「居住福祉論」や「住生活設計」などを開講し、環境共生について学ぶ「環境政策論」「環境倫理学」なども開講している。講義の中には、「住生活設計」「まちづくり設計」のように、講義で修得した知識の実践的な応用として課題解決的な実習を取り入れた科目や、映像を多く視聴することで環境破壊の実情をよりリアルに理解することを目指す「環境共生論」などがある。

2. 点検・評価

●基準4（2）の充足状況

各学科専攻は共通して、カリキュラム・ポリシーに基づき、基礎科目—共通科目—専修

第4章 教育内容・方法・成果

科目という構成を取っている。基礎科目・共通科目と専修科目の割合は1：3であり、体系的な科目配置を実現している。教育目標を達成しうる教育内容の提供についての検証は、原則月1回開催される学科会議及び各コース・専攻会議が基本となっている。また、学生による授業評価アンケートを実施しており、その結果をもとに授業の適正性をFD委員会において検証している（資料4-2-5 pp.13～17）。キャリア教育の一環として、「キャリア形成セミナー」を開講し、卒業後の進路選択に役立てることを目的として、適切に実施されている。以上のことから、同基準を満たしている。

①効果が上がっている事項

カリキュラムの定期的な検証の結果、平成28年度のカリキュラム改編において、興味関心のある分野をより深く、多様に追及し、両学科ともに総合的な視野を獲得させるため共通科目から分野の必修枠を外した（資料4-2-2 pp.28・158、4-2-3 pp.40・158）。

キャリア教育の一環として、平成24年度から1年生の就職希望者を対象に、共通科目として前期に「キャリア形成セミナー」を開講している。適切な実施のもとで、毎年200名前後の受講者があり、就職率も93%以上の高い水準を維持している（資料4-2-6、4-2-7）。

②改善すべき事項

法経科第2部では、初年次教育を意識した科目配置がなく、第1部に比べるとカリキュラムの体系的な編成が実現していない（資料4-2-2 p.158）。法経科第2部における初年次教育の必要性について検証する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

学科会議や専攻・コース会議において、カリキュラムの定期的な検証の結果、平成28年度のカリキュラム改編がなされた。これによって、開設講座が整理され、効果的な教育内容を提供できていると言える（資料4-2-2 pp.28～31、pp.158～161）。「キャリア形成セミナー」を開講したことで、本校のキャリア教育が充実し、受講者も多く、就職率も高い水準を維持し一定の効果が上がっている（資料4-2-6、4-2-7）。そのため、学科会議や専攻・コース会議を通じた定期的な検証により、あらたな課題を発見することで、より充実した教育課程や教育内容となることが期待される。

②改善すべき事項

法経科2部では、初年次教育を意識した科目配置がなく、その必要性について検証する必要がある（資料4-2-2 p.158）。

4. 根拠資料

資料4-2-1 三重短期大学学則（既出1-2）

資料4-2-2 『履修要項（シラバス）2016法経科編』（既出3-9）

資料4-2-3 『履修要項（シラバス）2016生活科学科編』（既出3-9）

第4章 教育内容・方法・成果

資料 4-2-4 経商コースガイダンス資料

資料 4-2-5 『FD 活動報告書 2015』（既出 3-16）

資料 4-2-6 平成 27 年（2015）3 月卒生進路決定の状況（平成 27 年 4 月定例教授会資料）

資料 4-2-7 平成 28 年（2016）3 月卒生進路決定の状況（平成 28 年 4 月定例教授会資料）

第3節 教育方法

1. 現状の説明

(1) 教育方法及び学習指導を適切に行っているか。

< 1 > 短期大学全体

本学の開講科目における授業形態は、各科のディプロマ・ポリシーに基づくカリキュラム・ポリシーに対応している（資料 4-3-1, 4-3-2）。表 4-3-1 に示したように各学科に共通して開講されている共通科目については、講義は 64%、外国語など演習科目が 28% となっており、外国語については 30 名程度をクラス編成の基準としている（資料 4-3-3 pp. 28~29・158~159、4-3-4 pp. 40~41・158~159）。他には情報処理実習等の実習科目や体育実技がある。履修指導については、オリエンテーション時に、「履修要項」の内容を学生に周知徹底している。また、履修申告に際しては、クラス担任、ゼミ教員のチェックをうけることになっており、教員の指導のもと、卒業要件をみたまうように配慮されている。

< 2 > 法経科

法経科は、専門科目については第 1 部で講義科目が 97%、第 2 部で同じく 97% と、圧倒的に講義中心の授業形態となっている（資料 4-3-3 pp. 28~29、pp. 158~159）。これは第 1 部では「法律・行政・経済・経営など社会科学の基幹分野に関する基本的な知識の修得の上に、最新の学問的到達について一定の理解をもった人材を育成する」という法経科の教育目標を達成するために、学問の最先端にいる教員の講義というのがふさわしい形態であるとの考えに基づくものである。さらに、「机上の学問にとどまらず、修得した学識を職業生活上の実践的課題に適用することのできる人材を育成する」ために演習を配置している。中でも法律コースでは、講義を受講しつつ、1 年次後半に「基礎演習」で課題に取り組む姿勢を醸成し、その後 2 年次に「演習」で力量をつけるべく指導している。法経科第 2 部では「社会科学についての基本的な素養を身につけた市民の育成をめざす」という教育目標達成のため、こちらにもまた講義中心のカリキュラム編成になっている。ただし「法哲学」のように毎回の講義後にレポート作成を課して講評を行い理解の一層の徹底を目指すという、演習的要素を取り入れた科目も存在する。講義科目の中においても、毎回レポート講評を行ったり映像素材を積極活用したりするなど工夫が試みられ、また「学外演習等の実施状況」にみるような見学・調査・裁判傍聴などを組み入れるなど、適切な学習指導法が実施されている。

< 3 > 生活科学科

一方、生活科学科では講義科目の比率が食物栄養学専攻で 76%、生活科学専攻で 80% となっており、残りは講義以外の実験、実習である（資料 4-3-4 pp. 40~41、pp. 158~159）。これは生活科学科では資格取得に関わる科目が多く配置されているためである。食物栄養学専攻は栄養士資格取得のため、講義と実験・実習がバランスよく配置されている。「食を通じた豊かな人間形成と、食に関する知識と技能を融和させて実践することができる専門性の高い教育を行う。科学的根拠に基づいた多面的・総合的な理解や対処ができる栄養士や栄養教諭などの食のスペシャリストを育成する」といった教育目標に適ったもの

第4章 教育内容・方法・成果

である。同専攻では校外実習など課外に多くの時間を割く必要があるため「特別演習」が選択科目として開設されており、意欲のある学生が演習に参加して一定程度の成果をあげることができるようにしている。他方、生活科学専攻においては、おおよそ8割の講義と2割のその他科目で構成されているが、「理論」と「実践」を学び、現場で生きる知識と技術を備えた人材を育成する」という生活福祉心理コースの教育目標、住まいとまちをつくる専門的な力を育成する」という居住環境コースの教育目標に適合した配置である。生活福祉・心理コースではグループワークを通じて現場との接点を探る「老人福祉論」など、講義と演習を組み合わせたような工夫が試みられている。また、居住環境コースでは「住生活設計」のように、講義中に提示された課題をこなすことで学生の能力を高める科目、映像を多く視聴することで環境破壊の実情をよりリアルに理解することを目指す「環境共生論」も用意されている。講義科目の中においても、毎回レポート講評を行ったり映像素材を積極活用したりするなど工夫が試みられ、また「学外演習等の実施状況」にみるような見学・調査などを組み入れるなど、適切な学習指導法が実施されている。

表4-3-1 三重短期大学における開講科目の授業形態

(資料4-3-4 pp. 28~29、pp. 158~159、4-3-5 pp. 40~41、pp. 158~159より作成)

学科・部・専攻および科目分野	科目の種別と全体に占める割合									
	講義	%	演習	%	実習	%	実験	%	実技	%
共通科目 (語学基礎を含む)	23	64	10	28	2	5	0	0	1	3
法経科第1部 (専修基礎を含む)	66	97	2	3	0	0	0	0	0	0
法経科第2部	36	97	1	3	0	0	0	0	0	0
生活科学科食物栄養学専攻 (専修基礎を含む)	45	76	1	2	8	14	5	8	0	0
生活科学科生活科学専攻 (専修基礎を含む)	78	80	7	7	11	12	1	1	0	0
教職科目	7	54	3	23	3	23	0	0	0	0

※法経科第1部の演習は「演習」と「基礎演習」であるが、開設数はそれぞれ11と4で合計15、法経科第2部「社会科学演習」の開設数は9である。他方、食物栄養学専攻の演習は「特別演習」(開設数4)生活科学専攻の演習は「福祉心理演習」(開設数5)「福祉心理基礎演習」(開設数5)「居住環境特別演習」(開設数3)となっている。また、教職科目に関しては「教職実践演習(中学校)」および「同(栄養教諭)」が開設されている。

(2) シラバスに基づいて授業を展開しているか。

<1>短期大学全体

本学はFD活動の一環で実施している授業評価アンケートのなかに、「Q2 シラバス(履修要項)は講義内容を知る上で正確であった」(資料4-3-5 p.20)という質問項目があり、この点についての受講者の点検を受けられるようになっている。

上述の「Q2」の最頻値平均は、2015年度のアンケート調査では、前期が5.7、後期が5.8であり(いずれも6点満点)、この点に関する学生の満足度は高いと考えられる(資料4-3-5 pp.39-220)。したがって、シラバスの内容と項目が充実し、授業内容とシラバス

の内容が整合していると言える。

<2>法経科

シラバスは、講義のねらい、授業計画、教材テキスト、成績評価方法の記載を義務づけて作成されている（資料 4-3-3 p. 33）。シラバスの内容は、第 1 回目の講義で周知し、それに従った講義展開をしたか否かについては授業評価アンケートの結果で明らかになるようになっている（資料 4-3-5 p. 39）。

<3>生活科学科

法経科と同様に、シラバスは、講義のねらい、授業計画、教材テキスト、成績評価方法の記載を義務づけて作成されている（資料 4-3-4 p. 45）。シラバスの内容は、第 1 回目の講義で周知し、それに従った講義展開をしたか否かについては授業評価アンケートの結果で明らかになるようになっている（資料 4-3-5 p. 39）。

（3）成績評価及び単位認定を適切に行っているか。

<1>短期大学全体

本学にて実施している授業評価アンケートのなかに、「Q1 授業の進め方や成績評価基準について明確な説明があった」（資料 4-3-5 p. 20）という質問項目があり、この点についての受講者の点検を受けられるようになっている。また成績発表時に専任教員は特別にオフィスアワーを設定し、標記事項に関する質問や苦情に対応できるようにしている。また非常勤講師が担当する科目に関しては、学生部が仲介する形で成績評価および単位認定についての質問や苦情へ対応している。この他にも、「意見箱」（メモ書きを投入）や ikenbako アドレス（メールによる投稿）によって、標記事項に関する問題も受け付けている。

既修得単位の認定については、学則第 14 条に定められている（資料 4-3-6 第 14 条）。教育上有益と認められ、当該授業科目について本学に相当する授業科目がある場合、教授会の議を経て、学生が本学に入学する前に他の短期大学や大学等で履修した授業科目について修得した単位を、30 単位を上限として認定している。既修得単位認定希望者は、修得した教育機関における当該科目のシラバスなどを添付して学生部に申請し、各学科で本学の授業内容との整合性を十分検証したうえで承認している。既修得単位の認定の案内については、新入生全員に入学式前に案内文書を送付したうえで、オリエンテーションと『学生便覧』でさらに周知徹底している（資料 4-3-6 14 条、4-3-7 p. 12）。

上記の授業評価アンケート Q1 の最頻値平均は、2015 年度前期が 5.8、後期が 5.7（6 点満点）であり、学生の満足度は高いと言える（資料 4-3-6 pp. 39～220）。「意見箱」および ikenbako に関しては、成績評価や単位認定についての苦情は、2013 年には 2 通、14 年および 15 年には 0 通であり、13 年の分については FD 委員会で対応し、解決を見ている（資料 4-3-6 p. 17）。

<2>法経科

成績評価及び単位認定については、シラバスであらかじめ学生に示した成績評価方法（出

席状況、授業態度、提出物、定期試験などの成績)に基づき、成績評価(優・良・可・不可)を行い、可以上の学生に単位を認定している。最終的な単位認定は、教授会においておこなわれる。法経科第1部では、学科の特性に応じた単位の実質化を図るために、通例のCAP制とは逆のCAP制を導入している(資料4-3-3)。すなわち、2年次において履修しなければならない単位を20単位とし、1年次に卒業必要単位をすべて履修したとしても、2年次において20単位以上の単取を取らなければ卒業できない仕組みとなっている。なお、法経科第2部では逆キャップ制を導入していない。

<3>生活科学科

法経科と同様、成績評価及び単位認定については、シラバスであらかじめ学生に示した成績評価方法(出席状況、授業態度、提出物、定期試験などの成績)に基づき、成績評価(優・良・可・不可)を行い、可以上の学生に単位を認定している。最終的な単位認定は、教授会においておこなわれる。生活科学科においても、学科の特性に応じた単位の実質化を図るために、通例のCAP制とは逆のCAP制を導入している(資料4-3-4)。

2. 点検・評価

●基準4(3)の充足状況

学則に基づいた教育目標において、法経科第1部・第2部は講義科目中心の構成になっているが、演習を必修科目とすることにより、適切なバランスを保っている(資料4-3-3 pp. 28~29、pp. 158~159、4-3-8)。生活科学科の両専攻は資格取得の課程を含んでいることもあり、食物栄養学の各分野における講義・演習・実験・実習の授業形態の組み合わせにみるようなバランスの取れた適切なものになっている(資料4-3-4 pp. 40~41、pp. 158~159、4-3-9)。成績評価及び単位認定については、シラバスであらかじめ学生に示した成績評価方法(出席状況、授業態度、提出物、定期試験などの成績)に基づき、成績評価(優・良・可・不可)を行い、可以上の学生に単位を認定している。最終的な単位認定は、教授会においておこなわれる。履修指導は、オリエンテーションと担当教員において行われている。授業評価アンケートの結果からも、シラバスに基づいて授業が実施されている状況が読み取れる(資料4-3-5 pp. 39~220)。また成績発表時のオフィスアワーの設定や「意見箱」の設置により、成績評価方法や成績評価基準の適切性を保っている(資料4-3-5 p. 17)。既修得単位認定は、オリエンテーションと『学生便覧』で周知徹底し(資料4-3-6 第14条、4-3-7 p. 12)、学則に則って行われている(資料4-3-6 第14条)。逆CAP制の導入により、単位の実質化を図っている。以上のことから同基準を満たしている。

①効果が上がっている事項

年度末に2年生を対象に「受講を進めたい講義・改善を求めたい講義」についてのアンケート調査を行っているが、成績評価および単位認定に関する否定的評価は、皆無ではないが極めて少ない(資料4-3-5 pp. 23-37)。またメールや投書による指摘についても、この2年間ゼロとなっており、この点での満足度は高いと判断される。

②改善すべき事項

両学科ともに講義科目の割合が高い傾向にある（資料 4-3-3 pp. 28～29、pp. 158～159、4-3-4 pp. 40～41、pp. 158～159）。そのため、学生の参加を促す教育的工夫の必要性について検証する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

当該事項に関する批判や苦情を今以上に減少させ、根絶に近づけるべく、教員の自覚と気づきを促すようなFD活動を展開していく。

②改善すべき事項

学生の主体的参加を促す教育的工夫が今後の課題である。そのためには、演習科目以外の講義形式の授業においても、学生の能動的な参加を促すために、対話形式や参加型授業やワークショップ形式などを取り入れていく必要がある。

4. 根拠資料

資料 4-3-1 本学 Web サイト 教育情報の公開 ディプロマ・ポリシー（既出 4-1-2）

http://www.tsu-cc.ac.jp/daigakugaiyo/kyoikujoyoho_kokai/toppage.html

資料 4-3-2 本学 Web サイト 教育情報の公開 カリキュラム・ポリシー（既出 4-1-5）

http://www.tsu-cc.ac.jp/daigakugaiyo/kyoikujoyoho_kokai/toppage.html

資料 4-3-3 『履修要項（シラバス）2016 法経科編』（既出 3-9）

資料 4-3-4 『履修要項（シラバス）2016 生活科学科編』（既出 3-9）

資料 4-3-5 『FD 活動報告書 2015』（既出 3-16）

資料 4-3-6 三重短期大学学則（既出 1-2）

資料 4-3-7 『平成 28 年度学生便覧』（既出 1-4）

資料 4-3-8 本学 Web サイト 法経科第 1 部 カリキュラム概要

http://www.tsu-cc.ac.jp/houkeika/hou1/carri_hou1.html

本学 Web サイト 法経科第 2 部 カリキュラム概要

http://www.tsu-cc.ac.jp/houkeika/hou2/carri_hou2.html

資料 4-3-9 本学 Web サイト 生活科学科食物栄養学専攻 カリキュラム概要

<http://www.tsu-cc.ac.jp/shokuei/custom1.html>

第4節 成果

1. 現状の説明

(1) 短期大学の教育目標に沿った成果が上がっているか。

<1> 短期大学全体

本学では平成 18 年度から「学生による授業評価アンケート」を実施している。授業の進め方、内容、熱意、さらには学生の質問や意見が反映されているか、工夫があるかなどを問うものである。6を最高値として6段階評価をすることで、だいたいの目安を付けることにしている。表に示したアンケートの結果をみると、各回ともすべての学科・専攻で基準値（4.5）を上回っている（表 4-4-1）。

表 4-4-1 「学生による授業評価アンケート」の総合評価（最頻値平均）（資料 4-4-1 より作成）

実施年度・期	法経科 第1部	法経科 第2部	食物栄養学 専攻	生活科学 専攻	共通科目
平成 25 年度 前期	—	5.3	5.3	—	5.6
平成 25 年度 後期	5.7	—	—	5.5	—
平成 26 年度 前期	5.6	—	—	5.7	—
平成 26 年度 後期	—	5.9	6.0	—	5.9
平成 27 年度 前期	5.5	—	5.3	—	5.7
平成 27 年度 後期	—	5.8	—	5.8	—

授業評価アンケートの結果から見て、満足度はいずれの年度・専攻においても基準値を上回っており、教育の成果や効果は上がっていると言える。

<2> 法経科

教育目標の成果として、学生の授業に対する学生の満足度が高いことが挙げられる。授業評価アンケートの結果によると、法経科第1部では過去3年間の平均が6点満点中5.6点であり、学生の満足度が高いと言える。同様に第2部では5.8であり、学生の満足度が高いと言える。

就職率も高く、法経科第1部では、94%（平成 26 年）、96.8%（平成 27 年）となっている。法経科第2部では 89.5%（平成 26 年）、87.5%（平成 27 年）となっている。高い割

第4章 教育内容・方法・成果

合で、学生の就職先が決まっていることから教育目標に対する一定の成果が上がっていると言える（表4-4-2）。

法経科第1部では、卒業免許として中学校教諭二種免許状（社会）を取得できる。2015年度は、受講者3人全員が取得（100%）しており、教育目標に対する一定の効果が上がっていると言える（資料4-4-2）。

また、第1部、第2部ともに演習の卒業課題として卒業論文を作成することで、2年間の学習の成果を目に見える形で残している。

<3>生活科学科

教育目標の成果として、学生の授業に対する学生の満足度が高いことが挙げられる。授業評価アンケートの結果によると、食物栄養学専攻では過去3年間の平均が6点満点中5.5点であり、学生の満足度が高いと言える。同様に生活科学科専攻では5.7であり、学生の満足度が高いと言える。

就職率も高く、食物栄養学専攻では、100%（平成26年）、100%（平成27年）となっている。生活科学専攻では94.8%（平成26年）、93.1%（平成27年）となっている。高い割合で、学生の就職先が決まっていることから教育目標に対する一定の成果が上がっていると言える（表4-4-2）。

生活科学科では、卒業免許として中学校教諭二種免許状（家庭）と栄養士免許と栄養教諭二種免許状を取得できる。2015年度は中学校教諭二種免許状（家庭）が3人受講し全員取得（100%）、栄養士免許は51人受講し43人取得（84.3%）、栄養教諭二種免許状は3人受講し全員取得（100%）となっており、教育目標に対する一定の効果が上がっていると言える（資料4-4-2）。

また、各演習の卒業課題として卒業論文もしくは卒業設計を作成することで、学習の成果を目に見える形で残している。居住環境コースでは、卒業論文・卒業設計の成果を発表する場を設け、学生たちの学習の成果を教員や学生全員で確認している（資料4-4-3）。

表4-4-2 卒業後の進路状況（資料4-4-4、4-4-5より作成）

平成26年度									
学科	部・専攻	卒業生数	進学		就職			活動継続	その他
			大学	専門学校	公務員	企業等	就職率		
法経科	第一部	95	23	0	7	51	94.0%	7	7
	第二部	53	15	0	2	15	89.5%	8	13
生活科学科	食物栄養学専攻	54	7	2	0	42	100.0%	0	3
	生活科学専攻	99	14	3	1	73	94.8%	4	4
合計		301	59	5	10	181	94.6% (96.3%)	19	27

平成27年度									
学科	部・専攻	卒業生数	進学		就職			活動継続	その他
			大学	専門学校	公務員	企業等	就職率		
法経科	第一部	91	21	2	8	55	96.8%	3	2
	第二部	58	15	1	3	18	87.5%	11	10
生活科学科	食物栄養学専攻	50	3	0	2	45	100.0%	0	0
	生活科学専攻	105	10	6	5	72	93.1%	6	6
合計		304	49	9	18	190	94.4% (96.6%)	20	18

※（ ）は法経科第2部をのぞいた比率である。

(2) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結び付けているか。

<1> 短期大学全体

2006年度より「学生による授業評価アンケート」を実施している。共通質問項目12については全科目で、選択的質問項目4については該当科目について学生の意見を数値で聴取することとしている。さらに個々の授業について学生の意見、要望を自由記述の形で汲み上げることとした。また、学生の自由な意見表明を妨げないために、アンケートの実施時間、担当教員は席を外すことになっている。アンケート結果については各教員にフィードバックし、その後アンケートについて教員から意見を表明（任意）してもらい、報告書に掲載することとしている。なお、それぞれの学科で検討会を開催し、アンケート結果についての分析を行い、経験交流をし、改善の方策について検証が行われている。また、これらの学生の意見を掲載した報告書は、図書館、生活協同組合の店舗、あるいは学生部窓口で自由に閲覧できる。

また、卒業時に卒業生満足度調査を実施し、自由記述も含めて教育の質の向上、改善のための資料として活用されている。教職員の意見聴取については「非常勤講師との懇談会」「FD活動交流集会」などの機会を利用して行われている。「非常勤講師との懇談会」は2007年度から実施され、懇談会で出された意見については記録され、学科会議や専攻会議の場で紹介、検証される。またこれら会議において出された意見についても記録され、FD委員会で検証される。2015年度からは「FD活動交流集会」を開催し、学科・専攻等の枠を超えた全体集会および分散会において教育における経験や教訓について交流する場を設けている（資料4-4-1、10-13ページ）。「非常勤講師との懇談会」や、学科会議等における教員の意見交換もともに自由な情報交換と議論の場であるため、経験交流が中心である。授業運営上必要なハード面の改善については、可能であれば年度内に実施されるが、予算措置を伴うものについては予算要求という形で次年度実施を目指すこととなる。

学生からの意見聴取は「授業評価アンケート」によって毎学期全学生から、「学生によるゼミ評価アンケート」によって卒業年次生から行われており、その内容を当該教員にフィードバックして授業改善の取組に結びつけ、それを『FD活動報告書』に掲載している（資料4-4-1 pp. 1～220）。教職員からの意見聴取はFD活動としての「FD活動交換会」「非常勤講師懇談会」を通じて行われ、そこでの意見の分析とフィードバックはFD委員会において行われている（資料4-4-1 pp. 5～13）。個々の教員の授業改善の努力はこれらの意見聴取とフィードバックに基づいて進められており、適切な活用を実現している。

FD活動交流集会については、参加者の好評を博しつつも、「単なる意見交流では不十分」「統一テーマの設定を」との声も上がっているため、広く意見を集めながら内容の充実を図っていく必要がある（資料4-4-1 pp. 10～13）。また非常勤講師懇談会に関しては、ここ数年は参加者が固定している等の問題点も指摘されているため、開催方法や時期を検証していく必要がある。

<2> 法経科

法経科では原則月1回の学科会議において、演習の指導方針や教育内容の充実や学生指導、地域貢献や大学運営、それから教育に必要な備品の請求などについて議論し、点検・検証を行っている。

<3>生活科学科

生活科学科では原則月1回の学科会議において、演習の指導方針や教育内容の充実や学生指導、地域貢献や大学運営、それから教育に必要な備品の請求などについて議論し、点検・検証を行っている。

(3) 学位授与（卒業認定）を適切に行っているか。

<1>短期大学全体

卒業要件については学則で定められており、2年以上在学し、学科・専攻ごとに定められた単位を修得しなければならない（資料4-4-6 第10条）。詳細な内容については「履修要項」（資料4-4-7、4-4-8）ならびに「学生便覧」（資料4-4-9）に記載するとともに、各学期初めに行うオリエンテーション時に学生に周知徹底している。また、履修申告に際しては、クラス担任、ゼミ教員のチェックをうけることになっており、教員の指導のもと、卒業要件をみたとすように配慮されている。なお、3月初旬に開催される教授会において、卒業判定対象者個々の単位取得状況が一覧表として資料提供され、それに基づく審議の上で卒業認定が行われている（資料4-4-10）。

なお、各学科・専攻ごとに次の通りディプロマ・ポリシーが示されており、その方針に基づいて学位を授与している（資料4-4-11）。

<2>法経科

法経科第1部では、本学に2年以上在学し、法経科第1部所定の単位を修得した学生は、法律・政治・経済・経営など社会科学の基幹分野に関する基本的な知識の修得の上に、最新の学問的到達について一定の理解をもつという法経科第1部の教育目標に達したものと認定し、「短期大学士」（法経）の学位を授与している。法経科第2部では、本学に2年以上在学し、法経科第2部所定の単位を修得した学生は、社会科学についての基本的な素養を身につけた市民の育成をめざすという法経科第2部の教育目標に達したものと認定し、「短期大学士」（法経）の学位を授与している。

<3>生活科学科

生活科学科・食物栄養学専攻では、本学に2年以上在学し、生活科学科食物栄養学専攻所定の単位を修得した学生は、科学的根拠に基づいた多面的・総合的な理解や対処ができる食のスペシャリストの育成をめざすという生活科学科食物栄養学専攻の教育目標に達したと認定し、「短期大学士」（食物栄養学）の学位を授与している。

生活科学科・生活科学専攻では、本学に2年以上在学し、生活科学科生活科学専攻所定の単位を修得した学生は、社会福祉、心理、住生活、環境といった分野を柱に、「いのち」と「暮らし」にかかわる学問を習得するという生活科学科生活科学専攻の教育目標に達したものと認定し、「短期大学士」（生活科学）の学位を授与している。

2. 点検・評価

●基準4（4）の充足状況

本学では、教育目標の達成成果を測定するために、学生による授業評価アンケートを実施している。その結果によると、満足度はいずれの年度においても基準値となる4.5を上回っている（表4-4-1）。さらに就職率も高く推移しており、卒業免許としての資格取得率も高い。2年間の学習の成果を卒業論文、卒業論文・卒業設計の発表会によって確認している。よって学習成果は達成されているといえる。また、卒業時に卒業生満足度調査を実施し、学習成果が達成されているか否かの検証と教育の質の向上、改善のための資料として活用されている。教育成果についての定期的な検証は、原則月1回ある両学科会議で行われている。その検証の結果は、両学科の構成員で共有し合い、教育課程や教育内容や教育方法の改善に結びつけている。さらに教育課程や教育内容や教育方法の改善をうながすために「FD活動交流集会」を実施している（資料4-4-1 pp.10～13）。学位授与にあたっては学則に基づくディプロマ・ポリシーを定め、その方針に基づいて適切に学位授与が行われている（資料4-4-11）。以上により同基準を満たしている。

①成果が上がっている事項

2014年度からは「FD活動交流集会」を開催し、学科・専攻等の枠を超えた全体集会および分散会において教育における経験や教訓について交流する場を設けている（資料4-4-1 pp.10～13）。これにより、教員間での教育効果や教育内容を検証する場が増加した。

②改善すべき事項

FD活動交流集会は、教育効果や教育内容を検証する場の増加として一定の効果があったが、「単なる意見交流では不十分」「統一テーマの設定を」との声もあり、広く意見を集めながら内容の充実を図っていく必要がある（資料4-4-1 pp.10～13）。

また非常勤講師懇談会において、参加者が固定している等の問題点も指摘されているため、開催方法や時期を検証していく必要がある（資料4-4-1 pp.5～8）。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

2014年度から開催されている「FD活動交流集会」により、教育成果の検証を行う場が増加し、さらなる内容の充実により、より高い学習成果と教育目標の達成が望める。

②改善すべき事項

教育成果の検証の場としての「FD活動交流集会」や「非常勤講師懇談会」などの内容を充実させていく必要がある。

4. 根拠資料

資料4-4-1 『FD活動報告書2015』（既出3-16）

第4章 教育内容・方法・成果

- 資料 4-4-2 三重短期大学年報 2015 年度（既出 1-8）
- 資料 4-4-3 本学 Web サイト「居住環境コース卒業研究発表会が開催されました」
http://www.tsu-cc.ac.jp/seikatsukagakuka/kyojyu_sotsukenhappyo2015.html
- 資料 4-4-4 平成 27 年（2015）3 月卒生進路決定の状況（平成 27 年 4 月定例教授会資料）（既出 4-2-6）
- 資料 4-4-5 平成 28 年（2016）3 月卒生進路決定の状況（平成 28 年 4 月定例教授会資料）（既出 4-2-7）
- 資料 4-4-6 三重短期大学学則（既出 1-2）
- 資料 4-4-7 『履修要項（シラバス）2016 法経科編』（既出 3-9）
- 資料 4-4-8 『履修要項（シラバス）2016 生活科学科編』（既出 3-9）
- 資料 4-4-9 『平成 28 年度学生便覧』（既出 1-4）
- 資料 4-4-10 本学 Web サイト 教育情報の公開 カリキュラム・ポリシー（既出 4-1-4）
http://www.tsu-cc.ac.jp/daigakugaiyo/kyoikujoyoho_kokai/toppage.html
- 資料 4-4-11 本学 Web サイト 教育情報の公開 ディプロマ・ポリシー（既出 4-1-2）
http://www.tsu-cc.ac.jp/daigakugaiyo/kyoikujoyoho_kokai/toppage.html

第5章 学生の受け入れ

1. 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

本学では、平成20年3月に大学の理念に基づいて「教育目標」を定め（資料5-1）、その際に、各学科・専攻ごとに、それぞれの教育目標に即して、求める学生像と入学者選抜の方針を「アドミッション・ポリシー」としてホームページ（資料5-2）や、平成28年度『学生募集要項（推薦入学者特別選抜用）』（資料5-3）に公開してきた。

表5-1 両学科の教育目標（資料5-1より作成）

法経科第1部の教育目標

- ・ 法律・行政・経済・経営など社会科学の基幹分野に関する基本的な知識の修得の上に、最新の学問的到達について一定の理解をもった人材を育成する。
- ・ 机上の学問にとどまらず、修得した学識を職業生活上の実践的課題に適用することのできる人材を育成する。
- ・ 社会に対する学問的見識と文化や自然についての幅広い教養を基礎として、広い視野と寛容さを身につけ、地域社会に貢献しうる見識ある職業人・市民の育成をめざす。

法経科第2部の教育目標

- ・ 社会科学についての基本的な素養を身につけた市民の育成をめざす。
- ・ 「学ぶことで自らの人生をより豊かなものにしたい」という願いを支援する。
- ・ 社会のみならず文化や自然についての幅広い教養の上に、広い視野と寛容さを身につけた、地域社会に貢献しうる見識ある市民の育成をめざす。

生活科学科の教育目標

食物栄養学専攻

- ・ 食を通じた豊かな人間形成と、食に関する知識と技能を融和させて実践することができる専門性の高い教育を行う。
- ・ 科学的根拠に基づいた多面的・総合的な理解や対処ができる栄養士や栄養教諭などの食のスペシャリストを育成する。
- ・ 個人の食や健康問題に 対応した栄養教育を実践できる能力を養い、地域社会の食や健康問題に貢献できる人材を育成する。

生活科学専攻

(1) 生活福祉・心理コース

- ・ 社会福祉学や心理学を中心に「理論」と「実践」を学び、現場で生きる知識と技術を備えた人材を育成する。
- ・ 学生の持つ個性や能力を最大限に引き出し、豊かな人間関係を築くことができる人材を育成する。
- ・ 人々や地域が抱える様々な課題を広い視野で総合的に考察・分析した上で、地域に

おける生活者の一員として主体的に行動できる人材を育成する。

(2) 居住環境コース

- ・ 住まいやまちの環境を快適にする力を育成する。
- ・ 環境問題を認識し、環境共生のために住まいとまちの持ち味を生かす力を育成する。
- ・ 住まい・まちと福祉をつなぐ力を育成する。
- ・ 住まいとまちをつくる専門的な力を育成する。

表5-2 両学科のアドミッション・ポリシー（資料5-3より作成）

「三重短期大学のアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）」

法経科第1部

- ・ 法律・政策・経済・経営などの学問の修得に関心のある学生
- ・ 社会科学を学び、その成果を自らの職業に生かしていくことを希望する学生
- ・ 地域社会や社会問題に広く関心をもち、市民として積極的に関与したいと願う学生

法経科第2部

- ・ 社会科学について基礎的な素養を身につけ、生かしていくことを希望する学生
- ・ 地域や社会問題に広く関心をもち、市民として積極的に関与したいと願う学生
- ・ 学び続けることを生き甲斐とし、自らの人生設計に組み入れたいと願う学生

生活科学科

食物栄養学専攻

- ・ 食や健康に強い関心と探究心をもち、専門性を高めるに十分な基礎学力を有する学生
- ・ 本学食物栄養学専攻で学ぶ目的意識をもち、将来、栄養士や栄養教諭などの食のスペシャリストとして、地域社会に貢献する意欲のある学生
- ・ 知的好奇心を持ち、常に自らを成長させることができる学生
- ・ 各個人の個性を認めあい、豊かなコミュニケーションが取れる学生

生活科学専攻

生活福祉・心理コース

- ・ 自ら目標を定め、自ら学ぼうとする意欲や行動力を身につけたいと希望する学生
- ・ 社会福祉学や心理学をはじめとする幅広い学問の基礎的知識を修得し、その成果を自らの進路に生かしていくことを希望する学生
- ・ 地域や社会問題について広く関心を持ち、積極的に関与したいと考える学生

居住環境コース

- ・ 自分とまわりの人々が生活を楽しむための環境改善について学ぶ意欲のある学生
- ・ 健常者のみならず高齢者・障がい者等社会的弱者のための住まいやまちの環境創造に向けて学ぶ意欲のある学生
- ・ 地球規模の環境問題を認識し、環境共生型の住まいやまちの在り方について学ぶ意欲のある学生
- ・ 建築界で専門家として自立することを志す学生

本学では「一般入試」の他に、特別選抜による入学試験があり、推薦入試では地域社会

に対する使命に鑑み「津市特別推薦枠」があり、その他に「一般公募推薦枠」がある（資料5-4 p.3）。また、平成23年度から生活科学科生活科学専攻では、関連分野特別選抜を導入している。平成29年度『三重短期大学入学試験実施概要』（資料5-4 p.3）では、関連分野特別選抜による入学者募集の受験資格として「(ア) 高等学校もしくは中等教育学校（国・公・私立、全日・定時・通信制を問わない。）において、福祉、建築、居住、デザイン、環境のいずれかを中心に学習する学科もしくはコースを、平成29年3月に卒業見込の者。(イ) 人物、学業ともに優れている者。（ただし、学業については評定平均値3.5以上であること。）(ウ) 合格した場合、必ず入学できる者」と明記している。

その他、生活科学科生活科学専攻と法経科第2部では、大学入学資格を有する22歳以上の者を対象に社会人特別選抜を実施して、広く門戸を開放している（生活科学専攻では定員外で若干名、法経科第2部では定員中の30名程度）。特に法経科第2部では、社会人学生の受け入れを念頭において、アドミッション・ポリシーに「学び続けることを生き甲斐とし、自らの人生設計に組み入れたいと願う学生」と明記しているところである。また、障がいのある志願者への特別な配慮として、入学試験実施概要に「障がい等を有することにより、受験時に特別な配慮が必要なときは、出願開始2週間前までに本学にご相談ください。」と明記し（資料5-4 p.4）、障害のある志願者にも受験しやすい態勢をできる限りとっていくことを明示するとともに、平成25年に校舎棟にエレベーターを設置して、施設面での対応もしている。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか。

本学では、各学科・専攻ごとの教育目標に沿ったアドミッション・ポリシーに基づいて入学者選抜を行っている。

法経科第1部では、アドミッション・ポリシーに基づいて、3種類の入試方法を採用している。「推薦入試」では、高等学校長の推薦を前提に、面接と小論文試験を通して（資料5-4 p.3）、基礎的な読解力、論理的思考力、社会科学の基本を学ぶ学習意欲、問題関心及び自己表現能力を重視した選抜を行っている。「一般入試」では、英語と国語の学力試験を実施して（資料5-4 p.2）、基礎学力と論理的思考力を重視した選抜を行っている。「センター試験利用入試」では、選択科目制を採り、国語・地理歴史・公民・数学・理科・外国語の中から2教科2科目を選択することを課している（資料5-4 p.2）。

法経科第2部では、4種類の入試方法を採用している。「推薦入試」では、面接の他に「どのようなことを学び、それをどう生かすか」についての「学習計画書」の提出を求め（資料5-4 pp.4）、関心のある社会問題や入学後に学習したい分野について記述してもらうことにより、学習意欲、問題関心及び自己表現能力を重視した選抜を行っている。また、「社会人入試」でも、書類審査と面接による選抜を行っているが、平成28年度入試からは、学習計画書の提出を求め（資料5-4 p.2）、学習意欲、問題関心及び自己表現能力を重視した選抜を行っている。さらに、「一般入試」では小論文試験と面接により（資料5-4 p.3）、基礎的な読解力、論理的思考力、自己表現力を重視した選抜を行っている。最後に、「センター試験利用入試」では、選択科目制により、国語・地理歴史・公民・数学・理科・外国語の中から1科目を選択することにより（資料5-4 p.6）、特定の教科・分野で優れた能

第5章 学生の受け入れ

力を発揮しているか否かを重視した選抜を行っている。

生活科学科食物栄養学専攻では、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受け入れ方法として3種類の入試方法を採用している。「推薦入試」は、高校長の推薦を前提としており、書類審査、小論文、面接による選抜を行っている（資料 5-4 p.3）。小論文試験は法経科第1部の問題と共通で（資料 5-4 p.4）、基礎的な読解力、論理的思考力、自己表現能力を測り、書類審査と面接では（資料 5-4 p.4）、専攻のアドミッション・ポリシーに沿って食や健康への関心の度合いを重視した選考方法を採用している。「一般入試」では、英語と国語の学力試験を行い（資料 5-4 p.2）、基礎学力や論理的思考力を重視した選抜を行っている。「センター試験利用入試」では、国語、数学と理科から1科目、外国語の計3科目を選択することを課している（資料 5-4 p.6）。

生活科学科生活科学専攻では、アドミッション・ポリシーに沿って4種類の入試方法を採用している。「関連分野入試」は、平成23年度に関連分野特別推薦として導入され、24年度からは関連分野特別選抜として実施している。高等学校もしくは中等教育学校（国・公・私立、全日・定時・通信制を問わない。）において、福祉、建築、居住、デザイン、環境のいずれかを中心に学習した高校生を対象に、書類審査と面接により（資料 5-4 p.3）、学習意欲、問題関心及び自己表現能力を重視した選抜を行っている。「推薦入試」は、高校長の推薦を前提としており、書類審査、小論文、面接による選抜を行っている（資料 5-4 p.3）。小論文試験は、法経科第1部及び食物栄養学専攻の問題と共通で（資料 5-4 p.4）、基礎的な読解力、論理的思考力、自己表現能力を測り、書類審査と面接では、専攻のアドミッション・ポリシーに沿って福祉、心理、建築、居住、デザイン、環境への関心の度合いを重視した選考方法を採用している。「一般入試」は、英語と国語の学力試験を実施しており（資料 5-4 p.2）、基礎学力と論理的思考力を重視した選抜を行っている。「センター試験利用入試」は、平成24年度から第I期と第II期の2回実施し（資料 5-4 p.2）、いずれも選択科目制を採り、第I期では、法経科第1部と同様に、国語・地理歴史・公民・数学・理科・外国語の中から2教科2科目を選択することを課し、第II期では、法経科第2部と同様に、国語・地理歴史・公民・数学・理科・外国語の中から1科目を選択することにより、特定の教科・分野で優れた能力を発揮しているか否かを重視した選抜を行っている（資料 5-4 p.6）。

入試の結果については、毎年「入学試験に関する調査」をまとめ（資料 5-5）、ホームページに掲載している。その中では、各専攻、コースごとの募集人員、志願者数、受験者数、合格者数、入学者数を明示しているほか、小論文や面接を含む各試験の配点、受験者の最高点、最低点、平均点、合格最低点を明示している。

（3）適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

本学の入学定員及び収容定員は、学則第5条において、表 5-3 のように定めている。

表 5-3 学科・専攻別入学定員及び収容定員（資料 5-6 より作成）

学科・専攻名	入学定員	収容定員
法経科（第1部）	100人	200人

第5章 学生の受け入れ

法経科（第2部）	150人	300人
生活科学科	150人	300人
食物栄養学専攻	50人	100人
生活科学専攻	100人	200人
合計	400人	800人

2016年度の本学の各学科・専攻における収容定員と在籍学生数は、表5-4に示したとおりである。法経科第1部と生活科学科では、入学定員に対する入学者比率は、過去5年間平均で1.06ないし1.08であり、入学定員と入学者はほぼ一致している。しかし、法経科第2部では、入学定員に対する入学者比率は、過去5年間で0.54にとどまっている。その結果、本学全体では、過去5年間の入学定員に対する入学者比率は、0.87と1を若干下回っている。

表5-4 学科専攻別の学生定員と在籍学生数（資料5-6より作成）

学科	専攻	修業年限	2016年度収容定員	在籍学生数	収容定員に対する在籍学生数比率	入学定員に対する入学者数比率（5年間平均）
法経科第1部		2	200	211	1.06	1.06
法経科第2部		2	300	171	0.57	0.54
生活科学科	食物栄養学専攻	2	100	105	1.05	1.07
	生活科学専攻	2	200	208	1.04	1.08
	学科合計		300	313	1.04	1.08
大学全合計			800	695	0.87	0.87

平成23年度から平成27年度の5年間における退学者数は表5-5に示す通りである。退学する理由としては、進路変更、経済的理由、健康上（メンタル面を含む）の問題、勉学意欲の喪失が主なものである。退学を申し出た学生については、ゼミ担当教員もしくはクラス担任ならびに学生部長が面接を行い、退学の意思が明確な者については、学務委員会および教授会の議を経て、学長が退学を認めている。

表5-5 過去5年間の退学者数（資料5-6より作成）

学科・専攻名	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
法経科第1部	11人	4人	8人	13人	7人
法経科第2部	29人	13人	17人	17人	12人
生活科学科	1人	11人	8人	8人	9人
食物栄養学専攻	0人	3人	2人	0人	2人

第5章 学生の受け入れ

生活科学専攻	1人	8人	6人	8人	7人
合計	41人	28人	33人	38人	28人

次に、平成23年度から平成27年度の5年間における休学者数は表5-6に示す通りである。休学の理由としては、メンタル面に問題を抱えているケースが多く、その場合は最終的に退学に至ることがほとんどである。

表5-6 過去5年間の休学者数（資料5-6より作成）

学科・専攻名	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
法経科第1部	7人	7人	4人	3人	0人
法経科第2部	1人	2人	1人	5人	0人
生活科学科	2人	3人	8人	4人	1人
食物栄養学専攻	1人	1人	2人	0人	0人
生活科学専攻	1人	2人	6人	4人	1人
合計	10人	12人	13人	12人	1人

（4）学生の受け入れ方針に基づき、学生募集と入学者選抜を公正かつ適切に実施しているかについて、定期的に検証を行っているか。

本学では、全学を通じて、推薦入試、一般入試、センター試験利用入試（Ⅰ期）を実施し、生活科学専攻では、これとは別に関連分野特別選抜を実施し、センター試験利用入試ではⅠ期に加えてⅡ期の試験も実施し、また、法経科第2部では社会人特別選抜を実施している（生活科学科生活科学専攻の社会人特別選抜は定員外である）。各試験における志願者数、合格者数、入学者数、入学定員、入学定員に対する入学者比率は、表5-7のとおりである。

いずれの試験でも、前記のようにアドミッション・ポリシーに従った入学者選抜を実施しているが、募集人員の面で、法経科第1部、第2部、食物栄養学専攻では近年大きな変更点はないのに対して、生活科学科生活科学専攻では近年3回の大きな変更を行った。平成23年度から定員5名の関連分野特別推薦（翌年から関連分野特別選抜と改称）を実施し、これにより一般入試の定員を40名から35名に変更した。平成24年度から、センター試験利用入試にⅡ期（定員5名）を導入し、これにより推薦入試の定員を50名から45名に変更した。さらに平成27年度からは、センター試験利用入試Ⅰ期の定員を10名から15名に増やし、これにより一般入試の定員を35名から30名に減らした。また、センターⅡ期の試験科目を2教科2科目から、1教科1科目に変更した。関連分野特別選抜の実施によって、生活科学専攻で学びたい意欲の強い学生を受け入れると同時に、センター試験利用入試の定員を増やすことで、基礎学力のしっかりした学生や、特定の教科・分野で優れた能力を発揮できる学生をより多く受け入れることとしたものである。

また、学生の受け入れ方針や入学定員の入試区分の割り振りなどについては、必要があれば学科・専攻で見直しを行い、入学試験管理委員会（資料5-7）を経て教授会で審議し、その結果をもとに学長が決定する。

第5章 学生の受け入れ

学生募集については、広報委員会（資料5-8）が大学案内（資料5-9）を作成し、それを本学への受験実績のある高校へ配布したり、オープンキャンパス参加者へ配布するなどしている。また、ホームページにおいても受験生向けのサイトを設け、必要な情報を提供している。オープンキャンパスは、8月に3日間をかけ、学科・専攻ごとに実施している。また、10月には推薦入試、2月には法経科第2部をそれぞれ念頭に置いた受験相談会を開催している。

入学者選抜については、学長が委員長を務める入学試験管理委員会の管理のもとで実施される。まず、4月から5月にかけて入試問題出題者を決定する。出題者の人数は国語3名、英語3名、小論文3名で、重複は認めていない。出題者が決まった段階で、新旧の出題者が集まり、昨年度の入試問題についての反省会を開催し、今年度の出題方針と日程を確認する。その際、4月に行う新入生アンケートの中に入試問題の難易度について尋ねる項目があるため、その結果が会の資料として提供されている。作問作業は出題者の責任のもとで極秘に進められ、完成後はその管理は入学試験管理委員会に委ねられる。

入学試験は、入学試験管理委員会が作成した実施計画のもとで厳格に実施されている。合否判定については、入学試験管理委員会が作成した過去の受験者数と入学者数の推移などの客観的データに基づき、学科・専攻ごとに原案を作成し、最終的には教授会の議を経て学長が決定している。

表5-7 学科・専攻の志願者・合格者・入学者数の推移（資料5-6により作成）

学科・専攻	入試の種類		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2016年度入学者の専攻計に対する割合	2016年度入学者の学科計に対する割合	
法経科第1部	推薦入試	志願者	57	45	61	71	73	/	50.00	
		合格者	50	41	50	50	53			
		入学者(A)	50	41	50	50	51			
		入学定員(B)	50	50	50	50	50			
		A/B	1.00	0.82	1.00	1.00	1.02			
	一般入試	志願者	115	118	130	122	99		/	44.12
		合格者	64	73	71	67	69			
		入学者(A)	39	37	43	43	45			
		入学定員(B)	40	40	40	40	40			
		A/B	0.98	0.93	1.08	1.08	1.13			
	センター試験利用	志願者	63	86	90	49	48		/	5.88
		合格者	26	56	34	25	24			

第5章 学生の受け入れ

法経科第2部	入試	入学者 (A)	11	27	13	11	6		100.00
		入学定員 (B)	10	10	10	10	10		
		A/B	1.10	2.70	1.30	1.10	0.60		
	学科計	志願者	235	249	281	242	220		
		合格者	140	170	155	142	146		
		入学者 (A)	100	105	106	104	102		
		入学定員 (B)	100	100	100	100	100		
		A/B	1.00	1.05	1.06	1.04	1.02		
	推薦入試	志願者	21	21	17	24	25		
		合格者	19	20	15	20	23		
		入学者 (A)	10	14	13	14	16		
		入学定員 (B)	30	30	30	30	30		
		A/B	0.33	0.47	0.43	0.47	0.53		
	一般入試	志願者	25	34	39	24	23		
		合格者	20	29	32	20	19		
		入学者 (A)	20	27	29	18	19		
		入学定員 (B)	40	40	40	40	40		
		A/B	0.50	0.68	0.73	0.45	0.48		
	センター 試験利用 入試	志願者	41	55	62	45	49		
合格者		40	50	58	43	46			
入学者 (A)		26	30	26	25	31			
入学定員 (B)		50	50	50	50	50			
A/B		0.52	0.60	0.52	0.50	0.62			
社会人特 別選抜	志願者	12	12	12	13	23			
	合格者	11	12	12	11	21			
	入学者 (A)	10	10	12	11	20			
	入学定員 (B)	30	30	30	30	30			
								18.60	
								22.09	
								36.05	
								23.26	

第5章 学生の受け入れ

		A/B	0.33	0.33	0.40	0.37	0.67		100.00	
	学科計	志願者	99	122	130	106	120			
合格者		90	111	117	94	109				
入学者 (A)		66	81	80	68	86				
入学定員 (B)		150	150	150	150	150				
A/B		0.44	0.54	0.53	0.45	0.57				
生活科学科	食物栄養学専攻	推薦入試	志願者	43	33	37	42	52	41.18	12.96
			合格者	21	22	20	21	21		
			入学者 (A)	21	22	20	21	21		
			入学定員 (B)	20	20	20	20	20		
			A/B	1.05	1.10	1.00	1.05	1.05		
		一般入試	志願者	83	65	70	79	81	52.94	16.67
			合格者	45	43	45	49	42		
			入学者 (A)	28	30	27	31	27		
			入学定員 (B)	25	25	25	25	25		
			A/B	1.12	1.20	1.08	1.24	1.08		
	センター 試験利用 入試	志願者	14	16	18	18	11	5.88	1.85	
		合格者	12	5	12	10	7			
		入学者 (A)	2	2	2	2	3			
		入学定員 (B)	5	5	5	5	5			
		A/B	0.40	0.40	0.40	0.40	0.60			
	専攻計	志願者	140	114	125	139	144	100.00		
		合格者	78	70	77	80	70			
		入学者 (A)	51	54	49	54	51			
		入学定員 (B)	50	50	50	50	50			
		A/B	1.02	1.08	0.98	1.08	1.02			
生活科学専攻	関連分野 特別選抜	志願者	5	9	7	2	6	5.41	3.70	
		合格者	5	7	7	2	6			
		入学者	5	7	7	2	6			

第5章 学生の受け入れ

		(A)							
		入学定員 (B)	5	5	5	5	5		
		A/B	1.00	1.40	1.40	0.40	1.20		
	推薦入試	志願者	43	35	37	34	44	37.84	25.93
		合格者	41	33	37	34	42		
		入学者 (A)	41	33	37	34	42		
		入学定員 (B)	45	45	45	45	45		
		A/B	0.91	0.73	0.82	0.76	0.93		
	一般入試	志願者	60	73	68	56	72	27.03	18.52
		合格者	54	67	60	53	54		
		入学者 (A)	32	39	42	31	30		
		入学定員 (B)	35	35	35	30	30		
		A/B	0.91	1.11	1.20	1.03	1.00		
	センター 試験利用 入試	志願者	80	75	92	62	125	27.93	19.14
		合格者	50	55	51	60	54		
		入学者 (A)	24	26	20	29	31		
		入学定員 (B)	15	15	15	20	20		
		A/B	1.60	1.73	1.33	1.45	1.55		
	社会人特 別選抜	志願者	2	2	4	2	3	1.80	1.23
		合格者	2	2	4	2	2		
		入学者 (A)	1	1	4	2	2		
		入学定員 (B)	0	0	0	0	0		
		A/B							
	専攻計	志願者	190	194	208	156	250	100.00	
		合格者	152	164	159	151	158		
		入学者 (A)	103	106	110	98	111		
		入学定員 (B)	100	100	100	100	100		
		A/B	1.03	1.06	1.10	0.98	1.11		

第5章 学生の受け入れ

学科合計	志願者	330	308	333	295	394	100.00
	合格者	230	234	236	231	228	
	入学者 (A)	154	160	159	152	162	
	入学定員 (B)	150	150	150	150	150	
	A/B	1.03	1.07	1.06	1.01	1.08	
短期大学合計	志願者	664	679	744	643	734	100.00
	合格者	460	515	508	467	483	
	入学者 (A)	320	346	345	324	350	
	入学定員 (B)	400	400	400	400	400	
	A/B	0.80	0.87	0.86	0.81	0.88	

2. 点検・評価

●基準5の充足状況

本学では、「大学の理念」と「教育目表」に沿って、各学科・専攻部門ごとに学生の受け入れ方針（アドミッションポリシー）を明確化し、ホームページ上での公表、学生募集要項への明示を行い、オープンキャンパスや受験相談会などを通じて受験生に周知してきている。

また、入学者選抜においては、社会科学や生活科学の基礎を学ぶために必要な基礎学力や論理的思考力を重視しているが、各学科、専攻・部門ごとのアドミッション・ポリシーに沿って、推薦入試、社会人入試、センター試験利用入試、関連分野特別選抜入試など多様な入試方法の採用を進めている。法経科第2部の推薦入試、生活科学専攻の関連分野特別選抜においては、学ぶ意欲を重視して「学習計画書」の提出を求めるなどの工夫をしており、受け入れ方針に基づいた公正かつ適切な入学者選抜を行っているといえる。

また、法経科第2部を除けば、直近5年間の入学者数は、入学定員を下回ることなく、かつ入学定員の10%以内の超過にとどまっており、教育成果を十分に上げるための適切な数の学生数を受け入れている。

入学者選抜については、入試管理委員会が中心になって実施する体制が確立しており、試験問題作成・印刷、入学試験実施、合否判定、入試情報提供等については、適切な体制の下で公正に実施されている。なお、入試制度の変更については、学長を委員長とする入試管理委員会の発議により専攻、学科、教授会の議を経て、学長が決定することになっているが、これら一連の入試ごとの募集人員の変更もこの手続を経て決定される。

① 効果が上がっている事項

アドミッション・ポリシーの周知については、ホームページやオープンキャンパス、さらには多数の高校訪問を通じて周知を図ってきている。

また、法経科第2部推薦入試、生活科学専攻関連分野特別選抜試験での「学習計画書」

第5章 学生の受け入れ

の提出は、アドミッション・ポリシーにしたがった出願を促す上で効果が上がっているといえる。

② 改善すべき事項

法経科第2部については、入学者数が入学定員を下回っている状況が長期に亘って続いてきた。種々の努力により、出願者数、入学者数の回復が見られていたが、直近の5年間については、入学定員のほぼ半数の入学者にとどまっている。法経科内で、志願者増に向けた取組を強めると共に、定員削減についての検討が進められているが、他方で、設置者である津市の「津市まち・ひと・しごと創成人口ビジョン総合戦略」への本学の貢献として2部入学生の増加を目標として掲げているため、定員削減を進めるための設置者との合意がとれない状況となっているため、当面は、引き続き2部志願者の増加をはかる取組を進める必要がある。

また、アドミッション・ポリシーの周知には種々の取組を通じて努めているが、実際の入学者がどこまで受け入れ方針を理解して入学しているかの検証が十分行えていない。さらに、各種の入試形態で入学してきた学生の卒業状況や成績との関連を定量的に検証する方法が十分に確立されていない。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

学習計画書の提出やそれに準じた受験生のアドミッション・ポリシーへの理解を判定する材料としての学習計画書の提出を、さらに他の入試形態にも導入していくことの検討を進める。

② 改善すべき事項

法経科第2部、ならびに近年受験生の減少が危惧される生活科学専攻については、引き続き、高校訪問などを通じて本学の魅力を伝えることで、受験生確保の取り組みを進める必要がある。

法経科第2部については、それと平行して定員削減についての設置者とのすりあわせ協議を進める必要があるが、その際には、教員数の削減など学生の教育条件悪化につながらないような措置についての合意を追求する必要がある。

また、入学者にアドミッション・ポリシーがどの程度浸透しているかのデータを得るために、現在行われている新入生アンケートでアドミッション・ポリシーの理解度を訊ねる項目を加えるなどの工夫が必要である。

また、入試種別毎の入学生の成績状況が把握できるような成績管理システムを導入する取り組みが必要である。

4. 根拠資料

資料5-1 本学 Web サイト 教育情報の公開 学科・専攻の教育目標（既出1-3）

http://www.tsu-cc.ac.jp/daigakugaiyo/kyoikujyoho_kokai/1-2.pdf

第5章 学生の受け入れ

- 資料 5-2 本学 Web サイト 教育情報の公開 アドミッション・ポリシー
http://www.tsu-cc.ac.jp/daigakugaiyo/kyoikujyoho_kokai/toppage.html
- 資料 5-3 平成 28 年度学生募集要項（推薦入学者特別選抜用）
- 資料 5-4 平成 29 年度三重短期大学入学試験実施概要
- 資料 5-5 本学 Web サイト 2016 年度入試統計 平成 28 年度入学試験に関する調査
<http://www.tsu-cc.ac.jp/nyushijyoho/2016nyushitokei.pdf>
- 資料 5-6 三重短期大学年報 2015 年度（既出 1-8）
- 資料 5-7 三重短期大学入学試験管理委員会規程
- 資料 5-8 三重短期大学広報委員会規程
- 資料 5-9 『2017 年度キャンパスガイド』（既出 1-5）

第6章 学生支援

1. 現状の説明

(1) 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

本学では、学生への修学支援、生活支援、進路支援の方針と具体的な支援策を、学務委員会、障がい学生支援委員会、ハラスメント防止対策委員会、キャリア支援委員会で検討協議し、方針と内容、また各支援にかかわる事項を『学生便覧』（資料6-1 pp.1~2・8~19）にまとめ、教員には毎年度、学生には入学時に配付している。基本的に、修学支援は学務委員会、生活支援は学務委員会、障がい学生支援委員会、ハラスメント防止対策委員会、進路支援はキャリア支援委員会での協議だが、事案によっては各委員会間で連携を取り、柔軟に対応協議している。

『学生便覧』には「学生生活全般に関する事項」、「修学に関する事項」、「学生の福利厚生」、「学生活動」等の項目を設け、修学支援・経済的支援の仕組みや、心身の健康の保持・増進にかかわる支援の仕組み、進路選択にかかわる支援の仕組みなどを明示している。新入生対象のオリエンテーションでは「学生生活ガイダンス」の時間を設け、『学生便覧』を使って、学生生活の基本ルールや奨学金、キャリア対策、健康診断や相談室の利用方法、ハラスメント防止対策やFD活動など、学生生活全般にかかわる支援について、各委員会の担当教員や担当職員が概要説明を行っている。

また法経科（第1部、第2部）、生活科学科ともに1年次生に対してクラス担任制を実施し、各クラスに専任教員が配置されている。クラス人数はおおむね10名程度で、学生に対して入学時からゼミ配置が決まるまでの間（6カ月ないしは1年）、学習面だけでなく、進路や生活面を含む様々な質問や相談に対し、アドバイスと支援を行っている。さらに、全教員が週に1コマ（90分）のオフィスアワーを設定し、各学期開始時のオリエンテーションや掲示等で学生に周知している。オフィスアワーでは、学生は予約することなく各教員の研究室を訪れることができ、他の教員への質問や意見も受け付けており、専門に特化した質問については該当する担当者に確認し、後日回答している。

(2) 学生への修学支援を適切に行っているか。

前期と後期それぞれの講義開始前に、学科・学年（法経科第2部は全学年）に分けて成績表の配布と履修ガイダンスを実施している。入学時ガイダンスでは、『履修要項（シラバス）』（資料6-2）に基づく卒業必要単位や履修申告の方法、情報処理実習室の利用等についての全体説明を行ったうえで、専任教員によるコース・専攻別の説明、クラス担任教員による履修指導や個別相談を実施し、さらに履修申告期間中は学生部窓口において履修相談に応じる体制をとっている。履修申告に際しては、全学生に対して、必ずクラス担任教員ないしゼミ担当教員による履修チェックを受けるよう指導している。また申告後の4月下旬及び10月上旬には履修申告確認表を学生部窓口で配布し、申告誤りを訂正する機会を設けている。また履修以外の学生生活全般についても、入学時のガイダンスで『学生便覧』に沿って説明を行い、安全・快適な学生生活を送れるように配慮するとともに、授業料減免制度や学割、各種証明書の申請方法等を周知徹底している。

第6章 学生支援

教職課程履修希望者に対しては、入学時のガイダンスで、教職課程とは何か、その心構えと課程履修にあたっての諸注意を教職委員長が行っている。また栄養士免許取得や社会福祉士国家試験受験資格および一級・二級建築士試験受験資格取得については、履修要項に則り、資格取得に関する課程履修方法や諸注意について、各専攻で説明を行っている。学生の単位修得状況は学生部の教務システムで管理しており、単位の修得状況が著しく悪い学生については、当該科目担当教員に出席状況等を確認したうえで、クラス担任教員ないしゼミ担当教員に連絡して個別に指導を行っている。

留年が確定した学生については、すでにゼミ単位を修得しているケースが多いため、ゼミ担当教員に加えて学科長も相談と履修指導に当たって卒業へとつなげ、留年から休学や退学へ至らないよう努めている。

休学や退学の相談を寄せる学生には学生部長が、また場合によっては学科長や専攻主任、コース主任も加わり、個別に事情の聴き取りと指導を行っている。指導の結果、休学や退学を思いとどまるケース、退学希望を休学に切り替え、半年後に復学するケースもある。また休学や退学の理由の多くが経済的困窮、精神面での不調、進路選択上の問題であるため、授業料支払い猶予や減免について総務に問い合わせ、看護師や学生相談室への相談を検討し、キャリア支援担当者と連絡をとるなど、全学的に教職員が情報を共有して、できる限り適切な修学支援につとめている。なお休学者と退学者については、毎月1回開催される学務委員会で審議したうえで、教授会で審議承認している。

表 6-1 学科の退学者・休学者数（資料 6-3 より作成）

		2013年度				2014年度				2015年度			
学 科	専 攻	1年次	2年次	合計	退学率 (%)	1年次	2年次	合計	退学率 (%)	1年次	2年次	合計	退学率 (%)
		法経科	第1部	5	3 (2)	8	3.8	6	7 (4)	13	6.0	0	7(3)
第2部	7		10 (7)	17	10.7	8	9 (2)	17	10.8	4	8(3)	12	7.6
計		12	13 (9)	25	6.8	14	16 (6)	30	8.0	4	15(6)	19	5.2
生活科学科	食物栄養学専攻	1	1 (0)	2	1.8	0	0 (0)	0	0.0	2	0(0)	2	1.9
	生活科学専攻	3	3 (0)	6	2.8	3	5 (2)	8	3.6	5	2(1)	7	3.3
計		4	4 (0)	8	2.5	3	5 (2)	8	2.4	7	2(1)	9	2.8
合 計		16	17 (9)	33	4.8	17	21 (8)	38	5.4	11	17(7)	28	4.1

		2013年度			2014年度			2015年度		
学 科	専 攻	1年次	2年次	合計	1年次	2年次	合計	1年次	2年次	合計
		法経科	第1部	2	2 (2)	4	1	2(1)	3	0
第2部	1		0	1	4	1(0)	5	0	0(0)	0
計		3	2 (2)	5	5	3(1)	8	0	0(0)	0
生活科学科	食物栄養学専攻	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0
	生活科学専攻	3	5 (2)	8	0	4(1)	4	0	1(1)	1
計		3	5 (2)	8	0	4(1)	4	0	1(1)	1
合 計		6	7 (4)	13	5	7(2)	12	0	1(1)	1

- 【注】 1. () 内の数字は3年次以上生の学生数を内数で示したもの。
 2. 退学率については、各年度の5月1日現在の学生数に占める割合とする。
 3. 休学者数は延べ人数で示した。

補習教育・補充教育に関しては、各教員の判断により必要に応じて行っている。特にゼ

第6章 学生支援

ミでは、卒業論文や卒業制作課題を課している場合が多く、ゼミ担当教員が各学生の課題作成の進捗度に応じて、正規のゼミの時間以外に個別に指導を行っている。さらに本学では、平成27年度から再試験制度を廃止しているため、成績評価時に基準を満たさない学生に対し、各教員の判断で再試験に代わる補習を課し、課題の再提出などを求めて補充教育を行っている。また講義内容について質問のある学生に対しては、各教員が設定しているオフィスアワーを利用するよう指導し、補習教育を行っている。

何らかの支援が必要な可能性のある留学生については、本学では平成23年度入試から募集を停止している。留学生の在学中は、「日本語・日本文化論」を1年前期に履修するよう指導するとともに、専任教員1名が担当教員となり、学習と生活面での支援体制をとってきた。

本学の社会人の定義は、22歳以上で、高等学校卒業もしくは同程度の学力保持者である。社会人学生の大半は法経科第2部の学生で、このうち65歳以上の入学者は5年間で7名だが、近年法経科第2部に入学する22歳以上の学生の割合は減少傾向にある（表6-2）。社会人に対する支援としては、特に高齢学生は語学を苦手とする者が多いため、法経科第2部では特に留意して授業を進めており、1年次生にはクラス担任、2年次生にはゼミ担当教員による相談体制を整えている。

表6-2 入学時に22歳以上の学生数（資料6-4より作成）

年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法経科	第1部	1/100	1/105	0/106	0/104	1/102
	第2部	10/66	8/81	17/80	15/68	23/86
生活科学科	食物栄養学専攻	1/51	1/54	1/49	2/54	1/51
	生活科学専攻	2/102	1/106	5/110	3/98	3/111
全体		14/320	11/346	23/345	20/324	28/350

※表中、分子は22歳以上の学生数、分母は総数。

身体等に障がいのある学生に対し、修学及び学生生活にかかわる支援を行うため、本学では平成28年2月に障がい学生支援委員会を設置した。学生部長、大学総務課長、両学科長、福祉系科目担当教員と学生部職員で構成される同委員会では、必要に応じて看護師にも出席を求め、配慮が必要な学生の情報共有やその対応方法、学内施設の改修等について検討を行っている。

過去5年間に特別な支援を行う必要があるほどの障がいを持つ学生は入学していないが、何らかの配慮が必要なケースはあり、本人および保護者の申し出により対処を行ってきた。その場合、看護師と学生部長による聴き取りを経て、必要な配慮を教員に求め、難聴や視力に困難を抱える学生については、座席を配慮し、視聴覚機材や資料の配布に工夫を凝らしてきた。また、病気を抱える学生が実験・実習を伴う専攻・コースに在籍している場合には、教員に周知をはかり、緊急連絡先を学生部に掲示してきた。こうした記録を学生部で保管し、対処が必要となった場合には記録を参照し、さらに追加記入する。障がい学生支援委員会が設置されたことにより、こうした案件を委員会に上げ、委員である両

第6章 学生支援

学科長から学科会議での審議に持ち込むプロセスが整い、教職員間での情報共有がより早く確実になった。

日本学生支援機構の奨学金貸与については、4月に全体説明会を開催し、奨学金の趣旨や制度について周知している。予約採用はすでに高校在学時に採用候補者として決まっているが、在学採用については、「本学に在学する者で、経済的理由により就学困難な者のうち、日本学生支援機構に定められている人物、学力及び家計の基準に合致している者」を申込資格とし、奨学金推薦委員会が希望者と面談の上で、奨学生の推薦・専攻にあたっている。

平成27年度の日本学生機構の奨学生は、予約採用88名（第1種32名、第2種44名、第1種・2種併用12名）、定期採用32名（第1種10名、第2種19名、第1種・2種併用3名）となっている。日本学生支援機構以外からの奨学金の案内が送付された場合には、掲示で学生に周知している。地方自治体やあしなが奨学金などの奨学金を受けている学生もいる（表6-3）。

表6-3 奨学金給付・貸与状況（資料6-3より作成）

（単位：千円）

奨学金の名称	給付・貸与の別	支給対象学生数(A)	在籍学生総数(B)	在籍学生数に対する比率 $A/B \times 100$	支給総額(C)	1件あたり支給額 C/A
日本学生支援機構奨学金	貸与	243	684	35.5%	175,654	723
島根県育英会	貸与	1		0.1%	1,000	1,000
岐阜県選奨生奨学金	貸与	1		0.1%	192	192
あしなが奨学金	貸与	1		0.1%	600	600
南都育英会	貸与	1		0.1%	300	300
	給付				264	264
計		247	684	36.1%	178,010	721

さらに本学では、「三重短期大学授業料の徴収猶予及び減免に関する取扱い要綱」（資料6-5 第16号）等の規程を定め、経済的理由により授業料の納付が困難でかつ学業成績が優秀であると認められた学生については、授業料の全学もしくは半額を免除している。また、授業料減免の対象にならない場合には、6カ月以下の期間で、授業料の徴収を猶予する制度もある。減免にあたっては、授業料減免審査委員会が審査した上で、学長が承認して教授会に報告している。近年は経済状況の厳しさを反映して、授業料減免件数が増加している（表6-4）。これらの奨学金や授業料減免制度については、『学生便覧』やキャンパスガイド（資料6-6）等に記載し、オリエンテーションなどで学生への周知徹底に努めている。

第6章 学生支援

表 6-4 授業料免除状況資料（資料 6-3 より作成）

年度		2013年度		2014年度		2015年度	
学期		前期	後期	前期	後期	前期	後期
希望者		24	46	25	48	27	51
全額免除	総数	12	20	11	13	7	21
	法経科第1部	2	2	5	6	2	6
	法経科第2部	6	6	2	4	1	5
	生活科学科	4	12	4	3	4	10
	1年次	0	7	0	6	0	10
	2年次	12	13	11	7	7	11
半額免除	総数	10	21	12	31	16	20
	法経科第1部	2	5	4	10	7	6
	法経科第2部	0	2	1	4	4	4
	生活科学科	8	14	7	17	5	10
	1年次	0	9	0	12	0	9
	2年次	10	12	12	19	16	11
不採用		2	5	2	4	4	10

以上のような修学支援が有効に機能しているか否かを検証する方法として、平成 17 年度から毎年 3 月に「卒業生満足度調査」（資料 6-7）を行い、本学の学生が 2 年間の学生生活からどのような満足を得ているのかを調査し、本学の教育や学生指導の改善に向けた資料としている。過去 5 年間の調査では、6 を最大値とする本学に対する満足度の総合評価は、食物栄養学専攻のみがやや低い数値（4.95）の年度があったが、それ以外の学科・専攻はいずれも 5.0 を超えており、良好な状況を維持している（資料 6-7 p.14）。結果は教授会で報告されて全教職員が共有しており、相対的に評価が低い項目があった場合は、原因と対策について学内で検討を行っている。また、校舎棟 1 階ホールに「意見箱」を設置し、学生は匿名で意見を記入した文書を入れられる。大学総務課が定期的に「意見箱」を確認し、投書があった場合は該当する委員会や部署で協議し、回答文書を掲示している。さらに FD 委員会でも、主に授業内容に関わる学生からの意見を受け付けるメールアドレスを設定し、学生から匿名メールで意見を受け付けている。寄せられた意見は FD 委員長が検討し、必要と判断される場合には FD 委員会を開催して審議している。

（3）学生の生活支援を適切に行っているか。

学生の健康管理については、毎年 4 月に全学生を対象に健康診断を実施し、何らかの異常が認められた学生に対しては、再検査や医療機関での受診等を勧めている。保健室（医務室）については、特に利用規程を設けていないが、看護師が体調不良や怪我をした学生の対応にあたり、医師による治療が必要と判断される場合には、学校指定の総合病院へ搬送することとしている。また、健康診断の結果により指導を必要とする学生を対象に、学行為との面談指導も実施している。保健室の利用状況は年間 50 名程度である。

第6章 学生支援

心身の健康や人間関係に関する悩みについては、平成19年度から「三重短期大学学生相談室規程」(資料6-8 第45号)に基づいて学生相談室を設置し、学外の臨床心理士による相談を月2~3回、年間24回程度行っている。事前予約を基本としており、メール、電話、または学生部窓口で予約を受け付けている。平成27年度はのべ115名が利用した(表6-5)。学生相談室については4月のオリエンテーションと掲示およびホームページで、学生への周知徹底をはかっている。

表6-5 学生相談室利用状況(資料6-3より作成)

施設の名称	専任 スタッフ 数	非常勤 スタッフ 数	週当たり 開室日数	年間 開室日数	開室時間	年間相談件数			備 考
						2013年度	2014年度	2015年度	
学生相談室	0	1	0.5	22	10 : 00 ~ 17:00	104	91	115	臨床心理士

学生相談室の月別利用者数や、学年、学科・専攻別利用状況、1人当たりの利用回数や相談内容については、毎年度末に担当の臨床心理士から学生部長と看護師に文書で詳細な報告があり、それを踏まえて次年度の相談室の運営方法を検討している。加えて、相談終了後に毎回担当の臨床心理士から看護師に簡単な報告があり、必要な場合には学生部長と学科長、さらにクラス担任教員、ゼミ担当教員とで情報を共有し、学生の見守りと支援につなげている。

セクシャル・ハラスメントに対しては、平成14年3月に「セクシャル・ハラスメント防止宣言」を行い、ガイドライン、セクハラ防止対策委員会を設置した。その後様々なハラスメントに対応できることをめざし、平成24年1月に「三重短期大学ハラスメント防止宣言」を改めて行い、防止すべき対象をハラスメント全般に拡大した。ガイドライン及び「三重短期大学ハラスメントの防止に関する規程」を改正し、セクハラ防止対策委員会をハラスメント防止対策委員会に改組した(資料6-9 第34号)。ハラスメント防止対策委員会は、委員4人(男女教職員各2名で構成、うち1名は学生部長)からなり、相談及び調整・調停、啓発、そのほか防止体制整備に必要な事項を担っており、学外講師を招いての講演会なども行っている。毎年4月には新任教職員を対象に、ハラスメント防止対策委員長が研修会を開き、ハラスメントの定義と、様々なハラスメントについて具体例をあげて講義を行っている。学生には4月のオリエンテーションで、相談窓口となる教職員の氏名とメールアドレスを記載したパンフレットを配付し、ハラスメントの防止と相談窓口の周知に努めている。

重大な事案が発生し、ハラスメント防止対策委員会の調整・調停による解決が不調に終わった場合、さらに事実調査を経たうえで救済措置や再発防止措置をとる必要があると判断された場合には、事案をハラスメント事実調査委員会に送付することになっている。

(4) 学生の進路支援を適切に行っているか。

進路指導についてはキャリア支援委員会が中心となり、就職と四年制大学編入学等についてのガイダンスや個別面談等による支援を行っている。進路相談については、キャリア支援委員の他、ゼミ担当教員やクラス担任教員も相談相手となり、学生の希望や意見を聴

第6章 学生支援

取し、面接練習等も含めた支援を行っている。

採用状況の厳しさを受け、平成24年には従来の就職相談室をキャリア支援室(TASK ROOM)に改め、外部委託による運営を行っている。キャリア支援室にはキャリア・カウンセラーが待機(週3回)し、学生からの相談に対してきめ細かい指導や具体的なサポート、情報提供を行っている。面談内容等については学生部キャリア担当職員に随時報告があり、必要と判断される場合にはキャリア支援委員会で審議している。キャリア支援室の利用方法や、就職ガイダンスの予定、編入学講座の案内などの進路支援に関する情報は、オリエンテーションと掲示によって、またクラス担任及びゼミ担当教員を通じて、学生に周知徹底している。

本学の主な進路支援は以下のとおりである。

入学式当日、式典直後に新入生と保護者に対し、別々の会場で本学の進路指導の概要と現実的対応策の説明を行い、学生には本学での学修を怠らないように伝え、保護者には心理面、経済面でのサポートを依頼している。

同時に新入生には「キャリア形成セミナー」(資料6-2 『法経科編』pp.77・194、『生活科学科編』pp.87・207)の受講も勧めている。これは早期キャリア教育の充実を目的に、平成24年から前期共通科目として開講したもので、1年生の就職希望者を対象としており、平成28年度の履修者は200名を超えた。本学の卒業生を含めて、福祉職や栄養士、建築士や地方自治体職員など、毎回様々な分野で活躍する講師を学外から招いて講義を受けた後、学生には制限時間内でレポートを作成させている。毎年期末に課す振り返りのレポートでは、学生に特に印象に残った講師とその講義前後の自身の変化について記述させているが、複数の講師の名を挙げる学生も多く、それぞれの職業観や卒業後の進路イメージの形成に、「キャリア形成セミナー」の各講師が何らかの影響を与えたことがうかがえる。

4月末には、1年次生と2年次生それぞれを対象に編入学ガイダンス(資料6-10)を開催し、1年生には編入学全般と今後の学内スケジュール、学内支援体制等を伝えている。終了後にガイダンスの内容についてのアンケートをとり、編入学についての質問を受け付け、回答を文書で掲示している。アンケートと質問内容については、キャリア支援委員会で検討し、次年度のガイダンスの内容に反映させている。

9月には全員面接を実施している。キャリア支援委員とキャリア支援室の就職支援員、学生部キャリア担当職員に加え、法経科第2部については法経科教員全員の協力を得ている。1人20分程度で、希望進路を聴き取ったうえで、学生には昨年度の現状を示し、目的達成のための具体策を提示している(資料6-11)。就職希望者についてはキャリア支援室の支援員と学生部キャリア担当職員が再度面接を行っている。担当教職員からは詳細な面談記録が提出され、以後の進路指導に極めて有効で、95%を上回る高い就職率につながっている(表6-6)。

1年生後期からは週1回のペース(木曜日午後)で両学科の学生を対象にキャリアガイダンス(資料6-12)を実施している。就職活動のスケジュールと準備や心構えに始まり、業界研究や自己分析、履歴書やエントリーシートの書き方から、社会人スタート準備講座まで、学生には1月末ごろまで継続して受講させ、以後の本格的な就職活動へと誘導している。

キャリア支援委員会では、毎年度末にキャリア支援室を運営する受託先から質疑応答を

第6章 学生支援

含めた詳細な報告を受けて、就職率の変動や学生の動き、教員のサポートなどについて検証し、年度ごとの総括を行い、次年度に向けた方針を決定して教授会に報告している。

表 6-6 就職・進学状況（資料 6-3 より作成）

学 科	専攻・部	進 路	2013年度	2014年度	2015年度	
法経科	第1部	就職	民間企業	53	51	55
			官公庁	5	7	8
			上記以外	0	0	0
		進学	他大学編入	20	23	21
			上記以外	1	0	2
		そ の 他	13	14	5	
	合 計	92	95	91		
	第2部	就職	民間企業	20	15	18
			官公庁	3	2	3
			上記以外	0	0	0
		進学	他大学編入	8	15	15
			上記以外	1	0	2
		そ の 他	27	21	20	
	合 計	59	53	58		
法経科 計			151	148	149	
生活科学科	食物栄養学専攻	就職	民間企業	35	42	45
			官公庁	1	0	2
			上記以外	0	0	0
		(A)	(34)	(25)	(29)	
		進学	他大学編入	4	7	3
			上記以外	2	2	0
	そ の 他	6	3	0		
	合 計	48	54	50		
	生活科学専攻	就職	民間企業	65	73	72
			官公庁	3	1	5
			上記以外	0	0	0
		進学	他大学編入	11	14	10
			上記以外	3	3	6
		そ の 他	10	8	12	
合 計	92	99	105			
生活科学科 計			140	153	155	

[注] 1 「その他」は、当該学科の各年度の卒業者（9月卒業を含む）のうち就職・進学のいずれもしないものの人数を示す。

「(A)」は、教職や栄養士等の有資格者として職業に就いた卒業生数を示す。

2. 点検・評価

●基準6の充足状況

学生に対する修学支援、生活支援及び進路支援に関しては、学務委員会、障がい学生支援委員会、ハラスメント防止対策委員会、キャリア支援委員会で検討協議し、原則月1回開催される教授会、コース会議、専攻会議、学科会議により段階的かつ定期的に検証され、事案によっては各委員会間で連携を取れるよう、柔軟に対応協議できる体制が整えられている。

講義開始前に、学科・学年に分けて成績表の配布と履修ガイダンスを実施し、入学時ガイダンスでは、「履修要項（シラバス）」に基づく卒業必要単位や履修申告の方法、情報処

第6章 学生支援

理実習室の利用等についての全体説明を行ったうえで、専任教員によるコース・専攻別の説明、クラス担任教員による履修指導や個別相談を実施し、かつ、履修申告期間中は学生部窓口において履修相談に応じる体制を整えている。

また、本学では就学金制度とは別に、「三重短期大学授業料の徴収猶予及び減免に関する規則等の規程」（資料 6-5）を定め、経済的理由により授業料の納付が困難でかつ学業成績が優秀であると認められた学生については、授業料の全学もしくは半額を免除する制度も整えている。

心身の健康や人間関係に関する悩みについては、平成 19 年度から「三重短期大学学生相談室規程」（資料 6-8）に基づいて学生相談室を設置し、学外の臨床心理士による相談を月 2～3 回、年間 24 回程度行っている。学生相談室については 4 月のオリエンテーションと掲示およびホームページで、学生への周知徹底をはかっている。

セクシャル・ハラスメントに対しては、平成 14 年 3 月に「セクシャル・ハラスメント防止宣言」を行い、その後様々なハラスメントに検証しながら対応することをめざし、ハラスメント防止対策委員会を設置し、平成 24 年 1 月に「三重短期大学ハラスメント防止宣言」を改めて行い、防止すべき対象をハラスメント全般に拡大している。

進路指導については、採用状況の厳しさを受け、平成 24 年には従来の就職相談室をキャリア支援室（TASK ROOM）に改め、外部委託による運営を行っている他、編入指導についても力を入れ、1 年次生と 2 年次生それぞれを対象に編入学ガイダンスを開催し編入ガイダンスを行うほか、コース会議、専攻会議で定期的に検証しながら、学内支援体制を整えている。

全体として全学組織的に活動し、学生支援に取り組む体制が整えられていることから、同基準 6 を充足している。

①効果が上がっている事項

学生の単位修得状況は学生部の教務システムで管理しており、単位の修得状況が著しく悪い学生については、当該科目担当教員に出席状況等を確認したうえで、クラス担任教員ないしゼミ担当教員に連絡して個別に指導が実施されている。

留年が確定した学生については、ゼミ担当教員に加えて学科長も相談と履修指導に当たって卒業へとつなげ、留年から休学や退学へ至らないよう指導している。休学や退学の相談を寄せる学生は、指導の結果、休学や退学を思いとどまるケース、退学希望を休学に切り替え、半年後に復学するケースもあり効果が上がっている。

補習教育・補充教育に関して本学では、平成 27 年度から再試験制度を廃止しているため、成績評価時に基準を満たさない学生に対し、各教員の判断で再試験に代わる補習を課し、課題の再提出などを求める補充教育を実施している。

身体等に障がいのある学生に対しては平成 28 年 2 月に障がい学生支援委員会を設置し、必要に応じて看護師にも出席を求め、配慮が必要な学生の情報共有やその対応方法、および学内施設の改修等について検討を進めている。

学生相談終了後に毎回担当の臨床心理士から看護師に簡単な報告があり、必要な場合には学生部長と学科長、さらにクラス担任教員、ゼミ担当教員とで情報を共有し、学生の見守りと支援につなげている。

第6章 学生支援

キャリア支援室にはキャリア・カウンセラーが待機（週3回）し、学生からの相談に対してきめ細かい指導や具体的なサポート、情報提供を行い、面談内容等について学生部キャリア担当職員に随時報告があり、必要と判断される場合にはキャリア支援委員会で検証し審議する体制を整えている。

キャリア形成セミナーでは、平成28年度の履修者は200名を超え、レポートでは、学生に特に印象に残った講師とその講義前後の自身の変化について記述させているが、複数の講師の名を挙げる学生も多く、職業観や卒業後の進路イメージの形成に、「キャリア形成セミナー」の各講師が何らかの影響を与えていると言える。

就職希望者についてはキャリア支援室の支援員と学生部キャリア担当職員が再度面接を行っている。担当教職員からは詳細な面談記録が提出され、以後の進路指導に極めて有効で、95%を上回る高い就職率（表6-6）につながる結果となっている。

キャリアガイダンスでは、就職活動のスケジュールと準備や心構えに始まり、業界研究や自己分析、履歴書やエントリーシートの書き方から、社会人スタート準備講座まで、学生には1月末ごろまで継続して受講させ、以後の本格的な就職活動へと誘導し効果を得ている。

キャリア支援委員会では、毎年度末に受託先から質疑応答を含めた詳細な報告を受けて、就職率の変動や学生の動き、教員のサポートなどについて定期的に検証し、年度ごとの総括を行い、次年度に向けて修正等を加えた実態にあった方針を決定している。

編入学ガイダンスでは、終了後にガイダンスの内容についてのアンケートをとり、編入学についての質問を受け付け、回答を文書で掲示している。アンケートと質問内容については、キャリア支援委員会にて具体的に検証し、次年度のガイダンスの内容に随時反映させている。

以上のことから、卒業生の就職率は95%を超え、編入学数は50人程度（表6-6）まで伸ばすことができ、効果が上がっている。

過去5年間の「卒業生に対する満足度調査（資料6-5）」では、6を最大値とする本学に対する満足度の総合評価は、食物栄養学専攻のみがやや低い数値（4.95）の年度もあったが、それ以外の学科・専攻はいずれも5.0を超えており、良好な状況を維持し続けている。

本学は学生定員数が800名と規模が小さいことから、学生と教員および職員と学生の距離が近く、教職員間の情報共有が容易であり、問題などを抱えた学生に対して、早期に気付くことができ、教職員が連携して支援、指導することができる体制を整えている。就職や編入の進路指導に関しても、教職員が一体となって精力的に支援、指導する体制が整えられている。

②改善すべき事項

身体等に障がいのある学生に対しての支援体制が弱い。平成28年2月に障がい学生支援委員会が設置されたものの、学内施設の改修等について検討を行っている状況である。校舎棟及び体育館正面玄関にスロープを設置し、校舎棟1階トイレに車椅子が利用可能な多目的トイレへ改装した。平成25年度には校舎棟にエレベーターが設置されたのは大きな進歩であるが、今のところ管理棟エントランスには階段がありスロープは設置されていない

い。仮に障がいのある学生が入学した場合に、講義その他の面で教職員がいかに対応し支援するかが今後の課題となっている。

留年者、休学者、退学者は一定数に抑えられているものの、減少傾向にあるわけではない。これらの学生が生じている要因を丁寧に探り、対策を検討していくことも課題である。

教員と職員が連携して進めている学生支援に関する方針を文章として定めていないことから、これまでの学生支援の実績をもとに、改めて文章化した方針を定めることを検討することが課題である。

3. 将来に向けた発展方向

①効果が上がっている事項

今後も、学生部の教務システムで学生の単位修得状況を管理し、単位の修得状況が著しく悪い学生については、当該科目担当教員に出席状況等を確認したうえで、クラス担任教員ないしゼミ担当教員に連絡して個別に指導を行うなど、職員と教員の連携を充実する。学生相談終了後に毎回担当の臨床心理士から看護師に簡単な報告を行い、必要な場合には学生部長と学科長、さらにクラス担任教員、ゼミ担当教員で情報を共有し、コース会議、専攻会議、学科会議と段階的かつ定期的な検証を図りながら、学生の見守りと支援体制のさらなる充実を進めていく。

単位習得状況が芳しくない学生や留年が確定した学生への担任教員ないしゼミ担当教員などの指導や、学生相談、キャリア支援室の情報共有により留年、休学、退学者の減少を目指すとともに、キャリアセミナー、編入ガイダンス、キャリアガイダンスによる学生支援のさらなる充実を図り、コース会議で定期的な検証を行いながら、就職率 95%以上、編入学数 50 人以上の就職率及び進学者数の上昇を目指す。

「卒業生に対する満足度調査」の総合評価を、翌年度初めの教授会において検証し、食物栄養学専攻を含む全ての学科・専攻において 5.0 を超えるよう、学生への修学支援、生活支援、進路支援などの学生支援を、職員及び教員が一体となって今後も充実させながら進めていく。

本学は短期大学であり規模が小さいことから、学生との距離が近く、教職員間の情報共有が容易であり、問題などを抱えた学生に対して、早期に気付くことができ、教職員が連携して支援、指導することができる体制を整えている。

ただし、進路指導等について、負担が一部の教員等に集中する傾向がある。すべての教員が同じレベルで相談に応じられるよう、ノウハウを共有する仕組みを作成して負担を均一化し、無理なく学生の進路支援を充実させていく。

②改善すべき事項

障がいのある学生に対しての支援体制の充実はもとより、学内全施設のバリアフリー化を行うなど、老朽化した施設の更新を検討し、学内のユニバーサルデザイン化を目指す。本学における留年者、休学者、退学者のさらなる減少を目指し、これらの学生が生じている要因を丁寧に探り、教職員一体となった取り組みを充実する。

職員と教員が一体となった学生支援に関する仕組みや方針の明文化について、大学事務局、学務委員会、障がい学生支援委員会、ハラスメント防止対策委員会、キャリア支援委

員会等で連携を取りながら検討協議する。

4. 根拠資料

- 資料 6-1 『平成 28 年度学生便覧』（既出 1-4）
- 資料 6-2 『履修要項（シラバス）2016 法経科編』『履修要項（シラバス）2016 生活科学科編』（既出 3-9）
- 資料 6-3 三重短期大学年報 2015 年度（既出 1-8）
- 資料 6-4 本学学生部保存身上調査書
- 資料 6-5 三重短期大学授業料の徴収猶予及び減免に関する取扱い要綱
- 資料 6-6 『2017 年度キャンパスガイド』（既出 1-5）
- 資料 6-7 2015 年度卒業生満足度調査の集計結果
- 資料 6-8 三重短期大学学生相談室規程
- 資料 6-9 三重短期大学ハラスメントの防止に関する規程
- 資料 6-10 編入学ガイダンス用資料
- 資料 6-11 学生全員面接用資料
- 資料 6-12 キャリアガイダンス内容・スケジュール

第7章 教育研究等環境

1. 現状の説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

学生の教育や学修にかかわる課題は、学務委員会規程（資料7-1）、情報委員会規程（資料7-2）、教養教育委員会規程（資料7-3）、教職委員会規程（資料7-4）、社会福祉実習委員会規程（資料7-5）、などに則り、方針を明確に定めて教育研究等環境の整備に努めている。

教員の研究活動にかかわる方針についても、以下のように整備されている。まず、教員の研修は、「三重短期大学教員在外研修規程」（資料7-6）に基づき最大半年間の在外研修が認められているほか、既に在外研修を終えた教員については「三重短期大学教員サバティカル研修に関する規程」（資料7-7）による研修も可能である。また、企業を含む外部機関等の共同研究を可能とするために「三重短期大学共同研究規程」（資料7-8）も定められている。一方、本学では遺伝子組み換え実験を行う可能性があることから「三重短期大学遺伝子組換え実験安全管理規程」（資料7-9）、競争的資金の不正使用を防止するために「三重短期大学における競争的資金等の不正使用に関する取扱規程」（資料7-10）が定められている。特に、研究費の不正使用防止については、毎年、規程の内容を確認し、教員の自覚を高めるための研修を行っている。

施設、設備面の整備については、本学が津市立であることから限られた予算内での整備に留まっており、また具体的な環境整備の方針は定められていないが、平成28年度に策定される「津市公共施設総合管理計画」に基づき、今後公立短期大学としての在り方の検討と併せて環境整備の充実に努めていく。

また、教員が自分の所属する研究会等、授業以外で学内の教室等を利用する場合には、その団体が学術団体である等一定の条件を満たす場合には施設使用料を減免の上で、使用を認めている（資料7-11）。

(2) 十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか。

本学が所管する面積は24,871.00㎡であり、建物（資料7-12 pp.5~7 小規模倉庫等を除く）の延べ面積は8,637.16㎡である。

校舎棟は鉄筋コンクリートの4階構造（延床面積3,838.86㎡）で大教室3室・普通教室6室の計9室、教員の研究室7室、生活科学科の実験実習室6室、55台のパソコンを配備している情報処理演習室のほか、生活科学科には関連施設として厨房、精密機器室や各準備室が配置され、生活科学科の専門教育を支えている。

情報処理演習室は全学科ともに情報処理演習の科目を開講し、パソコン情報処理の基本・応用操作を教育内容に取り入れている。特に生活科学専攻では、設計図用CAD、食物栄養学専攻では栄養計算ソフトなど専門的なソフトも利用できるようになっている。また、情報処理演習室に配備された55台のパソコンは、学内LANを經由してインターネットに接続されており、平日（授業時間を除く）8時30分から21時は自由に使用できる。学生は授業時間外でも、情報処理演習室から学外ホームページにアクセスして、情報、資料の収集をし、レポート作成などに役立てている。就職活動においては、各企業のホームページ

第7章 教育研究等環境

を閲覧して、企業研究に役立てている。また、教員は学外ホームページを提示しながら、授業を進めていくことも可能になっている。これらの情報システムは、平成26年度に一斉に機器更新を行い、より充実した環境の整備に努めている。なお、情報処理演習室については、利用及び維持管理のため内規を定めている(資料7-13)。

管理棟は鉄筋コンクリートの2階構造(延床面積1,032.53 m²)で管理部門の事務局事務室、学長室、応接室、非常勤講師控室、医務室、警備員室、学生相談室のほか、地域連携事業の要となる地域問題研究所及び地域連携センターが配置されている。また学生の就職活動をサポートするキャリア支援室やタスクルームのほか、教員の研究室2室、演習室7室、資料室4室、法経科・生活科学科の共同研究室各1室等からなっている。

研究棟は鉄筋コンクリートの2階構造(延床面積827.25 m²)で、教員の研究室18室のほか附属図書館からなっている。附属図書館は事務室、閲覧室、書庫からなっており、蔵書数92,213冊、視聴覚資料906点で平成27年度の入館者数は23,813人となっている。また、図書検索システムを備え、利用者用に蔵書検索のためのパソコン2台を設置しており、図書や文献の検索を行うことができる(資料7-14)。

体育館は鉄筋コンクリートの2階構造(延床面積1,214.60 m²)で、ほかにテニスコート2面、グラウンド(約7,100 m²)があり、スポーツ実技の授業やクラブ活動に提供している(資料7-15)。

他に学生活動への支援として学生自治会室3室、売店、食堂施設に小教室4室等が併設された大学ホール(資料7-16)(1,033.02 m²)、クラブ室12室とミーティングルーム2室からなるクラブハウス(資料7-17)が設置されている。

本学の建物面積をはじめ施設はすべて短期大学設置基準を満たしており、全学科を対象とした講義室をはじめ、教員研究室、演習室、資料室などによって、全学共通教育や学科の専門教育、学科活動、少人数教育を保障している。また情報処理演習室、附属図書館などによって、情報教育や学生の自主的学習をサポートしている。本学の建物と敷地内は概ねバリアフリーとなっており、車椅子利用者用のトイレも設置しており、身体障がい者に配慮した構造になっている。

学内施設の利用については、三重短期大学学生生活規則をはじめとして体育館、図書館等の利用に係る諸規程を定め施設利用の方針を明確にしており、学生に対しては、入学時ガイダンスにおいて『学生便覧』(資料7-12 pp.39~40)に基づき、利用案内・利用手続きを周知している。

第7章 教育研究等環境

表7-1 校地、校舎、講義室・演習室等の面積（2015年度）（資料7-18より作成）

校 地 ・ 校 舎				講 義 室 ・ 演 習 室 等	
校地面積 (m ²)	設置基準上必要 校地面積 (m ²)	校舎面積(m ²)	設置基準上必要 校舎面積 (m ²)	講義室・演習室・ 学生自習室総数	講義室・演習室・ 学生自習室 総面積 (m ²)
24,871m ²	8,000m ²	6,879m ²	5,700m ²	27	2,530m ²

[注] 1 校舎面積には、講義室、演習室、学生実習室、実験・実習室、研究室、附属図書館（書庫、閲覧室、事務室）、管理関係施設（学長室、応接室、事務室、医務室等）、大学ホール、廊下、便所等を含む。

表7-2 学科・専攻毎の講義室・演習室等の面積・規模（2015年度）（資料7-18より作成）

講義室・演習室	室 数	総面積 (m ²)	専用・共用 の別	収容人員 (総数)	学生総数	在籍学生1人 あたり面積	備 考
講 義 室			生活専用				
			法経専用				
	11	1,124	共用	940	526	2.14	
演 習 室	1	45	生活専用	12	316	0.14	
	5	75	法経専用	60	210	0.36	
	2	160	共用	75	526	0.30	
実 験 室	2	265	生活専用	100	316	0.84	
			法経専用				
			共用				
実 習 室	5	700	生活専用	241	316	2.22	
			法経専用				
	1	161	共用	52	316	0.51	
体 育 館	1	1,519					

表7-3 教員研究室の状況（2015年度）（資料7-18より作成）

学 科	室 数			総面積 (m ²)	1室あたりの 平均面積 (m ²)		専任教員数 (B)	個室率(%) A/B*100	教員1人あ たりの平均面 積 (m ²)	備 考
	個室(A)	共 同	計		個 室	共 同				
法経科	14	2	16	353.0	19.5	40.0	14	100%	25.2	
生活科学科	13	1	14	381.9	26.9	32.5	15	87%	25.5	2
計	27	3	30	734.9						

[注] 1 「備考」欄には、個室を持たない教員数を示す。

（3）図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

附属図書館については、教育研究上必要な図書館用図書、及び視聴覚資料等は、各教員の選書により購入している。これら図書のほかにも、特に、高額であっても調査研究に必要な性の高い図書などは、別途予算を設けて図書委員会に諮り、計画的な購入を行っている。蔵書の配架については、日本十進分類法に則り、統計的に整理、保管しており、雑誌や新聞などの逐次刊行物についても、自由に利用できる体制が取られている。また、有料データベースを契約し、館内に設置したデータベース用パソコン1台から、自由に利用することができる。

平成28年3月末現在、附属図書館の蔵書数は92,213冊、定期刊行物137種（うち外国語32種）、視聴覚資料については、906種所蔵しており、毎年約2,000冊程度の受け入れを継続的に行っている（表7-4）。

表7-4 図書資料の所蔵数（2015年度）（資料7-18より作成）

図書館の名称	図書の冊数（冊）		定期刊行物の種類（種類）		視聴覚資料の所蔵数（点数）	電子ジャーナルの種類（種類）	過去3年間の図書受け入れ状況			備考
	図書の冊数	開架図書の冊数（内数）	国内書	外国書			2013年度	2014年度	2015年度	
三重短期大学附属図書館	92,213	35,000	105種類	32種類	906種類	0種類	1,829	2,145	2,048	

[注]1 視聴覚資料の蔵書数は、タイトル数を示す。

所蔵図書は、データベース化され、図書館検索システムで検索できるようになっている。この検索システムは、図書館内に設置した利用者用パソコン1台の他にインターネットを経由して、研究室や自宅等のパソコン、携帯電話、スマートフォンなどからでも検索できるようになっている。

また、座席数は76席を確保しており、学生収容定員に対する座席数の割合も、おおむね9.5を維持している（表7-5）。

表7-5 学生閲覧室等の面積・座席数（2015年度）（資料7-18より作成）

図書館の名称	学生閲覧室	学生収容定員（B）	収容定員に対する座席数の割合（%） $A/B * 100$	その他の学習室の座席数	備考
	座席数（A）				
三重短期大学附属図書館	76	800	9.5	0	

図書の貸出状況については、平成27年度で、貸出者数3,343名、貸出冊数6,125冊と、最近はやるやかな減少傾向にあるが（表7-6）、書評コンテストの開催、図書館謎解きゲームの開催など、学生に積極的な働きかけを行っている。学外貸出者も人数は多くはないが、平成27年度96冊の貸出があった（表7-7）。また、学校主催のオープンカレッジなどにおける出張図書館などでも、学外者の利用があった。

第7章 教育研究等環境

表7-6 図書館利用状況（2015年度）（資料7-18より作成）

図書館の名称	専任スタッフ数	非常勤スタッフ数	年間開館日数	開館時間	年間利用者数(延べ数)			年間貸出冊数		
					2013年度	2014年度	2015年度	2013年度	2014年度	2015年度
三重短期大学 附属図書館	2 (2)	1.5 (1.5)	228	月～金 8:30～21:00	3,862人	3,558人	3,343人	6,528冊	6,340冊	6,125冊
				土 10:30～19:30 (1月・7月第3土曜日のみ)	教職員 368 学生	教職員 305 学生	教職員 337 学生	教職員 660 学生	教職員 601 学生	教職員 661 学生
				日祭日 —	3,494	3,253	3,006	5,868	5,739	5,464
				長期休業中 8:30～17:00						

[注] 1 () 内数字は司書の資格を有するものの人数を示す。

2 年間利用者数・貸出し冊数には、一般開放による地域住民等は含まない。

表7-7 学外利用者数・貸出冊数（2015年度）（資料7-19 p.2より作成）

(一般利用者)	利用者数(人)	貸出冊数(冊)
平成27年度	43	96

学術情報の処理、提供システムの整備状況については、図書館所蔵資料の他に、平成22年10月より地域問題研究所資料、平成23年4月より研究室資料の図書館情報システムによる一括管理を開始した。図書館ホームページでは、このシステムで提供する所蔵資料の検索サービスだけでなく、様々なインターネット上の情報をまとめたリンク集を設置するなどして、情報アクセスポイントとしてのサービス提供を行っている。また、平成28年9月には、図書館情報システムの更新を予定しており、上記の既に提供しているサービスの他に、館内での配架場所を所蔵情報とリンクさせた配架図表示、インターネット上で自分のお気に入り図書を管理できる等の「マイページ」サービス、スマートフォン専用アプリケーションなど、新しいサービスの提供開始を予定している。

開館日、開館時間等、附属図書館利用者に対する利用上の配慮については、平成27年度の年間開館日数は228日で、開館時間は、土日、祝・休日、整理日を除く8時30分から21時まで（長期休業期間は、17時まで）開館している。また、1月と7月の土曜日には、各1日臨時開館するなどして利便性に配慮している。図書館の利用については、図書館の利用に関する規程を定め、「平成28年度学生便覧」で、利用方法とともに学生に周知している（資料7-12 pp.20～21・44～46）。

加えて、毎年入学ガイダンスでの利用案内のほか、4月に各学科の1年次前期に開講する各概論の時間を用いて、司書による図書館利用案内を実施するなど、図書館利用の促進に努めている。また、就活ガイダンス等で、新聞の活用方法等についての案内を行ったり、学生部発行のリーフレットに図書館活用法を掲載するなど、具体的な提案による利用促進を行っている。

図書館司書、専門的職員及びその他の職員の配置状況については、正規職員（司書職）

第7章 教育研究等環境

1名、正規職員（行政職）1名、図書館司書の資格を持った臨時職員（専任）1名、夜間対応臨時職員1名が配置され、日常の業務にあたっている（表7-8）。

表7-8 図書館司書、専門的職員及びその他の職員の配置状況（2015年度）
（資料7-18より作成）

短期大学業務系	部署名	専任職員		常勤嘱託職員	兼務職員	派遣職員	その他	計
			うち管理職					
	短期大学事務局	1	1					1
	学生部	6	1(1)		2			8
	総務課	4	2		6		1	12
	図書館	3	1(1)		2			5
	合計	15	5(2)	0	10	0	1	26

[注] 1 () 内数字は、教員が管理職を担当している数を示す。

国内外の教育研究機関との協力状況については、日本図書館協会、東海地区大学図書館協議会、公立短期大学図書館協議会、三重県図書館協会に所属し、総会等に出席して情報収集や情報交換を行ったり、利用者サービスの向上に関する研修会に参加して、研鑽に努めている。

また、他大学資料を利用したい場合には、他大学・機関の所蔵する資料の複写物を取り寄せたり、相互貸借や他大学の図書館利用願を発行するなどして、図書館間で総合協力している。他にも、津市立の公共図書館と連携し、資料の無料取り寄せを相互に行うなど協力体制を構築している。

（4）教育研究等を支援する環境や条件を適切に整備しているか。

研究費の面では、専任教員に対して、学術研究旅費は1人当たり115,000円の支給があるが、全体の執行状況に応じ、学科長の判断で弾力的に執行できるようにしている。主に図書を購入するための研究用消耗品費は、法経科では1人当たり130,000円、生活科学科では1人当たり80,000円の支給がある。なお、生活科学科に対しては、実験実習消耗品用に20,000,000円が計上されている。また、教育振興会からは教員1人当たり145,000円の研究費が支給される。この研究費の用途については、消耗品に限らず、備品の購入も可能である。

さらに、本学には地域貢献を目的に研究組織として設立され30年以上の歴史を持つ地域問題研究所（前身は「地域問題総合調査研究室（1984年設置）」）が設置されている（資料7-20）。その第3条において、本学教員は全員が研究所員として位置づけられ、第9条において、研究計画の申請を承認された教員は研究員として研究費の助成を受けて研究活動を行うことができる、と規定している。

施設・設備面については、専任教員は個々に研究室が配置され、研究室にはパソコン、ガス、水道、エアコン等が整備され、学内LANなどインターネット環境も整っている。

第7章 教育研究等環境

しかしながら、助教については研究室の配分がない状況である。また、法経科には共同研究室が1室配置され、生活科学科では教育にも利用される理化学実験室や食品学実験室等の研究施設が設置されている。

研究を直接支援するスタッフとしては、生活科学科食物栄養専攻の助教2名が助手を兼ねるほか、専任助手1名が配置されている。教員の研究費管理や資料整備等の間接的な研究支援スタッフとしては、法経科に1名、生活科学科に3名、地域問題研究所に1名の臨時職員が配置されている。

制度面としては、各教員の研究意欲や研究の質的向上等を目的として在外研修制度があり、毎年1名がこれを利用できる。在外研修中は、研修費の支給や一部担当科目の代替措置をとり、教員が研修に専念できるようにしている。また、在外研修制度を利用した者が次にこれを利用することが実質不可能であることから、平成22年に研究費の支給や講義負担の軽減はないものの、半年間職務専念義務を免除するサバティカル研修制度を創設し、平成23年度から運用されている。在外研修制度における研修費は、学長が必要と認める予算額を市長に内申することで（資料7-6 第4条）、在外研修制度を利用する教員に研究費が確保されているが、サバティカル研修制度ではそれに係る費用は本人負担となっている（資料7-7 第9条4項）。

研究成果の公表という側面では、法経科においては「三重法経」、生活科学科においては「紀要」、地域問題研究所においては「地研年報」という3種類の紀要が毎年発刊されており、教員に研究成果の公表の場を提供している。なお、本学教員の研究活動については、毎年実施される教員研究教育業績調査に基づき、本学のホームページに毎年更新し掲載される「三重短期大学年報」の中で公表されるほか、本学の地域連携事業の周知と広報を目的に毎年発行されているシーズ集「みえたんの種」や上記紀要の中でも公表されている。

第7章 教育研究等環境

表7-9 教員研究費（2015年度）（資料7-18より作成）

学科・専攻科等	研究費の内訳	2013年度			2014年度			2015年度			
		研究費(円)	研究費総額に対する割合(%)	教員1人あたりの額	研究費(円)	研究費総額に対する割合(%)	教員1人あたりの額	研究費(円)	研究費総額に対する割合(%)	教員1人あたりの額	
法経科	研究費総額	5,720,000	100%	408,571	5,460,000	100%	390,000	5,460,000	100%	390,000	
	学内	経常研究費	3,430,000	60%	245,000	3,430,000	63%	245,000	3,430,000	63%	245,000
	学内共同研究費			0			0			0	
	学外	経常研究費	1,890,000	33%	135,000	2,030,000	37%	145,000	2,030,000	37%	145,000
	科学研究費補助金	400,000	7%	28,571			0			0	
	政府もしくは政府関連法人からの研究助成金			0			0			0	
	民間の研究助成財団等からの研究助成金			0			0			0	
	奨学寄附金			0			0			0	
	受託研究費			0			0			0	
	共同研究費			0			0			0	
その他			0			0			0		
生活科学科	研究費総額	6,070,000	100%	404,667	6,420,000	100%	428,000	6,960,000	100%	435,000	
	学内	経常研究費	2,925,000	48%	195,000	2,925,000	46%	195,000	3,120,000	45%	195,000
	学内共同研究費			0			0			0	
	学外	経常研究費	2,025,000	33%	135,000	2,175,000	34%	145,000	2,320,000	33%	145,000
	科学研究費補助金	1,020,000	17%	68,000	1,320,000	21%	88,000	1,520,000	22%	95,000	
	政府もしくは政府関連法人からの研究助成金			0			0			0	
	民間の研究助成財団等からの研究助成金			0			0			0	
	奨学寄附金			0			0			0	
	受託研究費	100,000	2%	6,667			0			0	
	共同研究費			0			0			0	
その他			0			0			0		

- [注] 1 「経常的経費」は、個人研究費の他、旅費、図書購入費、機器備品費、研究用消耗品費、アルバイトなどへの謝金等を含む。
 2 「学内共同研究費」は、競争的な共同研究費を示す。
 3 「学外の経常研究費」は、教育振興会からの研究費・旅費補助を含む。

(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

三重短期大学においては、平成21年度より「研究倫理委員会」を設置し、論文投稿等の際に倫理審査を必要とする教員の求めに応じて、審査を行っている。(資料7-21 第7条) 研究倫理についての研修等といった措置は、現在とられていないが、今後開催を検討する予定である。

2. 点検・評価

●基準7の充足状況

外部資金以外の研究費については、教員間で不均衡が生じないように配分額が決められるが、研究旅費に残額が生じる可能性がある場合には、両学科長の判断において柔軟な執行を行っている。

本学の教員研修については、最大半年間の在外研修が認められているほか、サバティカルによる研修も可能である。在外研修については、原則として両学科から交互に希望者を募り、教授会の議を経て学長が決定し、市長へ上申している。また、サバティカル研修については在外研修後一定の年数を経過した者から希望者を募り、教授会の議を経て学長が

決定し、市長へ上申している。

また、企業を含む外部機関等の共同研究や遺伝子組み換え実験、競争的資金の不正使用の防止の規定も定められている。

本学の学内施設は、建築面積をはじめすべて短期大学設置基準を満たしており、学内の施設整備状況及び有効活用によって、教育研究組織の運営及び教育課程の実現に相応しい施設となっている。

附属図書館については、教育研究上必要な図書館用図書、及び視聴覚資料等は、各教員の選書により購入し、これら図書のほかにも、調査研究に必要な性の高い図書などは、別途予算を設けて図書委員会に諮り、計画的な購入を行える体制が整っている。

所蔵図書は、データベース化され、図書館検索システムで検索できるようになっており、図書館内に設置した利用者用パソコンの他にインターネットを経由して、研究室や自宅等のパソコン、携帯電話、スマートフォンなどからでも検索できるようなシステムが整備されている。

本学には地域貢献を目的に研究組織として設立され地域問題研究所が設置されている。研究計画の申請を承認された教員は研究員として研究費の助成を受けて研究活動を行うことができる環境が整っている。また、その研究成果は毎年地研研究所長が定期的で開催する地研研究交流集会で報告され、研究内容は地研研究員によって検証されている。

施設・設備面については、専任教員は個々に研究室が配置され、研究室にはパソコン、プリンター、ガス、水道、エアコン等が整備され、学内 LAN などインターネット環境も整備されている。

研究倫理審査は、設置以来、今日までに 10 通の申請があり、調査手法や個人情報管理の問題を中心に検証され審査を行ってきた。審査を要請する教員は全員が食物栄養学専攻所属の者であるが、委員会には食栄だけではなく、社会科学や人文科学を専門とする教員を配置し、公正かつ総合的な視座からの審査を行っている。

研究費は各教員に十分余裕があるわけではないが、適切に配分され執行され、それぞれの研究成果は授業内容にも反映されている。また、研究倫理に関しても審査委員長により審査委員会が開催され、各委員により検証され適切な措置が取られている。

全体として、教育研究等の環境整備に全学的に取り組み、施設・設備及び環境が整えられていることから、同基準 7 を充足している。

①効果が上がっている事項

教員の研修については、最大半年間の在外研修が認められているほか、既に在外研修を終えた教員についてはサバティカル研修も可能な体制が整えている。

施設、設備面について、教員が自分の所属する研究会等、授業以外で学内の教室等を利用する場合には、その団体が学術団体である等一定の条件を満たす場合に施設使用料を減免の上で、使用を認める環境を整えている。

情報処理演習室に配備された 55 台のパソコンは、学内 LAN を経由してインターネットに接続されており、平日（授業時間を除く）8 時 30 分から 21 時は自由に使用できることから、学生は授業時間外でも、情報処理演習室から学外ホームページにアクセスして、情報、資料の収集をし、レポート作成などに役立て、就職活動においては、各企業のホーム

第7章 教育研究等環境

ページを閲覧して、企業研究に役立てられる情報設備が整っている。

また、情報演習室では、教員は学外ホームページを提示しながら、授業を進めていくことも可能になり、これらの情報システムは、情報委員会委員長により情報委員会が開催され各委員により検証されたのち、平成26年度に一斉に機器更新が行なわれ、より充実した環境が整備される。

本学は、全学科を対象とした講義室をはじめ、教員研究室、演習室、資料室などによって、全学共通教育や学科の専門教育、学科活動、少人数教育を保証し、また情報処理演習室、附属図書館などによって、情報教育や学生の自主的学習をサポートする設備が整っている。

図書の貸出状況については、最近はやるやかな減少傾向にあったが（表7-3）、書評コンテストの開催、図書館謎解きゲームの開催など、学生に積極的な働きかけ好評な効果を得ている。

平成28年9月には、図書館情報システムの更新を予定しており、既に提供しているサービスの他に、館内での配架場所を所蔵情報とリンクさせた配架図表示、インターネット上で自分のお気に入り図書を管理できる等の「マイページ」サービス、スマートフォン専用アプリケーションなど、図書館長により図書館委員会が開催され各委員により検証されながら、新しいサービスの提供開始を予定するなど積極的に取り組んでいる。

図書館開館日、開館時間等、附属図書館利用者に対する利用上の配慮については、平成27年度の年間開館日数は228日で、開館時間は、土日、祝・休日、整理日を除く8時30分から21時まで（長期休業期間は、17時まで）開館し、教育研究体制を整えている。

加えて、毎年入学ガイダンスでの利用案内のほか、司書による図書館利用案内を実施するなど、図書館利用の促進に努めながら、就活ガイダンス等で、新聞の活用方法等についての案内を行ったり、学生部発行のリーフレットに図書館活用法を掲載するなど、具体的な提案による利用促進を適宜行っている。

正規職員（司書職）1名、正規職員（行政職）1名、図書館司書の資格を持った臨時職員（専任）1名、夜間対応臨時職員1名が配置され、適正な業務にあたっている。

日本図書館協会、東海地区大学図書館協議会、公立短期大学図書館協議会、三重県図書館協会に所属し、利用者サービスの向上に関する研修会に参加して、情報収集や情報交換を行い研鑽できる体制を整えている。

他大学資料を利用したい場合には、図書館間で総合協力している他、津市立の公共図書館と連携し、資料の無料取り寄せを相互に行うなど協力体制を構築している。

研究を直接支援するスタッフとしては、生活科学科食物栄養専攻の助教2名が助手を兼ねるほか、専任助手1名が配置されている。教員の研究費管理や資料整備等の間接的な研究支援スタッフとしては、法経科に1名、生活科学科に3名、地域問題研究所に1名の臨時職員が配置された体制となっている。

平成21年度より「研究倫理委員会」を設置し、論文投稿等の際に倫理審査を必要とする教員の求めに応じた検証と審査が行われている。

②改善すべき事項

施設・設備面については、専任教員は個々に研究室が配置され、研究室にはパソコン、

ガス、水道、エアコン等が整備され、学内 LAN などインターネット環境も整っている。しかしながら、助教については研究室の配分がない状況となっている。

本学は、津市を設置者とする公立短期大学であり、市の財政基盤の弱さからか、経年的劣化備品・設備の課題を含め施設改修事業など、将来に亘る整備計画の方針が定められていない。財政状況を勘案する中で、計画的な整備が必要である。昨今の状況を勘案すると、津市公共施設等総合管理計画に位置付け、他公共施設との統合や集合化、複合化による施設・整備面の環境整備も検討すべきである。

また、教育研究等を支援する予算についても不足気味であることから学内研究費はほぼ一定額のため、外部資金の獲得に教員の努力が一層求められる。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

教員が所属する研究会等、授業以外で学内の教室等を利用する場合には、その団体が学術団体である等一定の条件を満たす場合には、施設使用料を減免の上で使用を認める制度を整える。

情報処理演習室は、学生は授業時間外でも学外ホームページにアクセスして、情報、資料の収集をし、レポート作成などに役立てられる設備が整えられている。これらの情報システムは、情報委員会により定期的に検証され、平成 26 年度に一斉に機器更新を行い、より充実した情報環境を整備した。

図書の貸出状況については、最近はややゆるやかな減少傾向にあるため、今後も、書評コンテストの開催、図書館謎解きゲームの開催など、学生に積極的な働きかけを行っていき、学校主催のオープンカレッジなどにおける出張図書館などでも、学外者の利用を積極的に推進する。

平成 28 年 9 月には、図書館情報システムの更新を予定しており、館内での配架場所を所蔵情報とリンクさせた配架図表示、インターネット上で自分のお気に入り図書を管理できる等の「マイページ」サービス、スマートフォン専用アプリケーションなど、新しいサービスを図書館委員会での検証を行いながら提供開始を目指す。

研究成果の公表では、法経科「三重法経」、生活科学科「紀要」、地域問題研究所「地研年報」という 3 種類の紀要が、生活科学科研究会紀要発表会、地研研究交流集会などで検証され毎年発刊されており、教員に研究成果の公表の場を今後も提供していく。

②改善すべき事項

1968 年に校舎棟と管理棟が建設されてから築 48 年が過ぎ施設・設備の老朽化が否めない状況であること、施設のバリアフリー化に対応していないこと、校舎棟と管理棟を連絡する渡り廊下が新耐震基準を満たしていないことなどから、抜本的な対策が必要となっている。

平成 27 年度の文部科学省における地方大学活性化への取り組みでは、地方創生における意義は、「地方大学を活性化することにより若年層の都市部への集中緩和や大学を核とした地域の活性化に寄与する」や、同方針（1）大学の力を利用して地方を活性化させる。（2）地方大学の魅力を高め地方大学への進学を促進するとされている。また、三重県に

における高等教育機関を核とした地方創生に向けた取り組み（平成27年度）の「学ぶ場」を中心とした若者の県内定着に向けた取り組みでは、三重県内大学進学率（20.2%）の向上、県内大学収容力指数（42.9）の向上【全国平均 120.8】などが謳われている。よって本学においても、文部科学省の地方創生における意義や方針、及び三重県取り組みの実現に向け、その一翼を担うことが求められている。

本学は市立短期大学であり市公共施設であることから、現在市作成中の公共施設等管理計画に位置付け、地方大学が地域活力の中心となる地方創生の理念や意義及び方針を継承し、周辺公共施設等との統合や複合化を含めた、地域コミュニティの拠点となり、地域の活性化に寄与する大学へと生まれ変わる、市公共施設集約型の建替えなどを検討することを推進する。

4. 根拠資料

- 資料 7-1 三重短期大学学務委員会規程
- 資料 7-2 三重短期大学情報委員会規程
- 資料 7-3 三重短期大学教養教育委員会規程（既出 2-15）
- 資料 7-4 三重短期大学教職委員会規程
- 資料 7-5 三重短期大学社会福祉実習委員会規程
- 資料 7-6 三重短期大学教員在外研修規程
- 資料 7-7 三重短期大学教員サバティカル研修に関する規程
- 資料 7-8 三重短期大学共同研究規程
- 資料 7-9 三重短期大学遺伝子組換え実験安全規程
- 資料 7-10 三重短期大学競争的資金等不正防止取扱規程
- 資料 7-11 三重短期大学教員が所属する団体の大学施設使用に関する申し合わせ
- 資料 7-12 『平成28年度学生便覧』「校舎その他施設の概要及び校内棟配置図」（既出 1-4）
- 資料 7-13 三重短期大学情報処理演習室の利用について
- 資料 7-14 三重短期大学附属図書館利用規程
- 資料 7-15 三重短期大学体育施設使用要項
- 資料 7-16 三重短期大学大学ホール使用要項
- 資料 7-17 三重短期大学クラブ室使用規程
- 資料 7-18 三重短期大学年報 2015 年度（既出 1-8）
- 資料 7-19 学報みえたん第5号 2016年9月1日
- 資料 7-20 三重短期大学地域問題研究所規程（既出 2-6）
- 資料 7-21 三重短期大学研究倫理委員会規程

第8章 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

本学は、津市が設置する公立短期大学として、従来から「地域に開かれた大学」を目指してきた。大学の理念にも「地域貢献の理念」を掲げて、「津市が設置する公立短期大学として、地域の諸問題や社会の要請に対応した特色ある研究の推進を図り、その成果を積極的に地域に還元するとともに、高等教育に対する地域のニーズに的確に応え生涯教育の振興に寄与することを通じて、地域社会に貢献する」ことを大学の責務として謳っている（資料8-1）。

1984年に設立された「地域問題総合調査研究室」は、本学が津市や三重県という地域に根差した短期大学であることから、本学の教員が地域問題に関する研究を行い、地域住民の地域問題の解決に対する要望に応えること、また、学生の地域問題への関心を深め、教育に役立てることを目指してきた。このような研究と教育と通じた地域貢献に加えて、より直接的な社会貢献の重要性が強調されるようになってきたことを受けて、平成20年4月に、新たに地域連携及び地域貢献活動事業を推進するための基本的事項（企画立案・予算など）を審議する機関として「地域連携委員会」を設置するとともに（資料8-2）、地域連携及び地域貢献事業を所掌する総合窓口として「地域連携センター」を設立し、教員のセンター長の他に担当の事務職員が配置された。これにより、本学の地域連携は、より地域に密着した多面的な事業展開が可能となった（資料8-3）。同時に「地域問題総合調査研究室」は「地域問題研究所」に改組し、地域問題に関する自主的な学術研究機関として新たに出発した（資料8-4）。この一連の改革によって、本学の地域連携・地域貢献事業は、質的にも量的にも拡充される基盤が整った。

「地域連携センター」は、設置目的のなかに、「三重短期大学は、少子高齢化時代の福祉の充実、生涯学習ニーズの高まり、情報化の高度展開など地域の抱える課題を常に念頭において、地域社会が求める人材の養成ばかりでなく、産学官連携、自治体の政策課題等の研究、地域の生涯学習との連携などに取り組むことを通じて、地域社会や住民との連携・交流を重視し、市民文化の向上と地域・産業の活性化に貢献することをめざしてまいります」と宣言するとともに、「生涯学習機会の提供」、「高等学校との連携」、「産学官連携の推進」、「市政との連携」、「地域の大学との連携」、「学生ボランティア活動の支援」を所掌事業とし、これをHPに掲載している（資料8-5）。

- ① 生涯学習機会の提供については、「市民のニーズを把握し、本学の法経科・生活科学科の特性に応じた、教養的なものからより専門的なものまで多様な地域連携講座や公開講座などの教育プロジェクトを提供します。」「アスト津などのサテライト教室の開講をはじめ社会人特別選抜入試の実施、科目履修生制度の活用などを通じて社会人の受入れを推進し、生涯学習機会の提供を図ります」と明記している。
- ② 高等学校との連携については、「より高いレベルの教育を受けることを希望する高校生の希望に応えるとともに、高校生の学習意欲の喚起や進路選択に資するため高大連携講座を開設します。」「高校教育から大学教育へ円滑に移行できるよう大学教育の改善を図るために、三重県内の高等学校との相互の協力・連携事業を推進します」

と明記している。

- ③ 産学官連携の推進については、「民間（市民、団体、NPO、企業など）のニーズに即した共同研究・受託研究を推進するとともに、奨学寄附金などの獲得を目指します。」
「大学の知的資源のデータベース化を行い、企業などのニーズとのマッチングを図ります。」
「教育内容をより充実し社会の要請にこたえることとするため、企業やNPOとの連携を推進します」と明記している。
- ④ 市政との連携については、「市の発展に資するため、津市が直面している行財政改革や地域振興、環境問題などの諸課題に対応し、市政のシンクタンクとしての機能の強化を図ります。」
「津市や地域の自治体などが抱える政策課題について、教員と自治体職員がともに調査・研究を行い、課題解決と自治体職員の人材育成を目指す『政策研修』制度を設けます。」
「教員の職員研修・講演会・審議会等への参画など、市政への専門的な知識・経験の活用を進めます」と明記している。
- ⑤ 地域の大学との連携については、「教育・研究活動の一層の向上を図り、また、更なる地域社会の発展、貢献のため、地域（市内・県内）の大学間の学術交流や協力・連携を強化します。」
「三重県内のすべての高等教育機関が参加する『高等教育機関コンソーシアムみえ』の中で、他の高等教育機関との連携を強化していきます」と明記している。
- ⑥ 学生ボランティア活動の支援については、「学生のボランティア活動への支援を通じて、地域でのボランティア活動を推進し、地域社会に貢献すると同時に、地域の実情に詳しい将来の地域リーダーを育成します。」と明記している

（2）教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

a. 地域連携センターの事業実施の状況

① 生涯学習機会の提供

生涯学習のための教育プロジェクトとして、本学では「オープンカレッジ」と「地域連携講座」を開講している他、「出前講座」も行っている（表8-1）。

表8-1 公開講座の開設状況（資料8-6より作成）

講座名	年間開設講座数(A)			募集人員(延べ数)			参加者(延べ数)(B)			1講座当たりの平均受講者数(B)/(A)		
	2013年度	2014年度	2015年度	2013年度	2014年度	2015年度	2013年度	2014年度	2015年度	2013年度	2014年度	2015年度
オープンカレッジ	10	9	10	600	540	600	292	302	448	29	34	45
地域連携講座	2	2	2	120	120	120	57	87	121	29	44	61
出前講座	7	14	20	178	668	849	178	668	849	25	48	42
計	19	25	32	898	1,328	1,569	527	1,057	1,418	28	42	49

第8章 社会連携・社会貢献

「オープンカレッジ」は、本学の教員が講師となって市民の方に大学の講義を気軽に体験していただくことを狙いとして、7月から11月に、毎月1回、土曜日に2講座ずつ開催する連続講座である。全10講座のうち8講座以上を受講された方に修了証を発行している。受講者数は、平成25年が292人、平成26年が302人（この年は1講座がやむを得ず休講となり9講座であった）、平成27年が448人と年々増加し、市民の間に定着してきている。

「地域連携講座」は、学外から講師（複数の場合もある）を招き、本学の教員がコーディネーターとなって、地域の身近な話題を市民の方に専門家が分かりやすく解説することを狙いとして、年に2回開催している。受講者は、平成25年が57人、平成26年が87人、平成27年が121人と、こちらの方も年々増加し、市民の間に定着しつつある。

「出前講座」は、本学教員の研究や社会活動の中から講演可能なテーマを事前に設定し（資料8-7）、市民の要望に応じて、教員が出向いて講演・解説などを行うものである。概ね15名程度以上の参加が見込めるグループ・団体が開催する三重県内の集まりを対象としている。受講者は、平成25年が7講座178人、平成26年が14講座668人、平成27年が20講座849人と急増しており、生涯学習機会提供の中心となりつつある。

「科目等履修生」は、毎年度当初に発表される時間割に基づいて、都合のよい曜日・時間に合わせ、学習したい学科目を自由に選択し、履修することができ、所定の成績を修めれば単位が認定される（資料8-8）。原則として履修できる科目に制限はないが、本科生の履修状況によって一部制限を加えることがある。また、生活科学科では、本学が指定する複数の学科目を同時に履修する「選科履修生」の制度も設けている。他に、同様に学習したい科目を自由に選択して聴講することができるが、単位の認定はされない「聴講生」の制度もある（資料8-9）。近年受け入れた科目等履修生・聴講生の数は、平成26年度が13人（科目等履修生9人、聴講生4人）、平成27年度が15人（科目等履修生7人、聴講生8人）、平成28年度前期16人（科目等履修生13人、聴講生3人）であり、少しずつ増加してきている。

② 高等学校との連携

本学は、平成20年3月に三重県立亀山高校と初めて高大連携協定を締結したのち、平成22年3月に三重県立津商業高校と、同6月に三重県立相可高校と、平成24年1月に三重県立みえ夢学園高校、三重県立久居高校と高大連携協定を締結し、現在協定締結校は5校となっている。

本学教員が高大連携校に赴いて行った「高大連携講座」の受講生は、平成25年が2講座80人、平成26年が3講座171人、平成27年が2講座89人となっている。また、連携校の教員が本学で行った講座は、平成25年、平成26年、平成27年に1講座ずつ（いずれも本学の食物栄養学専攻の学生46人を対象としたもの）行われている。

③ 産学官連携の推進

株式会社三重銀総研から資金を得て、三重銀総研と本学の共催で、学生を対象とした「小論文コンクール」を平成19年から毎年開催しており、学生からの応募数は、平成24年度が25本、25年度が28本、平成26年度が28本、平成27年度が36本と増加してきており、学生の間に定着してきている（表8-2）。

第8章 社会連携・社会貢献

表 8-2 小論文コンクール実績表（資料 8-10 より作成）

年度		回数	テーマ	応募篇数
2011年度	平成23年度	第5回	3.11後のライフスタイル	15
2012年度	平成24年度	第6回	地方都市のまちづくりを考える	25
2013年度	平成25年度	第7回	“いのち”と“暮らし”の未来を考える	28
2014年度	平成26年度	第8回	“いのち”と“暮らし”の未来を考える	28 (うち1篇はグループ)
2015年度	平成27年度	第9回	「地方創生」～私が考える地域の活性化～	36 (うち2篇はグループ)

本学教員の研究テーマを記載した「シーズ集」（資料 8-7）を活用して、本学の地域連携の取組みの周知を図っている。

また、法経科の「企業論」（2単位）の講義の非常勤講師を三重銀総研から招き、起業に関わる諸問題を中心に講義していただいている。

④ 市政との連携

「政策研究・研修」は、津市など地方自治体等が抱える諸課題をテーマに、自治体職員と本学教員が共に調査・研究し、関係諸課題の解決に当たるとともに、より戦略的な政策の推進が図れる職員の政策形成能力を養うことを目的としており、平成20年の連携センター設立当初から実施している事業である。平成27年までに、16のテーマで、117名の職員が研修生となっている（表 8-3）。

表 8-3 三重短期大学政策研究研修実績一覧（資料 8-10 より作成）

年度	担当教員	研修生人数	テーマ・研修生	
平成20年	上野達彦	5名	都市間連携や一体的な文化的環境の醸成を目指す地域学に関する調査研究	
			三重県 1名	政策部情報政策室
			伊勢市 1名	財務政策部行政経営課
			亀山市 1名	出納室
			津市 2名	
	今井正次	5名	市町村合併後の公共施設の有効活用に関する調査研究	
			松阪市 1名	総務部財務課
			津市 4名	
21	上野達彦	4名	地域学に学ぶまちづくりに関する調査研究	
			三重県 1名	県立図書館資料課司書

第8章 社会連携・社会貢献

		亀山市 1名	環境森林部廃棄物対策室主査	
		津市 2名		
	岩田俊二	4名	超高齢化地域の集落機能再生に関する調査研究～美杉地域をモデルとして～	
		松阪市 1名	総合政策部政策課政策担当主査	
		津市 3名		
	竹添敦子	6名	文学から見た地域おこしに関する調査研究	
		三重県 1名	生活・文化部文化振興室主幹	
		伊勢市 1名	財務政策部行政経営課	
		名張市 1名	企画財政部地域政策室	
		鳥羽市 1名	建設課まちづくり整備室	
		津市 2名		
22	駒田亜衣	5名	津市国民健康保険特定健康診査結果の解析等に基づく有効な保健指導のあり方に関する共同研究	
			松阪市 1名	保健部健康推進課保健予防係
			津市 4名	
	南有哲	8名	環境政策立案のための基礎概念としての「生物多様性」に関する共同研究～内容理解に基づく応用をめざして～	
			三重県 2名	中央農業改良普及センター主幹
			伊勢市 1名	環境生活部環境課
			亀山市 1名	環境・産業部 森林・林業室主査
			鳥羽市 1名	環境課環境保全係
	津市 3名			
	23	駒田亜衣	5名	国民健康保険特定健康診査結果の地域比較から探る有効な保健指導のあり方に関する共同研究
亀山市 1名				健康福祉部健康推進室主査
津市 4名				
	長友薫輝	9名	過疎地域における健康・安心を基盤とした地域づくりに関する実践的研究～津市美杉・白山地域をモデルとして～	
			松阪市 1名	飯高地域振興局地域住民課
			津市 8名	
24	長友薫輝	8名	過疎地域における健康・安心を基盤とした地域づくりに関する実践的研究「津市美杉地域の医療を大切にす地域づくり」	
		津市 8名		
25	駒田亜衣 飯田津喜美 中井晴美 梅澤眞樹子	6名	特定保健指導の成果の解析	
			名張市 1名	健康福祉部 健康支援室 室長
			亀山市 2名	市民文化部 保険年金室 主任主事
			津市 4名	
	東福寺一郎	3名	社会教育を通じた地域活性化の試み	

第8章 社会連携・社会貢献

			津市 3名	
26	藤枝 律子	4名	地方自治体におけるいじめ防止に係る取組み	
			津市 4名	
	駒田亜衣 中井 晴美	4名	効果的な特定保健指導の検討	
			津市 4名	
27	小野寺一成 木下誠一 雨宮照雄	7名	公共施設更新問題に応じた今後の公共施設のあり方及び再配置に関する調査研究	
			名張市 1名	総務部管財室 室員
			松阪市 1名	公共施設マネジメント推進室 公共施設マネジメント担当主幹
			亀山市 1名	建設部建築開発室 主査
			津市 4名	財産管理課、市民交流課、教育研究支援課
	雨宮照雄	5名	都市基盤整備財源としての都市計画税の今後のあり方	
			亀山市 1名	財務部税務室 主査
			津市 4名	資産税課、都市都市計画部都市政策課、河芸総合支所地域振興課、下水道局下水道建設課

⑤ 地域の大学との連携

三重大学生物資源学部フィールドサイエンスセンター附属農場・演習林を利用した実習に本学の学生も参加する「農林体験セミナー」（2単位）を開講し、農場・演習林にそれぞれ10名ずつの学生が参加している。

「みえアカデミックセミナー」は、三重県生涯学習センターと県内高等教育機関との共催事業であり、より高度な学習機会の提供を目指すとともに、県内の各高等教育機関への理解を深めてもらうことを目的としている。夏季期間に県総合文化センターを会場に各高等教育機関独自の研究テーマを発表する「公開セミナー」と、地域のニーズに応じて高等教育機関が地域に出向く「移動講座」の2種類の事業から構成されている。本学は、平成16年から毎年参加している。

平成27年度に文科省の「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に三重大学の事業が採択され、本学もこの事業協力機関として参加し、一定の役割を果たしている。また平成28年度には、三重県内の13高等教育機関と県は、県内高等教育機関の教育、研究、地域貢献の各機能の向上を図り、人口減少の抑制及び地域の活性化を実現するため、「高等教育コンソーシアムみえ」が設立され、本学もこれに参加している。

⑥ 学生ボランティア活動、地域連携講義による教育の充実

地域連携センターの学生ボランティア支援活動としては、ボランティア活動を行う意思のある学生に登録してもらい、学外からボランティアの募集があったときに仲介する「地域連携サポーター制度」を行っている。津市消防団学生機能別団の活動も支援している。毎年1回、地域自治会と共同で津波を想定した地元住民との避難訓練も実施している。

図書館学生ボランティアによる一身田中学校図書館の支援も平成17年から継続している。三重県主催の「ベストプラクティスコンテスト」や「社会教育実践交流広場『地域と

関わる学生』にも毎年参加している。

三重大学と連携した津市大門商店街での「学生一日カフェ（Café HONO BUONO）」の出店も毎年12月に行っている。

b. 地域問題研究所の事業実施の状況

地域問題研究所の設置目的は、「本学が拠って立つ地域社会に係る諸問題の調査研究を行い、もって、地域社会の生活文化の向上に寄与し、併せて本学の教育・研究の発展に資すること」にあり（資料8-4 第2条）、その目的を達成するため、以下の三つの事業を行っている。

① 地研セミナー及び研究交流集会

「地研セミナー」は、研究員が研究成果をセミナー形式で市民に発表するものであり、「研究交流集会」は、研究員がコーディネーターとなって学外の有識者を招き、地域の問題について市民に向けて講演していただき、質疑応答を行う集会である。毎年いずれかの形で、市民に向けて研究成果の発表を行っている。

② 地研通信の発行

研究員の研究成果の発表、及び研究所が収集した文献・資料等の一覧を掲載している。機関発行で8頁。ただし、研究交流集会の報告を掲載する場合には合併号とし、20頁前後となる。配布先は、県内各研究機関、図書館、三重県関係課、津市役所関係課、津市議会等であるが、希望者には求めに応じて配布するとともに、Web上に公開している。

③ 地研年報の発行

研究員の年度の研究成果の報告及び研究交流集会の報告を掲載している。年間発行で120頁前後である。配布先は「地研通信」と同じであり、Web上に公開している。

2. 点検・評価

●基準8の充足状況

本学は、従前から「地域に開かれた大学」を標榜して、1984年の地域問題総合調査研究室設立、1988年から始まった公開講座等を通じて、地域のニーズに応える取り組みを行ってきたが、平成20年に抜本的な地域貢献のための全学的体制構築を行い、地域連携委員会の下で、新設の地域連携センター、および地域問題総合調査研究室を改組した地域問題研究所の設立が為された。以後は、この三者の連携の下に全学的な地域貢献事業の推進が順調に進展してきている。地域連携センターの事業として、生涯学習機会の提供は、オープンカレッジ、地域連携講座、出前講座の取り組みが進められ、それぞれへの市民の参加は逐年増加し、市民の生涯学習機会として完全に定着している。また、高等学校との連携事業は、5校との間に高大連携協定が結ばれ、高大連携講座という形で結実している。産学官連携事業としては、三重銀総研との連携事業として小論文コンクールや企業論への講師派遣が実現している。設置者である津市との連携も政策研究・研修事業が毎年開講されており、津市および周辺自治体職員の多数の参加を見ている。他大学との連携においては、三重大学との間の連携事業が継続している。学生ボランティア活動への支援事業も種々の取り組みが行われている。以上のように、多様な形態の地域連携が連携センター事業として順調な展開を見せている。

自主的研究組織としての地域問題研究所においては、研究費を交付して行われる研究員の地域研究が地研通信・地研年報を通じて継続的に発信され、また地研セミナー、研究交流集会、地域交流学習会の開催を通じて研究成果の地域への還元も継続的に実施されている。

地域連携センター事業については、地域連携センター長が企画立案し、教授会の議を経て学長が決定している。また、事業実施後はセンター長が教授会へ報告を行うとともに、課題の洗い出しを行い、次年度へつなげている。地域問題研究所の事業については、全教員が出席する地研総会において承認を得るとともに、地研通信・地研年報を通じて事業の検証を行っている。

以上のことから、社会との連携・協力に関する本学の取り組みは明確な方針と組織のもとで教育研究の成果を適切に地域社会へ還元しているという事がいえる。

①効果が上がっている事項

種々の地域連携事業の中でも、特に顕著な成果を上げているのは、オープンカレッジ、地域連携講座、出前講座という生涯学習機会の提供に関わる事業である。これらは、年々参加する市民の数が増えており、本学の地域貢献事業の中核に成長している。

②改善すべき事項

産官学の連携事業としては、三重銀総研との連携が継続的に取り組まれているが、いまだ、三重銀総研との連携にとどまっており、他の地域企業等との連携を拡大していく必要がある。

また、高大連携事業についても協定校は順調に増加しているが、連携事業の内容としては、相互交流的な連携講座の実施にとどまっており、より多様な連携事業の取り組みが要請されている。

自主的研究機関として再編成された地域問題研究所については、外部からの委託研究に偏していた従前の在り方を、自主的地域研究機関として位置づけなおしたことによって、外部資金の導入ができておらず、研究財源の不足が大きな課題になっている。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

現状において、連携センターの実施する地域連携事業は順調に展開しているので、引き続き、取り組みを継続していく必要があるが、なお十分効果が上がっていない部分も含めて、平成20年以降の事業展開を総括して、新たな中期目標・計画を策定していく必要がある、その方向での検討を地域連携委員会の主導で全学的に進めていく。

②改善すべき事項

とくに、地域問題研究所の研究費の確保と、研究所が独自に行っている研究成果還元事業を連携センターとの調整の下で、一元的に進めていく必要がある。そのために、地域連携委員会、地域連携センターとの関係の再編を見据えた地域問題研究所の規程の見直し作業が必要となる。

また、連携事業が多様になり、定着するに伴い、本学教員の負担が増加していくことになっている。特に、特定教員に負担が偏る傾向も見られることから、全学的なサポート体制をとることで、負担の公平化を図りつつ、設置者に対しても過重な教員負担の軽減につながるような措置を求めていく必要があり、地域連携委員会、発展計画委員会等で方針化を進めていくべきである。

4. 根拠資料

- 資料 8-1 本学 Web サイト 教育情報の公開 理念・教育目標（既出 1-7）
http://www.tsu-cc.ac.jp/daigakugaiyo/kyoikujyoho_kokai/toppage.html
- 資料 8-2 三重短期大学地域連携委員会規程
- 資料 8-3 三重短期大学地域連携センター設置規則（既出 2-3）
- 資料 8-4 三重短期大学地域問題研究所規程（既出 2-6）
- 資料 8-5 本学 Web サイト 地域連携センター事業概要
<http://www.tsu-cc.ac.jp/centerhp/project.html>
- 資料 8-6 三重短期大学年報 2015 年度（既出 1-8）
- 資料 8-7 『2016 年度みえたんの種』
- 資料 8-8 三重短期大学科目等履修生に関する規程
- 資料 8-9 三重短期大学研究生及び聴講生に関する規程
- 資料 8-10 三重短期大学地域連携センター年報 2008 年度～2015 年度

第9章 管理運営・財務

第1節 管理運営

1. 現状の説明

(1) 短期大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

本学は地方公共団体（津市）が設置し、学校教育法及び教育公務員特例法下の公立短期大学として、「三重短期大学の設置及び管理に関する条例」（資料9-1-1）「三重短期大学の設置及び管理に関する条例施行規則」（資料9-1-2）に基づき運営されている。日々の管理運営は三重短期大学諸規程集に掲げる各規程に基づき行われているが、管理運営にかかわる方針については、教授会において審議の上、学長が決定している。

教授会の役割については、三重短期大学学則（資料9-1-3、第47条、第48条）及び三重短期大学教授会規程（資料9-1-4、第4条）において定めている。

また、「本学の発展に係わる諸問題を総合的に検討し、併せて第2条に定める自己点検及び評価を行うため」（資料9-1-3 第51条）に発展計画委員会が設けられている。発展計画委員会の構成員は、学長、学生部長、図書館長、法経科長、生活科学科長、地域連携センター長、地域問題研究所長、評価委員会の主査、FD委員長及び事務局長であり、本学の将来構想にかかわる事項、採用人事にかかわる事項などが協議され、教授会における重要な審議事項に関する事前協議の場という性格も併せ持っている（資料9-1-5）。

さらに、入試管理委員会、広報委員会、学務委員会、キャリア支援委員会、情報委員会、教養教育委員会、教職委員会、総務連絡調整会議、社会福祉実習委員会、評価委員会、FD委員会などの委員会により、目的達成の活動が行われている。このうち、発展計画委員会、入試管理委員会、総務連絡調整会議、評価委員会において、学長が各組織の長を務めることによりリーダーシップを発揮している。また、FD委員会活動にも学長は積極的に参加している。こうした管理運営体制や方針について、見直しの必要があると学長が判断すれば、発展計画委員会で協議の上、教授会に提起し、その議を経て、最終的に学長が決定することになる。

事務局の業務に関しては、「三重短期大学の組織に関する規則」において「事務局長は、事務職員をもって充て、上司の命を受けて校務等を掌理し、所属職員を指揮監督する」と規定され（資料9-1-6 第11条3項）、学長は管理運営全般について事務局長を通してリーダーシップを発揮しうる組織形態となっている。

なお、これとは別に、学長、学生部長、図書館長（地域連携センター長）、事務局長、大学総務課長による執行部会議が、概ね月2回開催され、様々な懸案事項についての協議を行い、必要な事柄については上記委員会や教授会へ諮るようにしている。執行部会議は学長の私的機関であり、規程等は存在しない。

(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

本学の管理運営に関する方針は、平成24年度に策定された「三重短期大学将来構想」（資料9-1-7）及び学則をはじめとする諸規程に明確に定められ、それに基づく管理運営が行われている。また、平成29年度には、当初予算の調製と併せて学長が運営方針（資料9-1-8）を作成し、本学の理念に基づいた当該年度の具体的な方針を定めることを予定している。

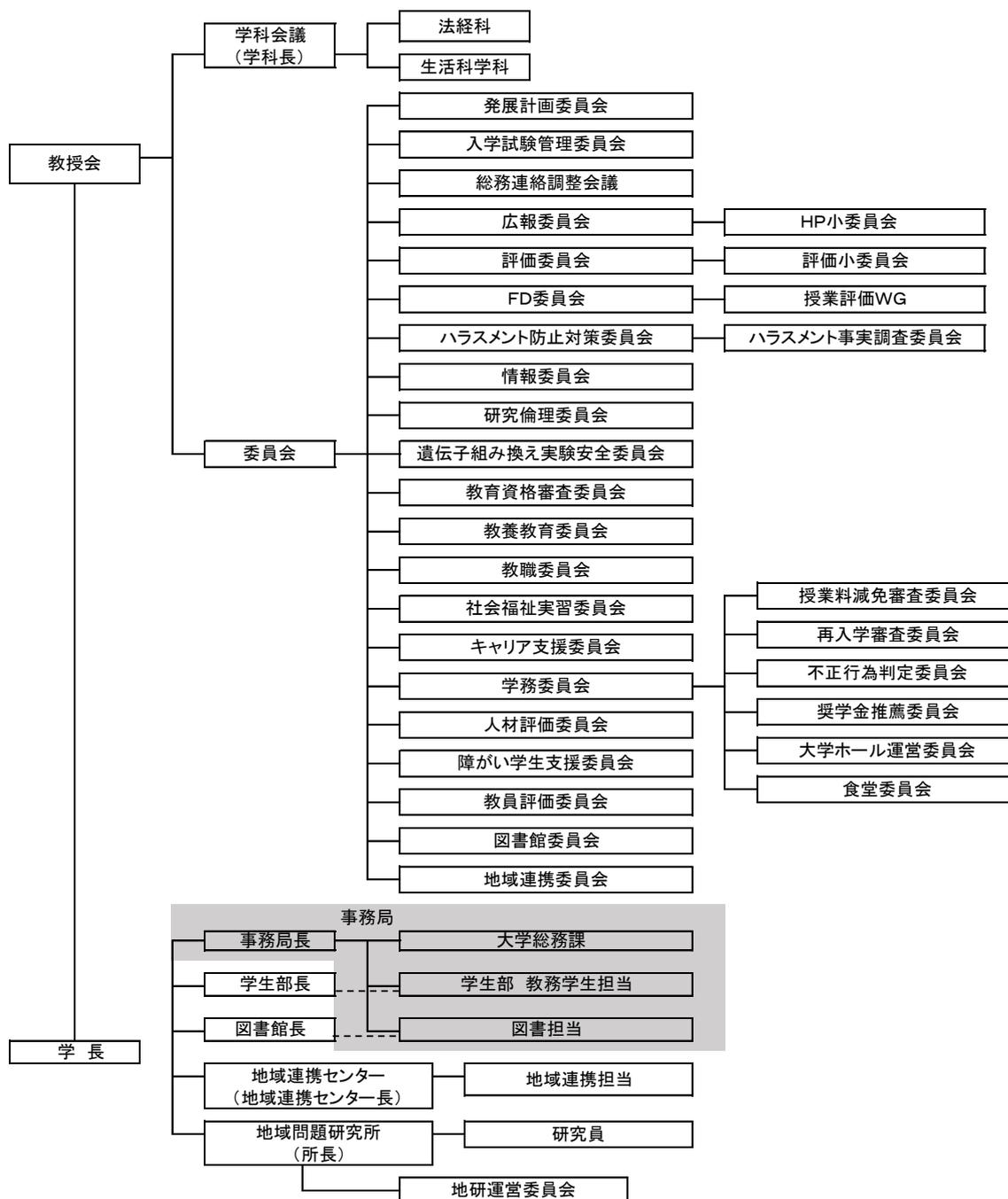
第9章 管理運営・財務

本学では毎月第3木曜日に定例教授会（資料 9-1-4）が開催されるほか、入試時期や懸案事項がある場合には臨時教授会を開催し、そこで提出された意見を踏まえて学長が最終的な判断を行っている。

さらに、人事については「三重短期大学人事に関する規程」（資料 9-1-9）に明文化され、学長選考については「三重短期大学学長選考基準」（資料 9-1-10）、教員採用や昇任については「三重短期大学教員選考基準」（資料 9-1-11）ならびに「三重短期大学教員選考基準運用規程」（資料 9-1-12）に基づき公正を期して行われている。

本学の管理運営組織票は表 9-1-1 の通りである。

表 9-1-1 三重短期大学運営組織図（資料 9-1-13 より作成）



(3) 短期大学業務を円滑に行う事務組織を設置し十分に機能させているか。

事務職員数は、事務局長をはじめ事務局正規職員計 12 名、臨時職員 5 名（大学総務課 2 名、学生部 2 名、附属図書館 1 名）、及び非常勤嘱託職員 1 名（附属図書館）である。大学総務課は臨時職員を含む 6 名で、教職員の庶務、予算、財務、施設管理等のほか地域連携センターの業務を行っている。学生部は臨時職員を含む 7 名で、入試、学務、進路支援、健康管理、自治会活動支援等の業務を行っている。また、附属図書館は職員全員が司書資格を持っており、図書館業務に専任する正規職員 2 名のほか、臨時職員及び授業期間中夜間専門の非常勤嘱託職員各 1 名を配置している。

正規事務職員の募集、採用は本学独自では行わず、津市職員が人事異動により本学に配置され、昇任・昇格については、「津市職員の任免に関する規則」（資料 9-1-14）及び「津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」（資料 9-1-15）により適切に行われている。なお、臨時職員、嘱託職員の採用は、市人事課を通じて選考により採用している。

市の厳しい財政事情による人件費の削減が迫られる中、教育内容の後退だけは回避するため教員の削減は行わず、事務局職員の雇用形態を変更することにより対応している。

現在、事務局全般の業務を限られた職員が担当しており、1 名の職員が複数の業務を担当する状況となっている。また、本学職員は他の部局から異動してきた市職員であり、数年のサイクルで転出してしまうことにより本学での勤務期間が短くなるため、法人化された大学の事務職員に比べて経験と知識の蓄積が浅いことは否めず、それぞれの担当の経験と知識の継承が極めて難しい。

附属図書館では少しでも学生が図書館を利用しやすくなるように、熱意をもって対応しているが、予算を伴う施設の充実や、新しいメディアの活用など、他の大学図書館の動向を見据えた将来計画を責任ある立場で提案することが難しい。

担当業務に係る経験と知識の蓄積が浅いとした課題はあるものの、学生と接する中で、職員一人一人が公務員としての自覚を持ち、学生からの相談に親身になって対応し、自らの意志で学生にできる限りの支援ができるよう取り組んでいる。

特に就職支援業務は平成 24 年度から外部委託を実施しており、高度な知識を有する専門の就職支援員を配置し、学生の就職活動をきめ細やかに支援することにより就職率の向上に努めてきた。

年間の事務局の活動については、年度始めに「事務事業評価票」により市の基本方針等を踏まえた事務組織の方針と目標を設定し、年度末には「主要な施策の実績報告書」により目標の達成状況を市議会報告するとともに達成度の評価を行っている。このように全職員の意思統一のもとで、効果的、効率的な管理運営を目指している。

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

本学の事務職員は市が実施する階層別の職員研修や、事務職員向けの会計実務研修、契約事務研修などを受講しているほか、市主催の各種研修に自主的に参加することにより職員としての資質向上を図っている。

また、外部研修として、事務局長は全国公立短期大学協会幹部研修会に出席して、公立短期大学を取り巻く現状や動向について研修し、入試・教務担当の職員は、大学入学者選

抜・教務関係事項連絡協議会、東海・北陸・近畿地区学生指導研究集会などに出席して研修している。また、毎年、全国公立短期大学協会事務職員中央研修会に積極的に参加し、他の公立短期大学との連携を深め専門的な知識を身につけるように努めている。

保健担当の職員は、全国大学健康管理研究集会、全国大学健康管理協会東海・北陸地方部会研究集会に出席して研修し、多様な悩みを抱える学生に対応できるように日々研修の成果を活かしている。

附属図書館職員は、東海地区図書館協議会、三重県図書館協議会等が主催する研修会・勉強会・意見交換会への参加を通じて、図書館運営や図書館に係る最新の情報収集に努めている。

以上、本学では職員の職掌に応じて定期的な研修を行っており、管理運営に関わる職員の資質向上のための取組みは組織的に行われていると言える。

2. 点検・評価

●基準 9-1 の充足状況

本学の管理運営は市条例や学則、諸規定等において明確に定め、それに基づいて適切に行われていると言える。

また、事務職員は津市職員として採用された後、人事異動により本学に配属されたものであり、教育研究を行う高等教育機関としての短期大学の管理運営を市条例や規則に基づき適切に執行していることから、同基準を充足していると言える。

①効果が上がっている事項

教授会において大学全体の声を取り入れながら学長のリーダーシップのもと速やかな意思決定が図れる仕組みを構築している。

また、各委員会において、より細やかな協議ができる体制ができている。

②改善すべき事項

本学の事務職員は津市職員であり、短期大学の専任職員として採用されたものではないことに加え、配属から概ね数年というサイクルで転出しているため、高等教育機関の職員としての知識と経験の蓄積が難しい。

職員間での引き継ぎや申し送りを徹底することで支障が出ないように努めているが、異動時期が分散していないことから、十分な効果が出ているとは言い難い。これは、公立大学が抱える共通の課題である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

これまで学内でFD委員会(資料 9-1-16)による教職員向けの研修を行ってきており、今後も継続していく。

さらに、平成 28 年から県内全高等教育機関が参加し始動した「高等教育コンソーシアムみえ」における SDFD 研修の実施が予定されており、県内高等教育機関との協同による研修に参加することで、本学の管理運営を見つめなおす機会となることが期待できる。

②改善すべき事項

事務職員についてはこれまで以上に事務の引き継ぎを徹底するとともに、学外の各種研修を活用し、大学運営に速やかに生かせるスキルを習得できるよう努めていく。

また、今後短期大学としての健全経営を見据え、事務職員の知識と経験の蓄積のための方策も含めた検討が必要である。

4. 根拠資料

- 資料 9-1-1 三重短期大学の設置及び管理に関する条例（既出 2-12）
- 資料 9-1-2 三重短期大学の設置及び管理に関する条例施行規則
- 資料 9-1-3 三重短期大学学則（既出 1-2）
- 資料 9-1-4 三重短期大学教授会規程（既出 2-11）
- 資料 9-1-5 三重短期大学発展計画委員会規程
- 資料 9-1-6 三重短期大学の組織に関する規則（既出 3-2）
- 資料 9-1-7 三重短期大学将来構想（既出 3-5）
- 資料 9-1-8 平成 29 年度三重短期大学運営方針
- 資料 9-1-9 三重短期大学人事に関する規程
- 資料 9-1-10 三重短期大学学長選考基準
- 資料 9-1-11 三重短期大学教員選考基準（既出 3-11）
- 資料 9-1-12 三重短期大学教員選考基準運用規程（既出 3-12）
- 資料 9-1-13 本学 Web サイト 教育情報の公開 運営組織図（既出 3-3）
http://www.tsu-cc.ac.jp/daigakugaiyo/kyoikujoyoho_kokai/toppage.html
- 資料 9-1-14 津市職員の任免に関する規則
- 資料 9-1-15 津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則
- 資料 9-1-16 三重短期大学 FD 委員会規程（既出 3-17）

第2節 財務

1. 現状の説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立しているか。

本学は津市が設置する短期大学であり、資産は津市に属し、地方自治法及び津市の条例等に基づき管理されている。

現在の校舎は1968年12月に移転し、駐車場等を含めた敷地(24,871.00㎡)に校舎棟(3,794.94㎡)、管理棟(1,032.53㎡)、体育館(1,519.56㎡)、研究棟(附属図書館を含む、827.25㎡)、大学ホール(1,033.32㎡)を配し、グラウンド(8,345㎡)、テニスコート(2面)を擁している(資料9-2-1 pp.5~7)。

本学の予算は津市が設置者である関係から、「津市会計規則」(以下「会計規則」という。)(資料9-2-2)、その他の財務関係例規により財務運営を行っている。

単年度の予算をみると、本学では学生からの授業料・入学検定料・入学金(以下「授業料等」という。)、その他の収入及び一般財源により経常的収入を確保している。過去5年間の歳出及び歳入内訳(財源内訳)は表9-2-1の通りである。

表9-2-1 過去5年間の歳出及び歳入内訳(財源内訳)(資料9-2-3より作成)

年 度	決算総額	授業料等	その他の収入	一般財源(公費)
平成23年度	546,822	288,944 (52.8)	7,614 (1.4)	250,264 (45.8)
平成24年度	556,310	294,130 (52.9)	10,971 (2.0)	251,209 (45.1)
平成25年度	591,250	281,020 (47.5)	45,518 (7.7)	264,712 (44.8)
平成26年度	611,114	287,467 (47.1)	8,695 (1.4)	314,952 (51.5)
平成27年度	551,468	286,568 (52.0)	7,890 (1.4)	257,010 (46.6)

単位:千円(千円未満は四捨五入のため概数)、カッコ内は歳入総額における割合(%)

歳出総額に占める授業料等の収入では47~52%台を確保しており、短期大学の教育研究活動を遂行するための経常的収入は継続的に確保されているといえる。

なお、平成25年度(エレベーター設置工事)及び平成26年度(クラブハウス新築工事)は建設費により予算総額が増大している。

(2) 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

本学は、地方公共団体が設置する短期大学のため、運営は地方自治法に基づき、歳入歳出予算については津市議会の議決を得て成立し、決算についても津市議会の決算委員会に報告され承認を得ている。

予算編成にあたっては、毎年度市財政課から予算編成に係る方針が示され、各学科から提出された予算要求を事務局において取りまとめ、この方針に基づき編成した予算案を発展計画委員会での学内調整を経て教授会で全学に周知し、予算案を作成している。その後、財政課の査定を受け調整した上で、最終的に市長査定を経て予算案となる。この予算案は議案として議会に提出され、事業計画(内容)、予算額を説明し、議決後は市民に対し周知されることとなる。

本学の予算は単年度で事業計画(内容)に対する予算額で編成しているが、平成28年

度は予算総額 574,220 千円に対し、教職員の給与費 443,636 千円、非常勤講師の報酬、費用弁償 33,950 千円、図書館管理費 11,614 千円、地域連携センター運営費 4,010 千円、教員研究費 14,020 千円、施設の維持管理費 18,891 千円、その他事務経費 48,099 千円が内訳である。

教育研究にかかる予算に関しては、充実した教育研究活動が行えるよう例年実績に基づいた予算配分をしており、学科及び関係委員会から備品や臨時的経費等の予算要望を受け本学で予算案を作成し、市の財政担当と予算折衝を行っている。

予算執行にあたっては、「津市契約規則」（資料 9-2-4）、「津市会計規則」（資料 9-2-2）をはじめとする財務関係例規に基づき事務処理を行うとともに、予算執行権限は「津市事務専決規程」（資料 9-2-5）により、負担行為、支出命令等の決裁が適正に行われている。

こうした体制のもとで執行された予算は、本市では常任監査委員 1 名のほか議会選出の監査委員 1 名、識見を有する者 2 名の計 4 名の監査委員により、毎年度、大学運営の状況、事業の実施状況等に対する決算審査及び定期監査が行われている。監査結果については、「監査結果報告の提出について」（資料 9-2-6）により報告がなされ、指導助言等には適切に対応し改善を図っており、毎年適正に行われている旨評価されている。

また、文部科学省に対して学校基本調査に基づく報告（学校経費調査表 A、財政計算書類様式 5 資料 9-2-7）を行っている。

これら予算執行は「主要な施策の実績報告書」（資料 9-2-8）及び「津市歳入歳出決算附属書」（資料 9-2-9）にまとめられ、津市議会に議案として提出され審議され、議決を経て決算認定されている。認定結果は広く市民に公表されている。

2. 点検・評価

●基準 9-2 の充足状況

本学は津市が設置者として管理運営の組織を有しており、おおむね入学定員を確保することで、一定額の歳入を得て基盤的な財務については健全運営をしており、同基準を満たしている。

①効果が上がっている事項

収入については、自己収入である授業料等について法経科第 1 部及び生活科学科は定員が確保されており安定的な歳入として期待できる。また、基準財政需要額から地方交付税措置がされており、一般財源として歳入に充当されている。

予算編成については、予算編成方針に基づき真に必要な最小限の予算編成に努め、行財政改革を推進するとともに効率的な運営に努めている。

予算執行に当たっては、効率的な執行に努めるとともに業務の見直しによる効率化を進めている。また、委託契約や物品調達においては、入札等による競争性の確保等による経費の節減に努めている。

なお、会計業務は、財務会計システムにより適切に運用され、内部チェック体制によりおおむね良好に処理されている。

②改善すべき事項

法経科第1部及び生活科学科は入学定員を確保しているが、近年法経科第2部は定員を下回る状況が継続しており、定員の見直しを議論していく必要がある。施設老朽化や全国的な受験者数の減少を含め、将来の三重短期大学の在り方の検討が必要となっている。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

教育研究の質の向上を図りつつ、財政基盤のさらなる強化のため学生定員を満たすことによる、自己収入の安定的確保や外部資金の獲得に一層努めるとともに、予算の適正かつ効率的な執行により経費の節減を図り、安定的な財政基盤を維持している。

また、老朽化が進む大学施設についても、公立短期大学としての在り方を検討するとともに、将来のビジョンに沿った中・長期的な施設改修計画を作成することにより、予算執行の平準化を図り安定的な財政運営に努めていく。

②改善すべき事項

教職員にあっては、本学予算のおよそ半分は公費として税金が投入されていることを十分に認識し、より一層の公平・公正・効率的な予算編成・執行に努めるとともに、研究費についても競争性の確保により一層の経費節減に努める必要がある。

4. 根拠資料

- 資料 9-2-1 『平成 28 年度学生便覧』（既出 1-4）
- 資料 9-2-2 津市会計規則
- 資料 9-2-3 本学 Web サイト 三重短期大学年報 2015 年度（既出 1-8）
- 資料 9-2-4 津市契約規則
- 資料 9-2-5 津市事務専決規程
- 資料 9-2-6 監査結果報告の提出について
- 資料 9-2-7 学校基本調査（学校経費調査票 A）、財政計算書類様式 5
- 資料 9-2-8 主要な施策の実績報告書
- 資料 9-2-9 津市歳入歳出決算附属書

第10章 内部質保証

1. 現状の説明

(1) 短期大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

本学では、評価委員会が主体となり、7年に一度の認証評価を受け、また原則その3年後に自己点検・評価を作成している。評価委員会は、学長、学生部長、図書館長、法経科長、生活科学科長、地域連携センター長、地域問題研究所長、事務局長ならびに学長の推薦に基づき教授会が承認した教職員若干名から構成される(資料10-1 第2条)。平成28年度に開催された評価委員会の議事録は資料10-2の通りである。さらに、評価委員会の下には実務作業を担うための評価小委員会が設置されている(資料10-1 第6条)。

過去の実績としては、まず、平成3年の設置基準改正により自己点検・評価が大学の努力目標とされたことに対応し、平成7年5月に自己点検・評価報告書として『三重短期大学の活動状況』(資料10-3)を刊行した。これは、内容的には本学の教育・研究活動を整理して学外に公表することを目的とした大学概要的なものであった。次いで、平成12年の大学および短大設置基準改正により、努力目標であった自己点検・評価が義務化されたことをうけ、発展計画委員会の中に「点検・評価小委員会」を設置し、平成13年3月に三重短期大学『自己点検・評価報告書』(資料10-4)を刊行し、学内外に広く公開した。

その後、平成22年度に独立行政法人大学評価・学位授与機構による認証評価を受けることになったことから、大学評価・学位授与機構のフォーマットに準拠し、平成21年4月末までのデータをもとにした平成21年度三重短期大学「自己点検評価報告書」(資料10-5)を作成し、本学ホームページに掲載した。平成22年度には大学評価・学位授与機構により、本学が短期大学評価基準を満たしていると認定された(資料10-6)。

以上のように本学は自己点検・評価を実施するとともに外部による評価を受けてきた。

認証評価後、3年～4年の中間時点において自己点検評価を行うことが合意され、平成25年度に「平成25年度三重短期大学自己点検評価書」を公表した(資料10-7)。同時に、評価委員会は、平成23年度から毎年三重短期大学年報を取り纏め、年度ごとの状況についてホームページ上で公表している。また、ホームページ上では「教育情報」を併せて掲載し、平成28年度中に大学ポータルにも掲載予定である(資料10-8)。

本学は津市を設置者とする公立短期大学であり、毎年度の津市一般会計の歳入歳出予算については、津市議会において審議・議決を経て確定した後、地方自治法等関係法令に基づき市民に公表している。ホームページ上では「財務に関する情報」を毎年年報に掲載している(資料10-9)。

情報公開については、津市情報公開条例(平成18年1月1日条例第22号)に基づいて情報公開請求に応じている(資料10-10)。

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

上述の評価委員会による定期的な自己点検のほか、FD委員会とも連携して内部質保証を図っている。FD活動による授業改善、学生による授業評価(資料10-11)、卒業時に実施する学生生活満足度調査(資料10-12)などにより、本学における教育研究活動の質の維

第10章 内部質保証

持に努めている。また学内に設置された意見箱への投書により、学生からの意見や要望を聞き取り、必要に応じて対策を講じている。

また、学外有識者からの意見を聞くために、有識者懇話会を毎年開催し、本学の現況を報告した後に、忌憚のないご意見を頂戴している（資料 10-13）。過去5年間における会議の概要を下表にまとめて示す。

表10-1 過去5年の有識者懇話会の内容（資料10-14より作成）

開催年・日	出席委員 数	主な協議内容
平成24 （2012）年 7月3日（火）	6名	「今後の方針について」 ・食栄における4年制移行、専攻科の設置 ・短大卒と4大卒の相違 ・英語力 ・キャリア支援 ・入り口から出口までのイメージ化 ・高大連携の促進
平成25 （2013）年 7月23日 （火）	6名	「三重短期大学の今後について」 ・進路指導の在り方 ・県内の他の短大との競合 ・学生の出身地割合 ・短大の設置場所 ・会長まとめとして、①就職担当専任者の設置、②高校との連携の促進、③授業におけるディベートの導入、をお願いしたいとのこと
平成26 （2014）年 6月24日 （火）	6名	「三重短期大学の現状について」 ・法経科第2部の特色を明確に ・学ぶ機会、手段の多様化への対応 ・中小企業とのつながりを持つこと ・インターンシップの促進 ・施設改修計画の予定
平成27 （2015）年 6月30日 （火）	4名	「三重短期大学の今後について」 ・マスコミへのアピール、情報提供の徹底 ・タスクルームの活用 ・県外の商工会議所の活用による県外就職率の向上 ・学生が主体となる出前講座（学生の学習意欲向上） ・基礎教育の充実 ・出身高校への進路状況の提供
平成28 （2016）年	5名	「三重短期大学の今後について」 ・就職率のよさと編入学が売り

<p>5月30日 (月)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業界のニーズの把握 ・ 学生の情報処理能力の変化（ワード、エクセルが使えない） ・ 三重短大で取得できる資格が高校生にわかりづらい ・ 地元の人材を育てる大学になるには企業との連携が必要 ・ 政策研究・研修はよい事業 ・ 大学ホームページの充実とわかりやすい説明
----------------------	--	---

* 委員数は平成22年度までは10名、平成23年度以降は6名

有識者懇話会で頂戴した意見については、直近の教授会で報告し、可能な点については実現に努めている。たとえば、平成24年度に「高大連携を促進すべき」という意見を受け、翌平成25年度中に津市内にある三重県立久居高等学校、三重県立みえ夢学園高等学校と連携協定を締結した。また、平成27年度に「出身高校への進路状況の提供」という意見を受け、高校訪問時に当該高校出身者の進路状況について情報提供したり、平成28年度には「大学ホームページの充実とわかりやすい説明」という意見を受け、一部の専攻、コース独自のホームページを開設するなどの改善に努めている。

本学構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底については、津市職員服務規程（平成18年1月1日訓令第17号）を定め、また、三重短期大学教員の兼職・兼業、勤務時間に関する申し合わせ（平成14年6月20日教授会、平成28年9月改訂予定）において明確に定めている。新規採用教員に対しては新規採用時の新人研修において説明を行っている。

ハラスメント対策については、2002年に三重短期大学ハラスメント防止宣言を制定しハラスメントの防止等に関するガイドライン、三重短期大学ハラスメントの防止に関する規程を制定しハラスメント防止対策委員会を設置し、ハラスメントの防止に努めている。（既出資料10-15）

本学では、このように質保証のためのシステムが整えられている。

（3）内部質保証システムを適切に機能させているか。

前回に受けた平成22年度の独立行政法人大学評価・学位授与機構による認証評価において、改善を要する点として、「短期大学士課程の一つの学科（法経科第2部）においては、入学定員充足率が低い」および「施設・設備の改修及び更新が進んでいない」ことが指摘された（資料10-6）。前者について、過去5年間の入学者の推移を下表に示す。

表10-2 法経科第2部の入学者の推移（資料10-16より作成）

年 度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
入学者数 (人)	66	81	80	68	86

第10章 内部質保証

法経科第2部の在學生による第2部の紹介をホームページに掲載し、第2部対象の受験相談会をオープンキャンパスとは別に毎年2月に実施するなどの対策を講じているが、150名定員の半数前後で推移している。その点では指摘事項に対する改善がなされていないことを認めざるを得ない。しかし、経済的に厳しい状況に置かれる学生にとっては、下宿してでも本学で学ぼうとする者もあり、また成人の生涯学習の場としての需要があることをあわせ考えると、なかなか定数削減に踏み切れないできた。近いうちに本学の将来構想を設置者と共に協議する場が設けられることが想定され、その中で第2部の定数問題に対する解決策が見出されると考えている。

施設・設備の老朽化についても、将来的な方向性が定まらなると手がつけられないというのが実情である。そのような状況ではあるが、平成25年12月に校舎棟にエレベータが設置され、バリアフリー化が進められた。さらに、平成27年2月には老朽化の著しかったクラブハウスの建て替えが実現した。また、大学ホールのWiFi環境整備や大教室及び小教室におけるプロジェクターの固定化など一定の改善は果たされた。

先に述べたように、学生による授業評価はFD活動報告書として公表されているが、それに対し、教員側は非常勤講師懇談会、FD研修会、公開授業、FD活動交流集会において、授業改善に努めている。その結果が翌年の授業評価に反映されるので、これらが一連のPDCAサイクルを形成していると考えられる。また、毎年10名の専任教員が市民向けに開講する「オープンカレッジ」(資料10-17)では、講義終了後に受講者を対象にアンケート調査を実施し、その結果を講義担当者にフィードバックしている。

本学では外部評価委員会を設けていないが、上述のように、それに代わるものとして有識者懇話会を設置し、学外者の意見を求めている。そこで出された意見については、すでに本学の事業に反映されたものもいくつか存在している。また、津市監査委員による内部監査でも毎年指摘を受けているが、これについても本学に資するものとして受け止め、改善に努めている。

また、学生は卒業時に本学の学生生活についての満足度調査に回答を行っている(資料10-12)。ここで提出された意見については、次年度4月の教授会で報告され、教職員間で情報を共有している。

個人レベルでの自己点検評価については、平成28年4月に導入した「津市人材評価実施要領」(資料10-18)に基づく人材評価自己点検がある。教員評価委員会が主体となり行われる。教員評価委員会は別途定められている(資料10-19)。評価対象となる教員は、原則全員である(病気休暇、育児休業等評価期間のすべてにおいて勤務していない職員は除く)。第1次評価者として本人が評価後、第2次評価者として教員評価委員会が審査し、最終評価は、学長については教授会が、学生部長・図書館長・教員については教授会の議に基づき学長が行う。学長及び学科長は教員評価結果を本学の活動の改善に役立てるものとする。

次に、教育研究活動のデータ・ベース化については、評価委員会が主体となり全教員に毎年度の「教員研究・教育業績票」(資料10-16)を配信し提出を義務付けている。デジタル・データとして大学総務課に年度ごとに蓄積している。また、毎年度の年報においても公開している。

2. 点検・評価

●基準10の充足状況

本学の諸活動の点検・評価については、2001年3月に刊行した三重短期大学「自己点検・評価報告書」を発端に、平成22年度に独立行政法人大学評価・学位授与機構による認証評価を受けてきた。その後は、平成25年度に「三重短期大学自己点検評価書」を公表し、同時に、平成23年度から毎年三重短期大学年報を取り纏め、年度ごとの状況について大学ホームページ上で公表している。また、これら活動の実績を示すデータ・資料の収集・蓄積は適切に行われている。また、内部質保証に関するシステムも、評価委員会やFD委員会を設置するとともに、有識者懇話会、教員評価委員会等組織を整備している。これらのシステムに従って、毎年の自己評価などが行われるサイクルが定着しており十分充足している。

①効果が上がっている事項

平成22年度認証評価後、年度毎に三重短期大学年報を取り纏めてきた。教職員の連携の下この作業も定着しつつある。このように自己評価・点検を毎年実施する体制が整ってきたことは評価できる。

②改善すべき事項

平成22年度認証評価の指摘事項である、法経科第2部の入学定員充足率が低い点及び施設・設備の改修及び更新が進んでいない点については、引き続き改善に向けた努力が必要である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

現在機能している自己点検・評価システム及びそのサイクル実施に向け、今後も継続して努力していく。

②改善すべき事項

平成22年度認証評価の指摘事項の他、自己点検・評価に対する外部評価体制についてなお一層改善を進める必要がある。

4. 根拠資料

資料10-1 三重短期大学評価委員会規程（既出2-9）

資料10-2 平成28年度評価委員会議事録

資料10-3 三重短期大学の活動状況平成7年版

資料10-4 自己点検・評価報告書2001年3月発行

資料10-5 平成21年度自己点検評価報告書（既出2-10）

資料10-6 平成22年度実施短期大学機関別認証評価評価報告書（既出2-12）

資料10-7 平成25年度自己点検評価報告書（既出1-9）

資料10-8 本学Webサイト 教育情報の公開 理念・教育目標（既出1-7）

http://www.tsu-cc.ac.jp/daigakugaiyo/kyoikujoyoho_kokai/toppage.html

資料10-9 三重短期大学年報2011年度～2015年度（既出1-8）

第10章 内部質保証

- 資料 10-10 津市情報公開条例 Web サイト
http://www3.e-reikinet.jp/tsu/dlw_reiki/418901010022000000MH/418901010022000000MH/418901010022000000MH.html
- 資料 10-11 『FD 活動報告書 2015』（既出 3-16）
- 資料 10-12 2015 年度卒業生満足度調査の集計結果（既出 6-7）
- 資料 10-13 三重短期大学有識者懇話会設置要綱
- 資料 10-14 三重短期大学有識者懇話会会議事録（平成 24～28 年）
- 資料 10-15 三重短期大学ハラスメントの防止に関する規程（既出 6-9）
- 資料 10-16 三重短期大学年報 2015 年度（既出 1-8）
- 資料 10-17 本学 Web サイト 2016 年度オープンカレッジ
<http://www.tsu-cc.ac.jp/centerhp/index.html>
- 資料 10-18 津市人材評価実施要領
- 資料 10-19 三重短期大学教員評価委員会規程

開学以来、本学は社会や学生のニーズに応えるために、学科や専攻の編成のみならず、カリキュラムの編成などを行ってきた。また、地域社会への貢献を標榜し、地域連携センターや地域問題研究所の創設によって、教育研究を発信することで教育研究を還元してきたという実績がある。そして、こうした取り組みは、授業内容や教員の研究成果にも反映されている。

他方で、学生の授業環境の維持を目的に、公開授業やFD活動、卒業生アンケートなどを行うことで、授業内容の水準の維持や授業方法の改善等、不断の努力を積み重ねてきた。こうした努力は、必然的に卒業生の就職率や編入率等に現れているところである。

しかしながら、今般の少子化問題等から発する受験者数の減少という全大学的問題について、本学も影響を受けていることは否めない。こうした問題を打開するために、本学の教育方針等を紹介すべく、教員による高等学校の個別訪問の実施やキャンパスガイドの刷新など、積極的に本学の情報を発信し、受験者数の確保を行ってきた。この点、法経科第2部の過去5年間の実績を見ると、この間定員数は満たしていないものの、2016年度は過去5年間で最も入学者数が増えたことから、努力の成果の現れと見るのであり、このため更なる増加を目指すには、より継続的できめ細やかな取り組みが必要であると確信した。

また、学生のニーズや地域への貢献についての一層の質的量的向上、受験者数の確保等といった問題に対応するために、本学は本学内部の点検・評価の必要性から、平成7年度から自己点検評価報告書の作成をしてきたのであり、とりわけ客観的な評価が得られた独立行政法人大学評価・学位授与機構による機関別認証評価を受けたことは、教員のみならず事務職員の更なる意識改革に繋り、なお一層の不断の改革が必要であることを認識した。その後、これを受けて、平成25年度に自己点検評価報告書を作成し、独立行政法人大学評価・学位授与機構による機関別認証評価で指摘された問題点が改善されているかを検証した。そこでは、女性教員比率の若干の増加や校舎のバリアフリー化の前進等、改善点が現れている。

本学は、学則第1条で、有為な人材の育成による文化発展の寄与を本学の目的に掲げている。この目的に基づき、ゼミナール等において少人数制を採用し、教員と学生が容易にコミュニケーションを図れる状況を作ること、両者の距離を縮めることを可能にし、教育の充実を図っている。すなわち、こうした教育方法は、学生の積極的な授業参加や勤勉性を育む機能を果たしており、例えば授業時間外における授業等に関する質問、あるいは編入等の試験対策のために教員の研究室を訪ねてくるといった学生の勉学に対する積極性や意欲を生んでいるといえる。また、勉学に限らず、課外活動についても効果は出ており、学園祭や部活動、通学路のゴミ拾い活動等において学生の自主性を見ることができる。このような本学の教育方法について、当然のことながら学生自身も理解をしており、例えば在校生によって入学時に行われる新入生への学生生活の説明等において説かれているのであり、本学の特色の1つであるといえる。したがって、本学の目的に沿った人材が育成されていると確認できよう。

しかしながら、こうした教育の充実を図る方法を採用する一方で、卒業生アンケート等においては、大学に対する不満が少なからず見受けられ、充実が図られているとはいえない。特に、施設に関する問題について、学生の意見を顕著に見ることができる。平成25年度の

終 章

自己点検評価報告書では、法経科第2部の学生にとって現行の図書館利用時間では、夜間利用ができない点について度々指摘がなされている。また、特に問題と思われるのは、施設の老朽化である。本学の施設は、昭和40年～50年代に建てられたものであり、大幅な改修が必要である。喫緊の問題として、現在建て替えを含めた議論が学内において行われている状況である。

現在、社会において短期大学を取り巻く状況は厳しいものといえる。そうした中で、改めて短期大学の存在意義が問い直されている。教育・研究機関という立ち位置を基礎としながら、地域社会への貢献、地場産業との連携など、多様性が求められているのも、社会の要請であろうし、翻って短期大学の存在意義を明確にする方法でもある。

こうした状況を念頭に、この度の自己点検評価報告書で顕在化した問題点について、今後の展望を踏まえつつ、社会の変化を取り込みながら定期的に検証をすることで、本学の更なる発展を考えていきたい。